

教育委員会定例会審議結果

1	担当部署名	守谷市教育委員会 学校教育課
2	件名	令和8年3月教育委員会定例会
3	概要	<p>1 開催日時 令和8年3月25日（水曜日）午後1時25分～午後3時30分</p> <p>2 開催場所 守谷市役所 庁議室</p> <p>3 教育長及び各委員の出欠状況 4名出席（奈幡正教育長、河原健教育長職務代理者、椎名和良委員、辺見芳宏委員） 1名欠席（石丸美紀委員）</p> <p>4 説明のための職員出席者等（職員数7名） 教育部長 小林 伸稔 教育部参事 直井 健治 次長兼生涯学習課長 福島 晶子 学校教育課長 藤沼 重信 教育指導課長 鈴木 優子 給食センター長 松井 貫太 中央図書館長 平塚 恭子 事務局員（学校教育課） 1名</p> <p>5 傍聴人 なし</p> <p>6 議題 【議決事項】 （議決）</p> <p>(1) 議案第7号 教育委員会の点検・評価結果報告書の提出について</p> <p>(2) 議案第8号 令和8年度（令和7年度対象）守谷市教育委員会「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」実施方針について</p> <p>(3) 議案第9号 学校医の委嘱校変更について</p> <p>(4) 議案第10号 学校歯科医の委嘱校変更について</p> <p>(5) 議案第11号 守谷市立学校産業医の選任について</p> <p>(6) 議案第12号 守谷市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について</p> <p>(7) 議案第13号 守谷市立学校働き方改革推進会議設置に関する要綱の制定について</p> <p>(8) 議案第14号 守谷市立小中学校の就学指定校の変更に関する取扱要綱の全部の改正について</p>

	<p>(9) 議案第 15 号 守谷市立小中学校への区域外就学に関する取扱要綱の制定について</p> <p>(10) 議案第 16 号 守谷市英語検定料補助金交付要綱の廃止について</p> <p>(11) 議案第 17 号 守谷市教育委員会が任用するフルタイム会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則について</p> <p>(12) 議案第 18 号 教育委員会職員の人事異動について</p> <p>【協議事項】</p> <p>(1) 協議第 5 号 守谷市各種検定料補助金交付要綱の制定について</p> <p>(2) 協議第 6 号 守谷市立中学校自転車通学用ヘルメット購入補助金交付要綱の制定について</p> <p>(3) 協議第 7 号 守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について</p> <p>(4) 協議第 8 号 守谷市学校給食費及び学校給食の提供等に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>【報告事項】</p> <p>(1) 報告第 2 号 学校給食センター運営委員会からの答申について</p> <p>(2) 報告第 3 号 令和 8 年守谷市議会 3 月定例会月議会について</p> <p>【その他】</p> <p>無し</p>
4 今後の状況	<p>次回の定例会教育委員会は、令和 8 年 4 月 27 日（月曜日）午後 1 時 30 分から開催予定。</p>

令和8年3月教育委員会定例会

会 議 資 料

日 時 令和8年3月25日 (水)

午後1時30分から

場 所 守谷市役所 庁議室

令和8年3月教育委員会定例会 会 議 次 第

日 時 令和8年3月25日(水)

午後1時30分から

場 所 守谷市役所 庁議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名人指名
- 3 議決事項
 - 議案第 7 号 教育委員会の点検・評価結果報告書の提出について
 - 議案第 8 号 令和8年度(令和7年度対象)守谷市教育委員会「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」実施方針について
 - 議案第 9 号 学校医の委嘱校変更について
 - 議案第 10 号 学校歯科医の委嘱校変更について
 - 議案第 11 号 守谷市立学校産業医の選任について
 - 議案第 12 号 守谷市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
 - 議案第 13 号 守谷市立学校働き方改革推進会議設置に関する要綱の制定について
 - 議案第 14 号 守谷市立小中学校の就学指定校の変更に関する取扱要綱の全部の改正について
 - 議案第 15 号 守谷市立小中学校への区域外就学に関する取扱要綱の制定について
 - 議案第 16 号 守谷市英語検定料補助金交付要綱の廃止について
 - 議案第 17 号 守谷市教育委員会が任用するフルタイム会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則について
 - 議案第 18 号 教育委員会職員の人事異動について
- 4 協議事項
 - 協議第 5 号 守谷市各種検定料補助金交付要綱の制定について
 - 協議第 6 号 守谷市立中学校自転車通学用ヘルメット購入補助金交付要綱の制定について
 - 協議第 7 号 守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
 - 協議第 8 号 守谷市学校給食費及び学校給食の提供等に関する規則の一部を改正する規則について
- 5 報告事項
 - 報告第 2 号 学校給食センター運営委員会からの答申について
 - 報告第 3 号 令和8年守谷市議会3月定例会月議会について
- 6 その他

議案第7号

教育委員会の点検・評価結果報告書の提出について

令和7年度（令和6年度対象）教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を別冊のとおり作成したので、議会に提出するとともに公表することについて、承認を求める。

令和8年3月25日 提出
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正
令和8年3月 日 原案 認

提案理由

本案は、令和7年3月定例会において可決された守谷市教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針に基づき、令和7年度（令和6年度対象）教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成したので、議会に提出及び市民に公表するものです。

議案	頁数
7号	1

令和7年度
(令和6年度対象)
教育委員会の点検・評価結果報告書



令和8年3月
守谷市教育委員会

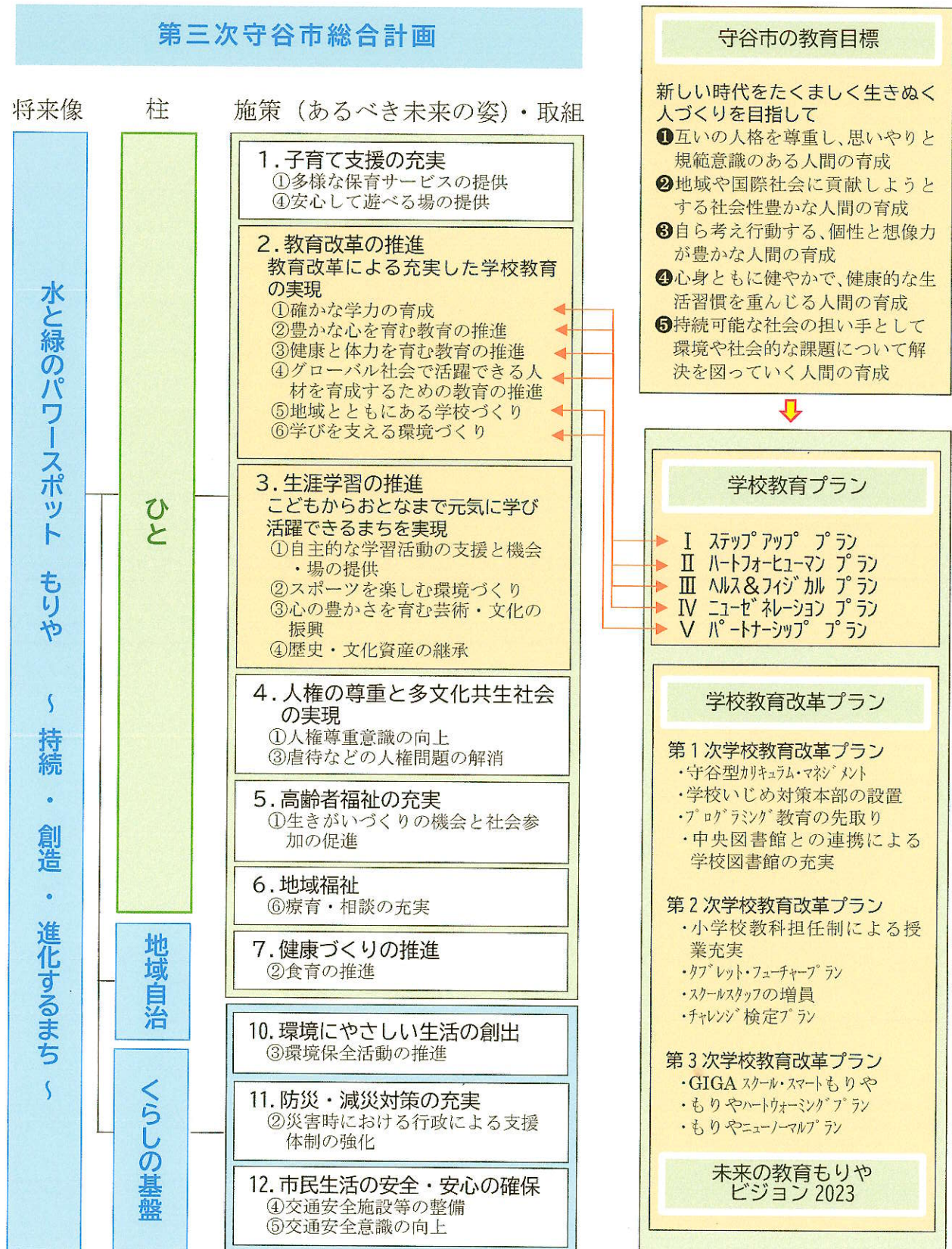
目 次

守谷市の教育体系	P 2
施策(あるべき未来の姿)を実現するための主な取組一覧	P 3
1 守谷市教育委員会の点検・評価について	P 4
2 教育委員会の活動状況	P 6
3 守谷市教育大綱に定めた施策体系別事業		
I 令和6年度重点事業一覧		
1 教育改革の推進	P 14
2 生涯学習の推進	P 21
II 施策実現のための主な取組		
1 教育改革の推進		
(1) 確かな学力の育成	P 25
(2) 豊かな心を育む教育の推進	P 28
(3) 健康と体力を育む教育の推進	P 30
(4) グローバル社会で活躍できる人材を育成するための 教育の推進	P 31
(5) 地域とともにある学校づくり	P 34
(6) 学びを支える環境づくり	P 36
2 生涯学習の推進		
(1) 自主的な学習活動の支援と機会・場の提供	P 39
(2) スポーツを楽しむ環境づくり	P 44
(3) 心の豊かさを育む芸術・文化の振興	P 48
(4) 歴史・文化資産の継承	P 50
4 点検評価委員会委員 総括意見	P 54

議案	頁数
7号	3

守谷市の教育体系（令和4年度～令和6年度）

守谷市の教育行政は、第三次守谷市総合計画で定めた守谷市が目指す将来像の実現のため、教育改革による充実した学校教育の実現に向け、教育改革の推進に取り組みます。



施策（あるべき未来の姿）を実現するための主な取組一覧

施策1 教育改革の推進 ～教育改革による充実した学校教育の実現～	
取組1-1 確かな学力の育成	
1-1-1 守谷型カリキュラム・マネジメントの継続	
1-1-2 学習支援ティーチャーの配置	
1-1-3 市費負担教科担任の配置	
1-1-4 学校図書館を活用した読書活動の推進	
1-1-5 サタデー学習支援教室の実施	
取組1-2 豊かな心を育む教育の推進	
1-2-1 特別支援教育の推進	
1-2-2 いじめ防止対策の推進及び不登校対策の実施	
1-2-3 情報モラル教育の推進	
取組1-3 健康と体力を育む教育の推進	
1-3-1 ゆう遊タイムの活用など子どもの体力向上の推進	
1-3-2 正しい食生活の理解や望ましい習慣の食育の推進	
取組1-4 グローバル社会で活躍できる人材を育成するための教育の推進	
1-4-1 ALT活用による外国語教育の推進	
1-4-2 ICTを活用した教育の推進	
1-4-3 キャリヤ教育の推進	
取組1-5 地域とともにある学校づくり	
1-5-1 地域と連携した学校運営と教育活動の推進	
1-5-2 教育活動における地域人材の有効活用	
取組1-6 学びを支える環境づくり	
1-6-1 教職員のICT活用能力及び資質能力の向上	
1-6-2 学校における働き方改革の推進	
1-6-3 学校施設等の教育環境の整備	
1-6-4 部活動指導員配置の推進	
1-6-5 交通安全意識の向上及び交通安全施設等の整備	
施策2 生涯学習の推進 ～こどもからおとなまで元気に学び 活躍できるまちを実現～	
取組2-1 自主的な学習活動の支援と機会・場の提供	
2-1-1 学習機会と交流の場の提供	
2-1-2 学びと活動を支える人材の確保	
2-1-3 図書館サービスの充実	
2-1-4 子どもの読書活動の推進	
2-1-5 計画的な生涯学習関連施設の整備	
2-1-6 安心できる子どもの居場所提供	
取組2-2 スポーツを楽しむ環境づくり	
2-2-1 スポーツを気軽に楽しめる機会の創出	
2-2-2 子どものスポーツ活動の推進	
2-2-3 スポーツにかかわる組織の育成と連携・協働の推進	
2-2-4 スポーツを活用した地域活性化	
取組2-3 心の豊かさを育む芸術・文化の振興	
2-3-1 芸術・文化に触れる機会の充実	
2-3-2 芸術・文化活動の支援	
取組2-4 歴史・文化資産の継承	
2-4-1 歴史・文化財を知る機会の提供	
2-4-2 歴史的資源を活用したまちづくりの推進	

1 守谷市教育委員会の点検・評価について

I 趣旨

平成 19 年 6 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され（平成 20 年 4 月施行）、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果を報告書として議会に提出し、公表することとなりました。

守谷市教育委員会においても、今後の効果的な教育行政の推進及び市民への説明責任を果たすことを目的として、平成 21 年度から前年度の教育委員会の事務の点検及び評価を実施しています。

本報告書は、令和 6 年度に守谷市教育委員会が実施した主要事業の実績に対する点検・評価としてまとめたものです。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第 4 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

II 点検・評価の対象

点検・評価の対象は、守谷市教育大綱で定めた「施策(あるべき未来の姿)」を実現するための主な取組のほか、当該年度に重点的に実施した事業です。

なお、守谷市教育委員会の個別の事業については、守谷市が実施する「行政評価」の中で、事務事業評価として別途評価を行っています。

III 点検・評価の方法

点検・評価対象事業について、「守谷市教育大綱」に定めた施策体系別に、当該年度の取組内容を明らかにし、成果実績から課題等を分析して今後の対応の方向性を示します(自己評価)。

また、点検・評価の客観性を確保するため、教育に関して学識経験を有する方に点検評価委員となっただき、様々な御意見、御助言をいただきます。

■守谷市教育委員会点検評価委員

(50 音順・敬称略)

氏名	所属等	任期
くろは つとむ 黒羽 勉	元取手市立藤代南中学校 校長 取手市教育委員会スポーツ振興課 学校教育指導員	令和 7～9 年度
ますだ とおる 増田 徹	元常総市立水海道中学校 校長 守谷市総合教育支援センター 相談員	令和 7～9 年度
よしざわ ひろこ 吉澤 寛子	守谷市立大井沢小学校 PTA 会長	令和 7～9 年度

議案	頁数
7 号	6

IV 点検・評価の流れ

1 教育委員会による自己評価

「守谷市教育大綱」の施策体系別に、当該年度に教育委員会各課が実施した「重点事業」及び「施策実現のための主な取組」について、指標数値により具体的な進捗状況を示しつつ、以下の項目を明らかにしていきます。

	重点事業	主な取組	内容
項目	-	目的	事業を実施することで達成させたい目標を記載
	取組・成果	事業内容	令和6年度に所管課が取り組んだ事業内容について、実績が分かるように記載
	課題	課題	令和6年度の実績を分析し、目的達成における課題を記載
	対応方向	今後の方向性	課題を克服し、実績向上を図るために取り組んでいく今後の方向性を記載
	-	外部からの意見	保護者や児童生徒、各種委員会等の構成員等から寄せられた意見や指摘等を記載
	-	成果指標	事業の目的達成度を測る成果指標について、教育大綱最終年度となる令和8年度の目標値を設定するとともに、令和6年度までの実績値と令和7年度予測値を記載。令和6年度実績については目標値に対する達成状況を、AからDの4段階で評価

※「重点事業」は、「主な取組」と重複するため、評価項目を省略しています。

2 点検評価委員による評価

点検評価委員会において、教育委員会の活動状況及び各事業の自己評価結果についての説明と、必要に応じて現地視察を行った後、十分な審議を経て、各事業について教育に関する知見に基づいた御意見をいただきます。

3 点検・評価結果の公表

点検及び評価の結果については、守谷市教育委員会で議決し、事務局各課で共有して施策の見直しにつなげていくほか、守谷市議会に報告し、広く公表していきます。

議案	頁数
7号	7

2 教育委員会の活動状況

I 教育委員会の予算・決算の状況

令和6年度の教育委員会所管の予算額及び決算額（歳出）は以下のとおりで、予算額が約57億4,433万円、一般会計総予算額に占める割合は13.9%、決算額は約51億9,098万円、一般会計総決算額に占める割合は14.1%となりました。

区分	令和6年度予算額	令和6年度決算額
3 民生費	329,218,000	317,354,091
2 児童福祉費	329,218,000	317,354,091
1 児童福祉総務費	329,218,000	317,354,091
10 教育費	5,415,095,000	4,873,612,451
1 教育総務費	1,524,502,000	1,442,789,091
1 教育委員会費	3,105,000	2,583,991
2 学校教育総務費	402,387,000	359,616,460
3 教育研究指導費	368,452,000	351,539,667
4 学校給食センター費	750,558,000	729,048,973
2 小学校費	736,469,000	653,142,536
1 学校管理費	443,009,000	398,593,355
2 教育振興費	237,530,000	204,700,460
3 学校建設費	55,930,000	49,848,721
3 中学校費	1,744,362,580	1,529,414,797
1 学校管理費	228,609,000	136,963,240
2 教育振興費	145,450,000	126,581,547
3 学校建設費	1,370,303,580	1,265,870,010
4 社会教育費	1,369,289,420	1,211,766,824
1 社会教育総務費	267,072,000	234,688,284
2 文化財保護費	16,884,000	10,491,279
3 集会所費	984,000	755,882
4 公民館費	755,975,420	659,284,048
5 図書館費	328,374,000	306,547,331
5 保健体育費	40,472,000	36,499,203
1 保健体育総務費	39,891,000	36,241,423
2 体育施設費	581,000	257,780
12 諸支出金	18,000	17,749
1 基金費	18,000	17,749
9 教育文化振興基金費	18,000	17,749
合計	5,744,331,000	5,190,984,291

※児童福祉総務費内容:児童クラブ運営事業

議案	頁数
7号	8

II 教育委員会の会議の開催状況

1 教育委員会の構成

職名	氏名	任期
教育長	まちだ かおる 町田 香	令和6年4月1日から令和6年12月31日まで
教育長職務代理者	かわら たけし 河原 健	令和4年11月25日から令和8年11月24日まで
委員	はぎや なおみ 萩谷 直美	令和3年10月18日から令和7年10月17日まで
委員	しいな かずよし 椎名 和良	令和6年4月1日から令和10年3月31日まで
委員	てらだ ひろむ 寺田 弘	令和2年10月1日から令和6年9月30日まで
委員	へんみ よしひろ 辺見 芳宏	令和6年10月1日から令和10年9月30日まで

2 教育委員会会議の開催状況

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第16条に基づき、守谷市教育委員会会議規則を定め、毎月定例会を開催し、緊急を要するときには臨時会を開催し、事務局と連携しながら議論を重ね、施策を推進してきました。

会議	開催回数	審議内容等
定例会	12回	規則の制定・改廃、事務の管理・執行基本方針、市職員の人事、附属機関の委員の委嘱等
臨時会	2回	教職員及び事務局職員の人事異動

3 教育委員会会議での案件別審議状況

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第25条及び「守谷市教育委員会事務委任規則」第2条の規定に基づき、令和6年度は52件について審議しました。

審議案件	件数
教育委員会規則の制定及び改廃	11件
教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針	21件
職員の人事に関する事	4件
法令又は条例に定めのある附属機関の委員の委嘱	16件

※審議案件のほか、報告事項及び協議事項として27件を取り扱いました。また、定例会ごとに市内小中学校及び教育委員会事務局各課の状況報告を受けました。

議案	頁数
7号	9

Ⅲ 教育委員会会議以外の活動状況

学校訪問や各種行事等に参加し、意見交換や現場確認を行うなど、活発な活動を通じて教育行政の推進に努めました。

参加行事	活動内容
学校訪問	・教育委員会合同訪問（令和6年5月13, 14, 15, 17日）
各種行事・大会	・小中学校運動会・入学式・卒業式 ・プレゼンテーションフォーラム（令和6年7月9日） ・二十歳の記念式典（令和7年1月12日） ・守谷ライオンズクラブ杯イングリッシュ・フォーラム2024（令和7年1月25日）

Ⅳ 令和6年度教育委員会審議案件等一覧

Ⅰ 審議案件

議案番号	議案名	開催
15	議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について	4月臨時
16	守谷市長と守谷市教育委員会との地方自治法第180条の3の規定に基づく協議について	4月定例
17	守谷市立学校産業医の選任について	4月定例
18	教育長の守谷市土地開発公社の理事を兼職すること及び職務専念義務免除承認について	4月定例
19	守谷市通学区域審議会委員の委嘱について	4月定例
20	守谷市社会教育委員の委嘱について	5月定例
21	守谷市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について	5月定例
22	守谷市図書館協議会委員の委嘱について	5月定例
23	守谷市学校運営協議会委員の委嘱について	5月定例
24	守谷市地域学校協働活動推進員の委嘱について	5月定例
25	守谷市教育支援委員会委員の委嘱について	5月定例
26	議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について	5月定例
27	教育長職務代理者から教育部長への事務執行の委任について	6月定例
28	令和7年度使用中学校教科用図書の採択について	7月定例
29	令和7年度使用小学校特別支援学級（知的障害）教科用図書の採択について	7月定例
30	令和7年度使用中学校特別支援学級（知的障害）教科用図書の採択について	7月定例
31	令和7年使用小学校教科用図書の採択について	7月定例
32	守谷市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の	8月定例

議案	頁数
7号	10

	一部を改正する規則について	
33	学校給食センター運営委員会への諮問について	8月定例
34	議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について(令和6年度守谷市一般会計補正予算(第4号)(教育委員会所管分))	8月定例
35	教育委員会の点検・評価結果報告書の提出について	9月定例
36	守谷市学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの改訂について	9月定例
37	守谷市長と守谷市教育委員会との地方自治法第180条の3の規定に基づく協議について	10月定例
38	守谷市特定地域選択制度の活用における学校選択及びスクールバス利用に関する取扱要綱の制定について	10月定例
39	守谷市外国語指導助手派遣業務プロポーサル選定委員会設置要綱の一部改正について	10月定例
40	守谷市立学校職員の自家用車の公務利用に関する取扱要綱の一部改正について	11月定例
41	議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について	11月定例
42	守谷市教育委員会教育長の退任の同意を求めることについて	11月定例
43	教育長職務代理者から教育部長への事務執行の委任について	12月定例
44	守谷市いじめ防止基本方針の一部改正について	12月定例
45	守谷市立小中学校非常勤講師取扱い要綱の一部改正について	12月定例
46	守谷市いじめ問題重大事態調査委員の委嘱について	12月定例
1	守谷市立学校管理規則等の一部を改正する規則の制定について	1月定例
2	守谷市総合教育支援センター運営規則の一部を改正する規則の制定について	1月定例
3	守谷市特定地域選択制度実施に係る学用品等支給要綱の制定について	1月定例
4	守谷市立学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について	2月定例
5	議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について(守谷市教育委員会教育長の任命について、令和6年度守谷市一般会計補正予算(第8号)(教育委員会所管分及び令和7年度守谷市一般会計予算(教育委員会所管分))	2月定例
6	教職員の人事異動について	3月臨時
7	令和7年度(令和6年度対象)守谷市教育委員会「教育	3月

議案	頁数
7号	11

	に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」実施方針について	
8	学校医の委嘱について	3月定例
9	学校歯科医の委嘱について	3月定例
10	学校薬剤師の委嘱について	3月定例
11	守谷市立学校産業医の選任について	3月定例
12	守谷市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について	3月定例
13	守谷市通学区域審議会の委員の選任について	3月定例
14	守谷市通学区域審議会部会設置要綱の制定について	3月定例
15	守谷市立小中学校適正配置基本方針の決定について	3月定例
16	守谷市文化財保護審議会委員の委嘱について	3月定例
17	守谷市大野公民館長の委嘱について	3月定例
18	文化財の市指定に係る文化財保護審議会への諮問について	3月定例
19	守谷市立学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について	3月定例
20	教育委員会職員の人事異動について	3月定例

※議案番号は、暦年切替えです。

2 報告案件

報告番号	報告件名	開催
5	令和6年守谷市議会4月臨時議会について(教育委員会所管分)	4月定例
6	令和6年守谷市議会6月定例議会について(教育委員会所管分)	6月定例
7	賠償額の決定及び和解について	7月定例
8	守谷市放課後子ども総合プラン運營業務プロポーサル審査委員について	7月定例
9	学校給食費に係る不能欠損の報告について	8月定例
10	守谷中央図書館大規模改修工事基本設計(案)の決定及び基本設計概要(案)に係るパブリック・コメントの実施について	8月定例
11	損害額の決定及び和解について	9月定例
12	学校給食センター運営委員会答申について	9月定例
13	令和6年度守谷市議会9月定例会月議会について(教育委員会所管分)	9月定例
14	守谷市外国語指導助手派遣業務プロポーサル選定委員について	11月定例

議案	頁数
7号	12

15	守谷市立小中学校適正配置基本方針（案）に係るパブリック・コメントの実施について	12月定例
16	守谷市外国語指導助手派遣業務優先契約候補者の選定結果について	12月定例
17	令和6年守谷市議会12月定例会月議会について（教育委員会所管分）	12月定例
18	守谷市外国語指導助手派遣業務優先契約候補者の選定結果について	12月定例
19	令和6年守谷市議12月定例会月議会について（教育委員会所管分）	12月定例
1	守谷市学校教育改革推進プランの見直しについて	2月定例
2	守谷市1人1台端末の利活用に係る計画について	2月定例
3	令和7年度守谷市総合教育支援センター職員について	2月定例
4	守谷市立小中学校適正配置基本方針（案）についてのパブリック・コメント実施結果について	2月定例
5	守谷市通学区審議会の答申について	3月定例
6	令和7年度守谷市社会教育指導員の採用について	3月定例
7	令和7年度守谷市議会3月定例会月議会について	3月定例

※報告番号は、暦年切替えです。

3 協議案件

協議番号	協議件名	開催
4	守谷中央図書館大規模改修工事基本設計概要（案）に対するパブリックコメントの実施について	6月定例
5	守谷市社会教育委員の選出について	10月定例
6	特定地域選択制度によるスクールバス利用対象者の拡大について	11月定例
7	守谷市立小中学校就学援助費交付要綱に定める援助費の費目追加及び中学生校外活動費（宿泊有：スキー学習）の金額変更について	12月定例
1	守谷市図書館協議会委員の選出について	1月定例

※協議番号は、暦年切替えです。

4 令和6年度教育委員会 請願・陳情件名 なし

IV 総合教育会議の開催状況

教育委員会と地方公共団体の長との十分な意思疎通を通して、より民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的に、市長主宰による総合教育会議を開催し

議案	頁数
7号	13

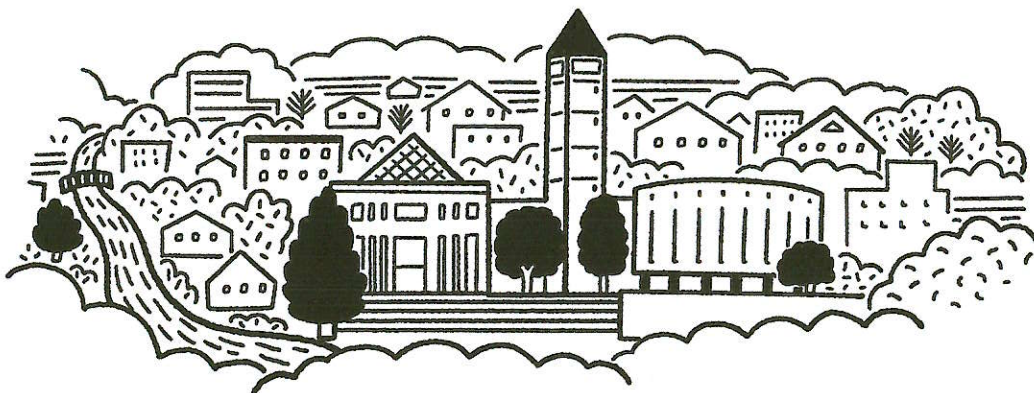
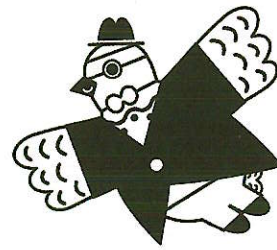
ています。令和6年度も以下内容について協議し、施策の執行に生かしていけるよう、教育に関する政策の方向性を共有しました。

	開催期日	内 容
1	令和6年11月1日	<p>報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校における平和教育について ・ 小学校水泳授業の民間委託実施結果について ・ 特定地域選択制度の進捗状況について ・ 中学校部活動地域移行の進捗状況について ・ コミュニティ・スクールの進捗状況について ・ 学校給食費公会計化後の徴収状況について ・ 中央図書館大規模改修工事の進捗状況について <p>協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 守谷市学校施設長寿命化計画の見直しについて ・ 不登校・いじめ防止対策の推進強化について ・ AIによる英語力の検証事業について

議案	頁数
7号	14

◇教育委員会の活動状況に対する点検評価委員の意見

- ・教育委員会の会議が、定例会 12 回、臨時会 2 回開催された。審議案件は 52 件に上り、様々な教育課題に対して慎重かつ着実な審議が進められ、確実に施策を推進されていることが確認できた。また、決算概要では、一般会計総額の 14.1% が教育費に使われている。教育最優先の守谷市らしい歳出状況であると評価する。



議案	頁数
7号	15

3 守谷市教育大綱に定めた施策体系別事業

教育施策は、福祉や地域づくり、防災などの様々な分野における方向性も踏まえて検討する必要があるため、守谷市教育委員会では、市の将来像や施策の方向性を網羅する「第三次守谷市総合計画」の教育に関する部分を、「守谷市教育大綱」として定めています（P2 図参照）。

「守谷市教育大綱」では、大きく「教育改革の推進」と「生涯学習の推進」を施策とし、各施策で「あるべき未来の姿」を設定して、その実現を目指し取組を進めていくこととされていますが、これにより、市の教育目標「新しい時代をたくましく生き抜く人づくり」についても、より充実させた形で達成されることになります。

各施策を実現させるための主な取組は一覧（P3 図参照）のとおりとなりますが、教育委員会では、毎年度、これらの中から重点的に取り組む事業を設定していますので、点検・評価では「当該年度の重点事業」と「施策を実現させるための主な取組」を対象としていくこととしています。

I 令和6年度重点事業

I 教育改革の推進

(1) 確かな学力の育成

ニューノーマルな学校生活の推進（教育指導課）

【取組・成果】

○取組：守谷型ブラッシュアップ研修

各教科等における資質・能力の育成を目指し、主体的・対話的で深い学びを軸とした授業改善に年間を通じて取り組んだ。各校の児童生徒の実態や教職員のニーズを把握した上で授業構想段階から関わり、学力向上、学習指導における具体的な改善策について指導助言を行った。

○取組：授業や家庭学習における1人1台端末の効果的な活用

1人1台端末の特性を活かした活用（目的に応じたデジタルツールとアナログツールの使い分け、AIドリル等による基礎・基本の定着など）により、個別最適な学びと協働的な学びが一層充実し、探究的な学びの質が向上している。

○成果：令和6年全国学力・学習状況調査結果

- ・小6：国語74点（全国との差+6.3点）算数71点（全国との差+7.6点）
- ・中3：国語64点（全国との差+5.9点）数学59点（全国との差+5.9点）

【課題・今後の方向性】

○今後の方向性：生成AIの活用推進

個別最適化された学びを実現し、探究的な学びを充実させていくための重要なツールである生成AIを、児童生徒が安全に活用できる環境整備が求められる。

また、教職員は、生成AIをどのような学習場面・学習活動において活用することが効果的であるか、また、どのようなツールを組み合わせると相乗効果が期待できるか等について見極める力を身に付ける必要がある。今後、実践的かつ試行錯誤することのできる課題解決型の研修を提案し、推進していきたい。

議案	頁数
7号	16

学校図書館を活用した読書活動の推進（中央図書館）

【取組・成果】

○学校図書館システム及び情報機器の入替を実施

現行の学校図書館電算化システム「情報BOX」及び、情報機器のリース期間が、令和6年7月31日に満了することに伴い、学校図書館専用WEBシステム「TOOLi-S」のサービスの一つである「蔵書管理システム」を新たに導入した。このシステムは、現行のシステム「情報BOX」と同様に、市内小中学校の学校図書館（図書室）における蔵書管理、貸出・返却、利用者登録等の業務全般を行うことができる。また、クラウド型の蔵書管理機能が一体化した学校図書館システムであるため、インストールに係る諸費用が不要となった。

また、現行の「情報BOX」では、図書の納品後、図書データを一度ダウンロードする作業が必要だったが、新システムでは、この作業が不要となり、図書データの一括登録が可能となった。これによって図書登録の時間削減につながり、学校図書館のよりよい運営につながった。

更に、新システムは、使用するパソコンのスペックに左右されることがないため、デスクトップパソコンから一律ノートパソコンでの運用が可能となり、経費の削減につながった。

○タブレット版ぼけっと図書館の導入

「タブレット版ぼけっと図書館（以下ぼけっと図書館）」は、「TOOLi-S」のオプション機能で利用できるサービスである。児童生徒が所持するタブレット端末からQRコードでログインし、児童生徒自身が図書室に行かずとも、自校の蔵書情報にリアルタイムでアクセスできるようになった。さらに、図書検索、ランキング等が連動して表示されるため、タブレットで読書の記録を簡単に行うことができる。読書の記録は、教員用画面から入力データをダウンロードできるため、これまで児童生徒が紙に書いていた記録をぼけっと図書館の記録に変えることで、児童生徒の記入の手間、及び図書委員や教職員の集計の手間がなくなり作業の効率化にもつながった。

○本のPOPコンテストを開催

読書量が低下傾向にある中学生に、本への理解と親しみを深めてもらい、読書意欲の向上を図ることを目的に開催した。80点の応募作品を中央図書館展示スペースに展示し、来館者投票により受賞者を決定し、金賞、銀賞、銅賞外3賞には賞状及び図書カードを授与した。昨年度と比較すると応募作品数は半減している。

【課題・今後の方向性】

- ・ぼけっと図書館については、年度末に教職員に対してアンケート調査を実施。

「ぼけっと図書館で読みたい本が探せたか」という質問に対し、「そう思う」という回答が97.5%あり、検索機能が十分生かされていることがわかる。また、ぼけっと図書館を授業等に取り入れ、調べ学習や読書マップの作成、また学校図書館でぼけっと図書館の画面を見せて本を借りるなど多彩に利用されており、読書意欲の向上にも繋がっている。今後も年度当初の学校図書館オリエンテーションでの周知を行う等、児童生徒の継続活用に向けて取り組んでいく。

議案	頁数
7号	17

・POP コンテストは、中央図書館の大規模改修工事に伴い、投票会場が中央図書館から中央公民館に移し、期間も1か月から20日間程度と短くなる。これに伴い、投票用紙による投票だけではなく、インターネット投票も取り入れる等、より効果的な宣伝・周知を図っていく必要がある。また、POP コンテストに参加する生徒がいる反面、参加しない生徒もいるという課題もある。今後、より多くの生徒に参加してもらうために、参加意欲が高まる付加価値についても検討していく。

(2) 豊かな心を育む教育の推進

いじめ防止対策・不登校対策の推進～校内フリースペースの増設など（教育指導課）

【取組・成果】

○取組：校内フリースペースの増設
 令和5年度に市内全中学校に設置された校内フリースペースを、各中学校区小学校各1校に増設したことにより、個に応じた適切な学びの場の選択肢を広げることにつながり、不登校対策として有効であった。

○成果：令和6年度校内フリースペース利用者数
 ・フリースペース小学校延べ 346人 毎月平均利用者数 29人程度
 ・フリースペース中学校延べ 424人 毎月平均利用者数 35人程度

【課題・今後の方向性】

○課題：令和6年度欠席者数
 前年度より小学校34人、中学校52人減じたが、依然少なくない状況である。関係機関と連携し、個に応じた適切な支援を継続する必要がある。
 ・欠席者（30日以上）小学校 147人 中学校 142人

特別支援教育の推進（教育指導課）

○守谷市教育支援委員会（年5回実施）
 ・審議件数 未就学児：41件 在籍児童生徒：151件 合計192件
 ・各委員の専門的な知見を生かし、児童生徒の実態に応じて、どのような支援が適切か審議し、一人一人に適した学びの場の提供に努めた。

- 特別支援教育（発達性読み書き障がい）に関する研修（各校年1回以上実施）
- 特別支援教育担当者会議の開催（年1回）
- 保育所、幼稚園訪問（年間2回以上）
- こども療育教室、守谷市総合教育支援センターとの定期的な情報交換（随時）
- 保健センター、のびのび子育て課、社会福祉課との連携（随時）

【課題・今後の方向性】

・教育支援委員会での審議件数の増加を受け、令和7年度は年6回の実施を計画している。
 ・「発達性読み書き障害」に係る研修の充実並びに特別支援教育ソフトの導入により、特別支援教育担当者の一層の専門性の向上を図る。

(4) グローバル社会で活躍できる人材を育成するための教育の推進

外国語教育の推進～オンライン英会話の対象範囲の拡大など（教育指導課）

【取組・成果】

議案	頁数
7号	18

○取組：オンライン英会話

令和6年度は、小学校第5・6学年は各3回、中学校第1学年は4回、第2・3学年は5回実施した。授業で習得した英語表現を、ネイティブスピーカーに対しアウトプットする機会を確保することで、英語でのコミュニケーション能力（話す力）並びに英語学習に対する意欲が向上した。

○成果：令和6年度 中学校第3学年終了時での3級以上の取得人数及び取得率

・守谷市 61.2% 全国比較+8.8（全国取得率 52.4%）

○成果：令和6年度 英検 IBA「RL読むこと・話すことテスト」

・中学校第1学年 561.4点 茨城県比較 +33.4

・中学校第2学年 707.9点 茨城県比較 +41.9

・中学校第3学年 786.1点 茨城県比較 +26.1

【課題・今後の方向性】

○課題：自分の思いや考えを、的確に伝える力の育成

音声言語（話す）や文字言語（書く）による表現に共通している課題は、目的や相手に応じて内容構成を考え、的確に伝える力の育成である。

次年度はAIアプリケーション等を活用し、より正確かつ的確に内容を伝えるための試行錯誤の機会を多く設定したい。

(5) 地域とともにある学校づくり

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進（生涯学習課）

【取組・成果】

近年、教育の基盤として、学校と地域の連携・協働体制の確立が位置付けられ、その仕組みづくりが求められている中で、これまで推進してきた「保幼小中高一貫教育」の取組に加え、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む『コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）』と、地域と学校が協働で子どもたちの学びや成長を支える『地域学校協働活動』を一体的に推進するため、子どもたちや学校が抱える課題を地域全体で共有し、応援する体制づくりと、次の取組を行った。

《御所ヶ丘中学校区の取組》

- ・御所ヶ丘中学校区 4校（御所ヶ丘中学校・大井沢小学校・御所ヶ丘小学校・松前台小学校）合同の学校運営協議会を組織し、委員20人を委嘱した。
- ・年2回の会議を通して、校区のグランドデザインを共有し、学校運営に関する協議、学校評価の確認、地域学校協働活動の進捗報告等を行った。
- ・北守谷地区・大井沢地区まちづくり協議会と連携し、学校長推薦により、学校と地域の橋渡し役となる地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）4人を選出し委嘱した。
- ・前年度に続き、地域防災、キャリア教育をテーマに「地域学校協働活動」に取り組み、校区オリジナル防災ハンドブック再編、中学校職場体験受入れ事業所拡大に取り組んだ。

《愛宕中学校区の取組》

愛宕中学校区3校（愛宕中学校・守谷小学校・郷州小学校）における令和7年度導入に向けて、教育委員会・学校によるコミュニティ・スクール設立準備会を行

議案	頁数
7号	19

い、目指す将来像、地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）の選出について協議した。

【課題・今後の方向性】

御所ヶ丘中学校校区での効果検証、愛宕中学校校区の進捗を踏まえ、守谷中学校校区（守谷中学校・大野小学校・黒内小学校）及びけやき台中学校校区（けやき台中学校・高野小学校・松ヶ丘小学校）への導入に取り組む。

中学校区内のまちづくり協議会、各学校 PTA と連携し、保護者、地域住民等の学校運営への参加を進めることにより、地域の力を活用し、創意工夫と特色ある学校づくりを進める。

そのためには、地域住民が学校を身近に感じ、集える機会を増やす必要がある。学校施設を時間帯に応じて機能転換し、夜間等における生涯学習・スポーツ・地域活動など地域住民の多様な活動の場として活用できる学校の新しい公共性について、環境整備を含めた実現可能性を調査・検討したい。

(6) 学びを支える環境づくり

御所ヶ丘中学校校舎改修工事（学校教育課）

【取組・成果】

令和 5 年度からの継続事業であり、工期内に無事に工事を完了することができた。外壁は生徒たちが選んだ色で塗装し、内装や照明器具を更新したことで、快適な学びの環境を提供することができた。また、屋根を更新したことで、建物の長寿命化も図った。

工期：令和 5 年 9 月 20 日～令和 7 年 2 月 28 日

工事内容：校舎及び技術棟の屋根更新・外壁防水塗装、内装等改修・更新、照明の LED 化、空調撤去・再設置、配管類の更新など

【課題・今後の方向性】

学校施設長寿命化計画との整合性を図りながら、今後も安全安心な施設維持管理に努めていく。

けやき台中学校校舎改修工事（学校教育課）

【取組・成果】

令和 6・7 年度で行う工事であり、令和 6 年度は I 期工事を実施した。

内装や照明器具を更新することで快適な学びの環境を提供し、また屋根の更新や外壁塗装を行うことで、建物の長寿命化を図る予定。さらに、地域交流スペースを設置することにより、より開かれた施設を目指す。

工期：令和 6 年 9 月 19 日～令和 8 年 2 月 28 日

工事内容：校舎の屋根及び外壁の更新・補修・防水塗装、教室・廊下の床・壁・天井の更新、照明の LED 化、空調撤去・再設置、配管類の更新など

【課題・今後の方向性】

令和 7 年度は関係各所と調整を行い、安全安心な工事の進捗に努めていく。

松ヶ丘小学校屋内運動場改修工事（実施設計）（学校教育課）

【取組・成果】

屋根や外壁、内装等の改修・更新のほか、発電機能付き空調機を設置し、建物の長寿命化と避難施設としての機能向上を図るための実施設計を行った。

議案	頁数
7 号	20

・契約期間：令和6年5月17日～令和7年2月28日

【課題・今後の方向性】

学校施設長寿命化計画との整合性を図りながら、令和7年度工事実施に向け、関係各所との調整や工事準備を進めていく（令和7年6月工事契約～7月工事開始～令和8年2月工事終了）。

大井沢小学校屋内運動場改修工事（実施設計）（学校教育課）

屋根や外壁、内装等の改修・更新のほか、発電機能付き空調機を設置し、建物の長寿命化と避難施設としての機能向上を図るための実施設計を行った。

・契約期間：令和6年6月17日～令和7年2月28日

【課題・今後の方向性】

学校施設長寿命化計画との整合性を図りながら、令和7年度工事実施に向け、関係各所との調整や工事準備を進めていく（令和7年6月工事契約～7月工事開始～令和8年2月工事終了）。

市内小中学校適正配置事業の推進（学校教育課）

【取組・成果】

○守谷市立小中学校適正配置基本方針の策定

市内の小中学校の適正規模を設定するとともに、適正規模の学校を中長期的に持続させることを目的として、守谷市立小中学校適正配置基本方針を策定した。

策定に当たっては、通学区域審議会を開催し、子どもたちにとって望ましい教育環境を確保するという視点を第一に考え、個別の学校の適正化方策ではなく、守谷市全体を対象とする「望ましい学校規模」や「適正配置の検討を開始する基準」などを設定した。

○スクールバス導入による特定地域選択制度の検討

黒内小学校の過大規模校対策の一環として、松並青葉地区の児童を対象とした特定地域選択制度の導入を検討し、決定した。本制度では、松並青葉地区に居住する児童が、御所ヶ丘小学校及び郷州小学校への進学（転校）を選択できるようにすることで、黒内小学校の過大規模の緩和を図る。また、本制度を利用する児童が両小学校に通学するために、スクールバスを導入し、送迎を行うこととした。

【課題・今後の方向性】

令和7年度以降も、黒内小学校の過大規模状態は継続する見込みであることから、引き続き黒内小学校の過大規模対策を検討するため、通学区域審議会の答申に基づいて守谷市立黒内小学校通学区域地域検討部会を設置し、適正化方策の検討を行う必要がある。

部活動の地域移行（生涯学習課）

【取組・成果】

学校・地域団体等と教育委員会が連携して国が推進する部活動地域移行を実現するため、「地域部活動運営協議会」を組織し、進捗管理、効果検証、課題解決を図った。

市内4中学校全52部活動のうち、20部活動における休日の部活動運営を一般社団法人守谷市スポーツ協会（以下「市スポーツ協会」という。）に委託し、地域クラブ「MSCC（守谷スポーツ文化クラブ）」の活動に位置付け、地域指導者による

指導を行った。また、指導者として必要な知識や技能を身に付けるため、指導者養成講習会を複数回開催し、質の向上を図った。

市内民間施設を活用し、既存の部活動にはないダンス及びテニスの体験会を開催するなど、学校部活動以外の活動の選択肢を提供した。

ふるさと納税を活用したクラウドファンディングにより、全国に呼びかけ、事業にかかる財源確保を行った。(※)

※目標金額：5,000千円 寄付金額：10,094,500円（達成率201.8%）

支援人数：439人

《主な取組》

令和6年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・地域指導者による休日指導（12部活動） ・地域クラブMSCC（守谷スポーツ文化クラブ）始動
5月-6月	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者説明会（休日指導配置部活動）開催 ・平日・休日活動に関する指導者間情報伝達ツール活用開始 ・地域クラブ（指導者・運営スタッフ、保護者、学校）連絡ツール活用開始
7月-8月	<ul style="list-style-type: none"> ・地域部活動運営協議会（企画部会）開催（構成：中学校長、生涯学習課・市スポーツ協会職員） ・国（スポーツ庁）の政策課題に取り組む重点地域に指定 ・地域指導者による休日指導拡大（+6部活動）
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者養成講習会（危機管理マニュアルの理解、コミュニケーションの基本）開催
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税型クラウドファンディング開始（90日間） ・指導者養成講習会（救急救命、AED・エピペンの使い方、チームビルディングの構築とマネジメント、コーチング）開催
11月-12月	<ul style="list-style-type: none"> ・地域指導者による休日指導拡大（+1部活動） ・試合等への参加にかかる調整（中体連主催大会除く）
令和6年 1月-3月	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者養成講習会（身体のコンディショニング、テーピングの使い方、食育他）開催 ・学校部活動にない種目の体験会（ダンス・テニス） ・地域指導者による休日指導拡大（+1部活動） ・ハンドボール競技のクラブチーム結成に向けた検討

【課題・今後の方向性】

既存部活動全てに地域指導者を配置することは困難である。学校部活動の延長上に地域クラブがあるという考え方を見直し、指導者を地域（学校外）から確保することにとらわれず、希望する教職員の兼職兼業により指導者を確保することや、指導者のみならず、活動中の安全管理や連絡調整を担う現場責任者など活動場所に常駐できるスタッフ（以下「運営スタッフ」という。）を複数人確保し、将来的な地域クラブの在り方の検討を進める。

国が示す改革推進期間終了後の令和8年度以降は、地域クラブ運営経費（指導者謝金、傷害保険料、遠征費等）に応じた一部受益者負担が生じる予定である。支

議案	頁数
7号	22

援を要する世帯への対応や、新たな地域クラブの立ち上げ及び運営支援など、必要な支援制度の検討を進める。

指導者・運営スタッフの person 費、施設使用料、事務管理費等、地域クラブ運営にかかる予算が継続的に必要となるため、クラウドファンディングを継続し、全国に呼び掛け支援を募る。

プール授業の民間委託化の推進（学校教育課）

【取組・成果】

学校のプール老朽化に伴う維持管理経費の負担減、教職員の働き方改革及び天候に左右されない教育機会の提供を目的とし、プール授業の民間事業者への委託を開始した。令和6年度は、小学1～2年生を対象とし、90分の授業を2回、委託事業者の指導により実施した。その他の学年及び中学校においては、民間プールを使用し、教職員の指導によりプール授業を実施した。

【課題・今後の方向性】

授業時数を確保するため、授業時間及び回数を見直し、より効果的な指導が実施できる環境を整える。また、対象学年については、令和7年度は1～4年生、令和8年度は1～6年生と、段階的に拡充していく。

学校給食費の徴収・監理業務の一元化（学校給食センター）

【取組・成果】

収納率向上のため、納付書発送時に口座振替登録推進のための文書を同封した。また、未納者には督促状及び催告書の送付、電話催告、滞納整理（自宅訪問）を行い、徴収率の向上に努めた。

- ・徴収率（現年度分）：令和5年度 99.85%、令和6年度 99.32%
- ・口座振替登録世帯：対象者の約9割

【課題・今後の方向性】

他自治体においても、公会計化になると徴収率が下がる傾向にある。学校徴収からの移行により、納付者（保護者）との接点が薄れたことや徴収業務に当たる人員減が要因と考えられる。少ない人員で徴収率を向上させる手法が課題である。

2 生涯学習の推進

(1) 自主的な学習の支援と機会・場の提供

郷州公民館改修工事（生涯学習課）

【取組・成果】

建物の長寿命化と設備の機能向上に加え、新たにエレベーターを設置し、当初計画したスケジュールのとおり、令和6年10月にリニューアルオープンした。

- ・工期：令和5年9月20日～令和6年8月31日
- ・内容：エレベーター設置、玄関開口口拡張、集会室・和室・調理室の利活用スペース拡張、トイレの洋式化、図書室の環境改善 他

【課題・今後の方向性】

市立公民館個別施設計画に沿って、今後も適切な施設維持管理に努める。

北守谷公民館改修工事（実施設計）（生涯学習課）

【取組・成果】

議案	頁数
7号	23

設備不調が著しい施設を改善し、安心・安全な施設環境を確保するとともに、指定避難所の位置付けに対応するため、エレベーターの交換、建物内外装の改修、GHP（ガスヒートポンプエアコン）の導入等、全工程の35%（令和6年度末現在）まで進捗した。

- ・工期：令和6年9月下旬～令和7年8月29日
- ・内容：エレベーター交換、建物外部・外構・内装全般仕上、トイレ乾式化、ホール照明・音響設備、給排水設備、ガス設備、空調設備改修 他

【課題・今後の方向性】

令和7年10月に予定しているリニューアルオープンに向けて、工事の進捗管理、近隣施設との調整、備品の新調など必要な準備を進める。

中央図書館改修工事（基本設計・実施設計）（中央図書館）

【取組・成果】

守谷中央図書館大規模改修工事基本設計・実施設計業務（契約期間：令和6年3月21日から令和7年3月31日）における基本設計業務の過程において、ワークショップ（全3回）を開催し、市民意見を取り入れた基本設計の概要をまとめ、パブリック・コメントを実施し、市民の皆様のご意見を頂いた。

基本設計開始から実施設計完了までの期間において、中央図書館職員及び管財課職員（技術職）、設計業者の三者で、計16回の設計打合せを実施し、3月末に実施設計図書を完成させた。

大規模改修工事に伴う休館中の資料保管、及び、休館からリニューアル後までの期間を想定した配架計画の策定、及び工事終了後の資料の再配架業務を行うため、入札により事業者を選定し、図書館資料配架計画策定・保管及び再配架等業務委託契約を締結した。

【課題・今後の方向性】

改修工事着工に向けた準備のため、令和7年8月25日から休館を予定している。休館後直ちに、約26万冊の図書を外部倉庫に搬出し、館内に残す資料を書庫に配置し、予約による貸出を開始する必要がある。工事中は、工事の進捗管理とともに、他の図書館の支援を頂きながら、利用者の読書意欲を低下させない資料提供に努める。

(4) 歴史・文化遺産の継承

デジタルミュージアムの充実（生涯学習課）

【取組・成果】

デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）事業に採択された「インナープロモーション推進プロジェクト」の一端を担う事業である。

新たなコンテンツを加えてリニューアルしたデジタルミュージアムを公開するとともに、キッズページを作成し、子どもから大人まで、いつでも・どこでも文化資源に触れることができる環境づくりに取り組んだ。

《新規掲載コンテンツ》

- ・市指定文化財八坂神社祇園祭：上町氏子会山車（3D画像）
- ・キッズページ：市指定文化財解説（アニメーション付）、守谷の七不思議解説

【課題・今後の方向性】

議案	頁数
7号	24

指定文化財をアーカイブ化し公開するに当たり、文化財の認知度が高まることで盗難等のリスクが生じるため、所有者の理解を得ることが難しいケースがある。文化財がアーカイブ化されることで、市民にとって便益（市への愛着醸成、授業での利活用等）につながることを丁寧に説明し、所有者の理解を得ていく必要がある。今後、市内の寺社に情報提供を依頼し、指定候補となる文化財を把握するとともに、有識者による調査を基に、指定文化財を増やしたい。

◇令和6年度重点事業に対する点検評価委員の意見

Ⅰ 教育改革の推進

(1) 確かな学力の育成

- ・全国学力・学習状況調査において、小学校と中学校の両方で、国語と算数・数学ともに全国平均を上回っている。この結果も素晴らしいが、さらに生成AIを活用して教育効果を上げていこうとする先進的な取組も評価できる。
- ・授業や家庭学習において1人1台端末の特性を活かした活用ができ、個別最適な学びと協働的な学びが充実してきていることによる成果が全国学力・学習状況調査の結果に如実に表れている。
- ・本に親しむ機会を増やすために、タブレット版ぽけっと図書館を導入し、図書館に行かずに読みたい本が検索でき、また、読書記録を簡単にできる等、有効なツールとなっている。今後はさらに授業等で活用し、読書意欲を高めることが期待される。

(2) 豊かな心を育む教育の推進

- ・校内フリースペースを増設する等、不登校対策へのきめ細かな対応がなされている。不登校者数が高止まりしているため、登校できる子どもが増えるように、引き続き子どもたちの「心の場」居場所作りをお願いしたい。
- ・校内フリースペースの増設により、児童生徒の個に応じた適切な学びの場や居場所が確保でき、不登校対策に成果が表れている。
- ・校内フリースペースという受け皿があることで、学校まで足を運べる児童生徒が増えたことは喜ばしいことである。しかし、不登校者数が減らないことや、特別支援教育の利用希望者数が増えていることから、従来「一般的」と言われたゾーンの割合が減っているとも考えられる。一般の授業やクラスに馴染まない児童生徒もじっくりと学べる環境が求められる。

(4) グローバル社会で活躍できる人材を育成するための教育の推進

- ・オンライン英会話とALTとの英会話によって、英語でのコミュニケーション能力や意欲が向上したとのこと、それが英語検定3級の取得率の高さにもつながっていると感じた。「ネイティブスピーカーにアウトプットする機会を確保する」というのは他市町村にはない取組である。伝える力の育成に大きく貢献し

議案	頁数
7号	25

ている。

(5) 地域とともにある学校づくり

- ・御所ヶ丘中学校区のコミュニティ・スクールに参加しているが、PTAとして地域にお世話になることが多く、自助の意識が不足しないよう戒めつつ、ちょうどよい力の借り方を模索したい。コミュニティ・スクールのフローや権限の認識が不足する部分があるので、なるべくスムーズに展開し、互いに活躍できるよう、各中学校区間で情報共有がされるとよい。また、学校をハブとして地域が集えるような仕組みやイベントがあるとよいが、子どもたちは休日に習い事があり、思うように集まらないとの話も聞く。そして、単発で集まっても顔や名前がわからない可能性もある。挨拶から始め、小さな催しなどでも日々声を掛け合い、顔見知りになるところから推進する必要があると感じる。

(6) 学びを支える環境づくり

- ・教育効果を上げるためには、環境の果たす役割は大きい。財政面の課題はあるものの、それを乗り越えて、校舎の増築や大規模改修、適正配置事業に取り組んでいるところが素晴らしい。
- ・部活動改革（部活動地域移行）は、各市町村、各中学校にとって大きな課題である。制度作りの面でも予算の面でも、守谷市は手厚い支援がなされていると感じた。子どもたちにとっても、先生方にとっても、両方にとっていい地域クラブ活動を作っていこうという姿勢が素晴らしい。
- ・部活動の地域移行を実現するために運営協議会を組織し、課題解決を図るべく実践している。特に、部活動における休日の運営を「守谷市スポーツ協会」に委託し、地域指導者による指導を行ったことや、クラウドファンディングで財源を確保する取り組みは、他の市町村に先駆けているものであり、今後も充実した素晴らしい運営に発展していくことを期待したい。
- ・プール授業の民間委託は、回数は少なくとも、確実に受けられるほうが子どもも保護者も先生方も納得し、集中できると思う。老朽化したプールは、災害時利用を想定していると聞いているため、いざという時に使えるよう訓練が必要である。

II 施策実現のための主な取組

施策実現のための主な取組については、成果指標の令和8年度目標値達成度を以下4段階で評価しています（参考：県教育委員会点検評価達成基準）。

A	期待以上の成果（100%以上）
B	概ね期待どおりの成果（80～99%）
C	期待した成果を下回っている（50～79%）
D	期待された成果があがっていない（50%未満）

I 教育改革の推進

(1) 確かな学力の育成

単位：千円(前年度)

事業名	1-1-1 守谷型カリキュラム・マネジメントの継続	決算額	—				
目的	教職員が担うべき業務に専念できる環境や児童生徒と向き合う時間を確保し、長時間勤務の働き方を改善することで、児童生徒の学びの質を保障する。						
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・週3日5時間授業（月、水、金）の実施 ・中学校「部活動改革」の推進 						
課題・対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ラーケーション取得など多様な学びの形態が導入されることにより、個々の児童生徒の学習進捗の管理、学校全体としての総授業時数確保が課題となる。 						
外部からの意見	<ul style="list-style-type: none"> ・守谷市の教職員は、「守谷型カリキュラム・マネジメント」によって、教材研究や児童生徒と向き合う時間を確保することで、学びの質を向上させている。働き方改革の推進にも寄与していると捉えており、本県でも参考にしたい。（県外視察者） 						
担当課	教育指導課						
	成果指標	R2(基準値)	R5	R6	R7(見込)	目標値	達成状況
	全国学力・学習状況調査で全国平均正答率を市平均正答率が上回っている教科の割合	100%	100%	100%	100%	100%	A
	意欲をもって授業に臨んでいる児童生徒の割合	78.9%	80.7%	83.5%	84%	90%	B
	小学校教職員の超過在校等時間月45時間以内の割合	67.5%	85%	86%	89%	100%	B
	中学校教職員の超過在校等時間月45時間以内の割合	42.2%	56%	60%	60%	80%	C

事業名	1-1-2 学習支援ティーチャーの配置	決算額	58,511(57,077)				
目的	個に応じたきめ細かな学習指導や生活習慣指導を行うため、担当教職員とのチームティーチングによる指導の充実を図り、分かる授業を展開することで、学力向上を目指す。						
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・内容 学習支援及び生活指導 ・形態 担任と非常勤講師によるチームティーチング ・会計年度任用職員の配置 28人 						

議案	頁数
7号	27

	⇒小学校第1学年及び2学年の学級数がそれぞれ2以上の場合 学級数が2の場合は1人、3又は4のときは2人、5又は6の場合は3人配置 ⇒小学校第1学年及び第2学年の学級数がそれぞれ1の場合 第1学年、第2学年合わせて学級数が2のときは1人、3のときは2人の配置						
課題・対応方向	・近年、特別な配慮を要する児童が増加傾向にあり、個に応じたきめ細やかに支援できる学習支援ティーチャーの存在は大きく、学力向上に寄与している。						
外部からの意見	・子供の話から担任先生はもちろんのこと、その他の職員が積極的に子供と関わる姿が伝わる。(守谷中学校区保護者)						
担当課	教育指導課						
	成果指標	R2(基準値)	R5	R6	R7(見込)	目標値	達成状況
	全国学力・学習状況調査で全国平均正答率を市平均正答率が上回っている教科の割合	100%	100%	100%	100%	100%	A
	意欲をもって授業に臨んでいる児童生徒の割合	78.9%	80.7%	83.5%	84%	90%	B

事業名	1-1-3 市費負担教科担任の配置	決算額	114,756(107,725)				
目的	市内小学校第5・6学年の児童(以下「小学校高学年」)を対象に、市独自に雇用した専門性を有する教職員が教科指導を行うことにより、授業の質を向上させ児童の学習意欲をより高める。併せて小学校高学年を担当する教職員の働き方改革を進める。						
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・内容 専門分野の教科学習指導(理科、音楽、図画工作) ・形態 市内9校の小学校高学年の教科指導を担当する。 ・市費負担教職員(教科専科)の配置17人(理科9人、音楽4人、図画工作4人) 						
課題・対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・質の高い授業を継続して提供するために、専門性並びに指導力の高い新規教職員の採用が今後も求められる。 ・専科教員が継続して勤務できるよう、雇用形態について見直しが必要である。 						
外部からの意見	・市独自の教科専科による学習の展開は、児童にも教師にも利益が得られる取組であると考え(守谷中学校区保護者)						
担当課	教育指導課						
	成果指標	R2(基準値)	R5	R6	R7(見込)	目標値	達成状況
	授業を肯定的に捉えている児童の割合	77.6%	92.8%	94.0%	95.0%	85%	A

事業名	1-1-4 学校図書館を活用した読書活動の推進	決算額	34,742(31,879)				
目的	令和元年度から実施されている学校教育改革プランに基づく「中央図書館との連携による学校図書館の充実」を図るため、読書センター・学習センター						

	一・情報センターとしての機能充実に対する支援を行う。						
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・団体貸出(1,628冊)や学校間相互協力(112冊)を促進したが、団体貸出及び学校間相互利用ともに令和5年度実績を下回った。 ・図書館職員により、年間42回ブックトークを実施し、令和5年度実績の35回から増加した。 ・学校図書館システムの入替とぼけっと図書館の導入に伴い、学校司書の技術向上のため研修を実施した。また、企業が開催するブックフェアに参加し、実際に図書の現物を手に取り内容を確認することでより良い選書に繋がった。 ・学校図書館資料の充実を図るため、充足率を考慮した資料費の配分を実施し、学校図書館図書標準の達成学校数が、12校となった。 						
課題・対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・団体貸出が令和5年度実績2,365冊から約700冊減少したが、これは1年間貸出可能である茨城県立図書館の学校図書館支援図書貸出パックを積極的に活用(令和6年度実績:28パック)した経緯がある。また、学校間相互利用も48冊減少したが、これは学校図書館の蔵書が児童生徒のニーズに沿って充実してきたことも起因している。中央図書館の大規模改修工事中は、県立図書館の団体貸出パック等を有効に活用し、学校への資料提供に努める。 ・ブックトークの依頼が前年度より上回り、学校への周知が浸透してきた結果がでている反面、依頼の少ない学校もある。今後は、教職員の異動等への対応として、学校図書館の取組みや情報等の説明を実施するなど、継続した周知を図っていく。 						
外部からの意見	・読書活動推進を念頭に、利用しやすい環境作りを心がけ、児童に寄り添った対応を継続していきたい。(教職員)						
担当課	中央図書館						
	成果指標	R2(基準値)	R5	R6	R7(見込)	目標値	達成状況
	学校図書館の年間貸出冊数	187,897	292,380	278,448	250,000	200,000	A
	学校図書館図書標準の達成学校数	8校	11校	12校	12校	13校	B

事業名	1-1-5 サタデー学習支援教室の実施	決算額	1,277(822)
目的	小学校第4学年から第6学年までの希望する児童を対象に、学習習慣の確立並びに基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図る。		
事業内容	内容 ①国語及び算数を中心とした基礎的・基本的な学習の個別指導 ②宿題に関する支援 ③学習方法、学習習慣の確立に関する相談並びに支援 ④小学校との連携並びに児童及び保護者との学習相談 ・非常勤講師の配置等 サタデー学習支援教室指導員 6人		
課題・対応方向	・夏季休業中の学習支援(夏休みの宿題のフォローなど)を行うことで児童の学習意欲を一層高められるようにしたい。		

議案	頁数
7号	29

	・理科実験やプログラミング、英語に親しめる機会の設定についても検討したい。						
外部からの意見	・サタデー学習支援教室に通う保護者へのアンケート設問「児童は学習習慣が身に付き、基礎学力が向上した」に対し、肯定的な回答は71.4%、「児童の学習意欲が向上した」に対する肯定的な回答は85.7%となった。(サタデー学習支援教室指導員)						
担当課	教育指導課						
	成果指標	R2(基準値)	R5	R6	R7(見込)	目標値	達成状況
	サタデー教室に参加して、勉強する時間が増えた児童の割合	未実施	24%	87.5%	90%	50%	A

(2) 豊かな心を育む教育の推進

単位:千円(前年度)

事業名	1-2-1 特別支援教育の推進	決算額	5,525(1,799)				
目的	教職員の特別支援教育に関する専門性を高め、特別な教育的支援を必要とする幼児、児童及び生徒が早期からの一貫した教育支援を受けることで、本人のもつ能力を発揮できるようにする。						
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・守谷市教育支援委員会(年6回実施) ・特別支援教育(発達性読み書き障がい)に関する研修(各校年1回以上実施) ・特別支援教育担当者会議の開催(年1回) ・保育所、幼稚園訪問(年間2回以上) ・こども療育教室、守谷市総合教育支援センターとの定期的な情報交換(随時) ・保健センター、のびのび子育て課、社会福祉課との連携(随時) ・保幼小中高一貫教育の推進(随時) 						
課題・対応方向	・「発達性読み書き障害」に係る研修の充実や特別支援教育ソフトの導入により、特別支援教育担当者の一層の専門性の向上を図りたい。						
外部からの意見	・教職員が生徒一人一人に寄り添う意識をもって指導していることは素晴らしい。生徒のよさや個性を伸ばすよう心掛けてほしい。(守谷中学校区住民)						
担当課	教育指導課						
	成果指標	R2(基準値)	R5	R6	R7(見込)	目標値	達成状況
	教職員の研修実施回数(校内研修、訪問含む)	5回/校	5回/校	10回	10回	5回/校	A
	市内保育所・幼稚園訪問回数	55回	104回	63回	60回	60回	A

事業名	1-2-2 いじめ防止対策の推進及び不登校対策の実施	決算額	1,336(3,214)				
目的	いじめの未然防止及び早期発見に努めるとともに、いじめが起きてしまった場合は迅速に対応し、再発の防止に取り組める体制を整備する。						

議案	頁数
7号	30

	不登校の未然防止及び早期対応に努め、「社会的自立」を目指し、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・指導（学習指導も含む）を行うことにより、その社会的自立を支援していく。						
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策本部の設置（各学校、市教委） ・いじめ問題重大事態調査委員会 令和5年度に生じた1件の重大事態について、第三者調査委員会による調査並びに報告を実施。（全4回） ・保幼小中高一貫教育シートの作成・活用による「隙間のない生徒理解」の推進 ・校内フリースペースを増設並びに支援員を配置（各中学校区内小学校1校） R6年度：小学校4校 中学校4校 計8校 R7年度：小学校9校 中学校4校 計13校（全校設置完了予定） ・スクールソーシャルワーカーを各中学校区に1名ずつ配置 						
課題・対応方向	令和6年度のいじめの認知数は、小学校258件、中学校70件、合計324件に対して、小学校の解消率は66.7%、中学校の解消率は65.7%である。小中学校の認知数に増加が見られるものの、解消率は横ばいであり、依然解消率の低さが課題である。						
外部からの意見	いじめは0にならない前提で、児童の小さな変容に気づき、寄り添っていく体制づくりを行ってくださっていることに感謝しています。このままいじめ防止に関わる取り組みを継続して行ってほしい。（守谷小学校区住民）						
担当課	教育指導課						
	成果指標	R2(基準値)	R5	R6	R7(見込)	目標値	達成状況
	いじめの解消率	88.00%	57.7%	66.5%	77.0%	75.00%	B
	不登校児童生徒出現率(30日以上欠席)	2.10%	3.44%	3.79%	3.65%	3.50%	A

事業名	1-2-3 情報モラル教育の推進	決算額	—
目的	教職員が研修を通じて情報モラルについて理解を深め、教育活動全体を通じて児童生徒に計画的かつ確実に情報モラル教育を推進することで、児童生徒に情報を適切に活用する能力（情報の収集・整理、比較、活用・発信など）を育む。		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員対象…有識者やICT支援員等による情報モラルに関する研修の実施 ・児童生徒対象…情報モラルに関する授業の計画的かつ確実な実施 		
課題・対応方向	情報モラルに係る具体的な事例をもとにした教職員研修の継続が求められる。特に、生成AIの活用は、児童生徒の学びをより豊かで深いものとするために不可欠である。情報に操られるのではなく、情報を取捨選択することのできる自律的な学習者を育むことが重要である。そのためには、教師も児童生徒と共に試行錯誤し、どのような活用の仕方が自分自身の思考や表現をよりよいものとするのか、学び続ける必要がある。		

議案	頁数
7号	31

外部からの意見	・デジタル・シティズンシップ教育や生成 AI を活用した授業など、児童が自ら考え、取捨選択をして学ぶ授業が行われていて、今後の更なる成長が楽しみである。(黒内小学校区)					
担当課	教育指導課					
成果指標	R2(基準値)	R5	R6	R7(見込)	目標値	達成状況
ICT 機器(スマートフォンや PC)の使い方について、約束したことを守っている。(全国学力学習状況調査児童質問用紙)	実施せず	95.7%	96.2%	98%	100%	B
ICT 機器(スマートフォンや PC)の使い方について、約束したことを守っている。(全国学力学習状況調査生徒質問用紙)	実施せず	97.3%	96.9%	98%	100%	B

(3) 健康と体力を育む教育の推進

単位:千円(前年度)

事業名	1-3-1 遊ぶうタイムの活用など子どもの体力向上の推進	決算額	624(639)			
目的	体育の授業を基盤として、体を動かすことが好きになる児童生徒を育成し、集団での外遊びを推奨することで、友達と体を動かす喜びを味わい、体力の向上を図る。					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・運動量を確保し、「できること、わかること、関わること」を実感できる、体育の時間の実践 ・各校で週1回、ロング昼休み(遊々タイム)を設定し、集団で外遊びをする時間の確保 					
課題・対応方向	・令和6年度スポーツテスト総合評価 A、B の取得率の県平均との比較は、小学校で+2.3%、中学校で+3.4%となっている。小学校での体力向上が課題である。					
外部からの意見	・体力の向上、体力テストの A+B の割合を高めるため、スポーツアスリートの特別授業の実施、市と連携し、保健体育専科教諭の検討やスポーツ協会主催の特別授業など、特別感をもって体育をより好きになってもらうような取組が増えていくとよいと感じた。(愛宕中学校区住民)					
担当課	教育指導課、学校教育課					
成果指標	R2(基準値)	R5	R6	R7(見込)	目標値	達成状況
体力テストで総合評価 A、B を取得できた児童の割合	中止	46.2%	49%	52%	60%	B
体力テストで総合評価 A、B を取得できた生徒の割合	中止	56.2%	57.7%	58%	60%	B

事業名	1-3-2 正しい食生活の理解や望ましい習慣の推進	決算額	644,161(614,801)			
目的	給食指導及び保健体育、学級活動の授業を通して、正しい食生活の習慣の定着を図る。また、食事の重要性や栄養バランス、食文化等についての理解を図り、健康で健全な食生活に関する知識や技能を身に付けることができるようにする。					
事業内容	・食育月間(6月)における栄養教諭等による食に関する指導を実施し、家庭との連携を図る。					

議案	頁数
7号	32

	<ul style="list-style-type: none"> ・地場産物の活用や日本やほかの国々の食文化を知ることができる、生きた教材となる給食を提供する。 ・給食センターの見学受入。 ・給食だよりや市広報紙、市クックパッドでの給食レシピの紹介。 					
課題・対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養教諭による給食等の巡回指導、小中学校の家庭科や体育科、学級活動等での担当教諭との協働授業に継続して取り組み、正しい食生活の理解や望ましい習慣の確立に努める。特に、朝食の大切さについての指導を充実させたい。 ・毎月の給食の献立には、茨城県産や守谷産の食材を使用したもの、日本や世界各地の郷土料理などを取り入れ、食文化のすばらしさを伝えてきた。今後も継続して行っていく。 ・給食センター見学は10団体、123名であった。学校給食提供までの過程（献立作成、食材調達・検収、調理、配送、片づけなど）を保護者など多くの市民に知ってもらうことは重要な事業である。 ・食生活の基本は子どもの時期に形成されることから、日常生活の基盤である家庭において子どもへの食育を着実に推進していくことが重要な課題であるため、例年どおり、毎月広報紙やホームページでレシピ紹介や給食だよりを掲載した。 					
外部からの意見	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の栄養教諭を活用（出前授業・GT活用等）し、食育を充実させてほしい。 ・栄養バランスのよい食事をとれるよう保護者も工夫しているが難しい。「早寝・早起き・朝ご飯」を今後も呼びかけていく必要がある。（けやき台中学校区住民） ・施設見学で、食材管理や調理など多くの人が関わって安全安心な給食が提供されていることがわかった。（給食センター見学者） ・栄養教諭による講座を受講し、献立作成には栄養価、食材選定などいろいろな要素を考慮して実施されていることが分かった。（給食センター見学者） ・給食の試食により、「守谷の給食はおいしい」と概ね好評であった。（給食センター見学者） ・全国で約500自治体が給食費を無償化しているのので、守谷市でも実施するべきである。（市議会における市政に関する一般質問） 					
担当課	教育指導課、給食センター					
成果指標	R2(基準値)	R5	R6	R7(見込)	目標値	達成状況
学校健診で所見のあった児童生徒の割合	11.9%	10.9%	10.9%	10%	10%	A
朝食を毎日食べている児童の割合(全国学力学習状況調査児童質問用紙)	97.4%	96.3%	95.5%	98.0%	98.0%	B

(4) グローバル社会で活躍できる人材を育成するための教育の推進 単位:千円(前年度)

事業名	1-4-1 ALT活用による外国語教育の推進	決算額	108,203(108,001)
目的	外国語教育推進事業におけるALT(外国人指導助手)の全校配置に加え、本		

	<p>ンライン英会話（ネイティブスピーカーと児童生徒の1対1での英会話）を行うことにより、学習指導要領で重視される4技能（「聞く、話す、読む、書く」力）をバランスよく身に付け、自分の思いや考えを英語で発信できる児童生徒を育成する。</p>						
事業内容	<p>○ALT 関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ALTの全校配置 19名（大規模校及び中学校2名配置） ・ALTミーティング（年3回）、ALTログハウスミーティング（年4回以上） ・ALTによるもりやキャラバン、英語アウトリーチ、イングリッシュ・フォーラム、イングリッシュ・フェスティバル、ALTと学ぼう等の英語コミュニケーション活動の実施 ・姉妹都市、海外小中学校との海外英語交流学習のサポート <p>○オンライン英会話関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人講師とのマンツーマン英会話レッスン（1回25分）の実施 [対象学年・人数] 小学校第5学年～中学校第3学年 約3,100人 [実施回数] 小学校第5学年 年間3回 第6学年 年間3回 中学校第1学年 年間4回 第2学年 年間5回 第3学年 年間5回 <p>○外国語教育推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校低学年において、教育課程特例校申請を行い「英語活動」を設置 ・学習者用デジタル教科書等を活用した個別最適な学びの推進 ・小学校外国語教育校内研修の実施（全小学校9校×1回） ・外国語教育推進委員会（年3回） 						
課題・対応方向	<p>・これまでは単年度での委託契約のため、予約や振替方法が契約業者によって異なり、年度当初の業務が煩雑になっていた。そこで令和7年度から、3か年の契約に変更することとした。あわせて、トラブルシューティングに即時対応できるよう、オンライン英会話専属のサポートスタッフを業者から学校に派遣したり、接続状況について電話で確認・調整したりすることができるよう、問合せ窓口を設置した。</p>						
外部からの意見	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン英会話では、どの児童も英会話に集中する姿に驚いた。（米沢市視察職員） ・英語学習が非常に充実している。他校との英語交流はとてもよい。（御所ヶ丘中学校区住民） ・英語専科教員とALTの日々の授業実践によって、英語力向上が見られ素晴らしい。（守谷中学校区住民） 						
担当課	教育指導課						
	成果指標	R2(基準値)	R5	R6	R7(見込)	目標値	達成状況
	外国語が話せるようになりたいと思う児童の割合	93%	90%	93.0%	94.0%	95.0%	B
	英検3級以上を取得した中学3年生の割合	47.9%	57.6%	61.2%	62.0%	60.0%	A

事業名	1-4-2 ICTを活用した教育の推進	決算額	—				
目的	ICT 機器を効果的に活用して、児童生徒が主体的かつ探究的に学ぶことができるようにするとともに、一人一人に個別最適化された学びを実現する。						
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「守谷型ラーニングスタイル（探究的な学び）」の実現 ・守谷型授業力ブラッシュアップ研修における協働立案型提案授業の公開 ・計画訪問（年1回）、要請訪問（随時） ・情報教育推進委員会の実施（年4回） ・ICT 支援員による教職員の I C T機器の有効活用に向けてのサポート（随時） ・教職員の資質向上を図るための研修の実施（随時） 						
課題・対応方向	・教職員には、児童生徒に身に付けさせたい力に応じて ICT 機器を利活用し、効果的な授業を構築・展開する力が求められている。指導力の格差を解消すべく、守谷市情報活用能力体系表に基づいた計画的・継続的な研修を支援していく。						
外部からの意見	・ICT の効果的な活用は、「情報を得る」ことから「自分の考えを表現（発信）することだ」と考えるのでその力を高められる授業づくりをしてほしい。（守谷中学校区住民）						
担当課	教育指導課						
	成果指標	R2(基準値)	R5	R6	R7(見込)	目標値	達成状況
	5年生までに受けた授業で、PC・タブレットなどの ICT 機器を、どの程度使用したか。週3日以上の割合(全国学テ質問用紙)	85.9%	82.2%	73.4%	86.0%	90%	B
	中学校 1・2年生までに受けた授業で、PC・タブレットなどの ICT 機器を、どの程度使用したか。週3日以上の割合(全国学テ質問用紙)	43.6%	92%	91.5%	92.0%	70%	A

事業名	1-4-3 キャリア教育の推進	決算額	141(106)				
目的	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく。						
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校社会体験事業（職場体験など、体験的なキャリア教育の充実） ・「キャリア教育指導計画」の作成、見直し（各校） ・キャリア教育を意識した授業の実践（提案授業）並びに好事例の共有（市教研キャリア教育部との連携） 						
課題・対応方向	・体験的なキャリア教育（職場体験など）の充実には、学校と地域及び関係機関の連携体制の確立が重要である。生涯学習課をはじめとする関係各課と情報共有・連携を密に行い、計画的・発展的にキャリア教育を推進していく。						
外部からの意見	・職場体験は、進路・職業選択に大きく役立つことと考える。今後も行政や地域を含めた関係者の協力を得ながら、充実させてほしい。（守谷中学校区						

	住民)						
担当課	教育指導課						
成果指標	R2(基準値)	R5	R6	R7(見込)	目標値	達成状況	
将来の夢や目標を持っている割合(中学3年 年全国学テ質問用紙)	65.4%	70.4%	63.1%	68.0%	70.0%	C	

(5) 地域とともにある学校づくり

単位:千円(前年度)

事業名	1-5-1 地域と連携した学校運営と教育活動の推進	決算額	187(13)
目的	<p>学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール」と、学校と地域が相互にパートナーとして地域の活性化に取り組む「地域学校協働活動」の一体的な実施を推進し、保護者、地域、学校、行政が一体となって子どもたちの成長を支える。</p> <p>※中学校区に「学校運営協議会」を設置、地域に「地域学校協働本部」を整備する。</p>		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 御所ヶ丘中学校区における「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」の導入を通して、学校ごとに実施する運営協力員会議とのつながりや役割の共有を図った。 御所ヶ丘中学校区地域学校協働活動において、北守谷地区・大井沢地区まちづくり協議会及び各学校PTAの協力を得て、校区オリジナルの防災ハンドブックの作成に取り組み、地域と学校共通の課題を認識するとともに、解決策の検討を行った。 愛宕中学校区の資源・人材発掘に取り組み、校区の特徴を生かしたコミュニティ・スクールの体制づくりに向けて、校区内まちづくり協議会との情報交換会、学校長による設立準備会を行った。 		
課題・対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 地域と学校の橋渡し役として、双方の事情や要望などを理解し、地域学校協働活動が学校運営の改善に結びつくよう、学校に依存することなく、且つ地域の負担が大きくなるよう双方に働きかけができるコーディネーターの存在が必要不可欠であるため、まちづくり協議会はもとより、PTAにも働きかけ、地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）の担い手を確保し育成する。 中学校区全体の活動にこだわらず、これまで各小中学校が地域住民等と連携して取り組んできた活動を継続し、校区内に波及させる流れを取り入れる。 		
外部からの意見	<ul style="list-style-type: none"> 防災・防犯に関しては地域の方の助けが必要であり、重要である。学校行事からさらに進化した地域行事として根付いて欲しいと考える。（御所ヶ丘中学校住民） 地域学校協働活動推進員や学校運営協力員のお力添えで、職場体験を受け入れてくれる事業所が増えて生徒全員が希望する場所で貴重な体験をすることができた。地域の力を感じた。（中学校教職員） コミュニティ・スクールを推進するためには、学校も地域もわずらわしさがあっては進まないと思う。無理なく一歩ずつ、子どもたちのためにでき 		

	<p>ることに取り組んでいくべきだと思う。(愛宕中学校区住民)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働活動を推進するためには、行政の支援や後押しが必要と感じる。学校、地域と行政が役割を共有して、支え合い、楽しみながら課題解決に取り組めば良い結果を生み出せると思う。(行政関係者) 						
担当課	生涯学習課、教育指導課						
	成果指標	R2(基準値)	R5	R6	R7(見込)	目標値	達成状況
	コミュニティ・スクール設置数	0校区	0校区	1校区	2校区	4校区	D
	地域学校協働本部設立数	0校区	1校区	1校区	2校区	4校区	D

事業名	1-5-2 教育活動における地域人材の有効活用	決算額	24(25)				
目的	未来を担う子どもたちの豊かな学びを支えていくため、学校・家庭・地域が連携し、互いに協力しながら、地域で子どもたちの健やかな成長を支援する。						
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の求めに応じて、もりやコミュニティ・スクールボランティアバンク登録者(以下「CS ボランティア」という。)につなぎ、学校活動において地域人材を活用した。 ・CS ボランティアの拡大を図るため、既存の学校支援団体、PTA 主体のボランティア組織に声掛けをし、個人のみならず、団体登録を促した。 ・授業補助、学校行事のサポートのほか、環境整備、登下校の見守りなど多種多様な用途で地域住民が活躍した。 						
課題・対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・地域人材による学校支援は増加傾向にあるが、学校ごとにバラつきがある。 ・学校が求める支援や時間帯と、CS ボランティアの都合がマッチングせず、活用できない場合がある。 ・各学校における既存の学校支援ボランティア制度と統合し、登録者の一括管理を行うことで、自分の興味やスキルに合わせて、様々な学校での活動に参加できるよう整備する。 ・できるだけ多くの地域住民に学校への理解を深めてもらうため、教育活動の状況や児童生徒の様子を知ってもらう機会をつくり、CS ボランティアの更なる増加につなげる。 						
外部からの意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの方々が、子どもたちにいつも気さくに声をかけてくれる。地域の皆さんに守られていることがうれしく、安心感がある。(保護者) ・毎朝子どもたちに元気をもらっています。大きなランドセルを背負っていた子がしっかりしたお兄さん・お姉さんに成長する姿を見守るのを楽しんでいます。(地域ボランティア) ・〇〇さん(地域ボランティア)がいてくれるから学校がいつもきれいです。本当に助かっています。(教職員) 						
担当課	生涯学習課						
	成果指標	R2(基準値)	R4	R5	R6(見込)	目標値	達成状況
	地域の人で学校活動に関わった人数(年間)	未実施	1,429人	1,856人	2,000人	3,000人	C
	もりやコミュニティ・スクールボランティアバンク登録者数(個人・実人数)	未実施	89人	95人	110人	120人	C

議案	頁数
7号	37

(6) 学びを支える環境づくり

単位:千円(前年度)

事業名	1-6-1 教職員のICT活用能力及び資質能力の向上	決算額	小 135,426 (126,507) 中 67,451 (63,358)				
目的	全ての教職員が質の高い授業を展開するために、ICT教育環境並びに教育資源を効果的に活用する能力(スキル)の向上を目指す。						
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ICT機器を授業等において効果的に活用するための環境整備・支援 ICT支援員の配置(学校派遣:4人、教育指導課常駐:2人) 教職員のICT活用能力及び資質向上を図るための研修の設定 						
課題・対応方向	教職員対象の「ICT活用指導力調査」において、「研修が必要」と回答している教員は、毎年一定数見られる。新規採用・転入教職員に向けた研修を実施する。						
外部からの意見	家庭での宿題や自主学習で、タブレット端末にあるデジタル教科書やドリルアプリケーションを繰り返し、計画的に活用すれば、基礎・基本は身に付くと思う。先生方は、普段の授業や評価で、タブレット端末をどのように活用しているのか知りたい。(御所ヶ丘中学校区保護者)						
担当課	教育指導課						
成果指標	R2(基準値)	R5	R6	R7(見込)	目標値	達成状況	
ICT機器を教材研究・授業の準備・評価・校務などに活用することができる(教員のICT活用指導力調査)	実施せず	97.6%	98.2%	99.0%	100%	B	
児童生徒のICT活用を指導することができる(教員のICT活用指導力調査)	実施せず	97.2%	98.4%	99.0%	100%	B	

事業名	1-6-2 学校における働き方改革の推進	決算額	2,603 (2,642)			
目的	教職員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子どもたちに効果的な教育活動を行えるようにする。					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> スクールロイヤー制度の継続実施(学校教育課) 労働安全衛生法に基づくストレスチェックの継続実施(学校教育課) 教職員向けハラスメント研修会の継続実施(学校教育課) スクールサポートスタッフ4人配置 					
課題・対応方向	中学校での超過勤務時間が依然として長い状況である。地域部活動に移行することで目標値に近づくと考える。					
外部からの意見	先生方は、授業の準備だけでなく、児童生徒や保護者の対応などもあり、「忙しい」「人手がほしい」ことも多々あるかと思います。そんな時は、学校を応援したい、サポートしたいという地域の力を活用してほしいです。(御所ヶ丘中学校区住民)					
担当課	教育指導課、学校教育課					
成果指標	R2(基準値)	R5	R6	R7(見込)	目標値	

小学校教職員の超過在校等時間月 45 時間以内の割合	67.5%	85%	86%	89%	100%	B
中学校教職員の超過在校等時間月 45 時間以内の割合	42.2%	56%	60%	60%	80%	C

事業名	1-6-3 学校施設等の教育環境の整備	決算額	1,095,113(1,607,371)			
目的	児童生徒の学習及び生活の場として安全・安心できる環境を確保するとともに、時代に応じた教育が可能となる教育環境を整備する。					
事業内容	<p>学校施設の長寿命化計画に基づき、校舎及び屋内運動場の計画的な改修を進めるとともに、必要な備品等を購入していく。</p> <p>【令和6年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・御所ヶ丘中学校校舎改修工事 ・けやき台中学校校舎改修工事 ・松ヶ丘小学校屋内運動場改修工事実施設計 ・大井沢小学校屋内運動場改修工事実施設計 ・屋内運動場照明器具 LED 化工事（守谷小・黒内小） ・小学校遊具改修事業（大野小・高野小・黒内小・郷州小・松ヶ丘小） 					
課題・対応方向	学校施設長寿命化計画に基づいた改修工事の継続とともに、突発修繕についても優先順位を付けた計画的な対応を行っていく。また、一校で修繕対応が必要となった設備は、今後他校でも同様な内容の修繕が発生する可能性があるため、設備状態を全体的に把握し、故障の未然対応をしていく必要がある。					
外部からの意見	<ul style="list-style-type: none"> ・改修工事により、きれいで勉強しやすくなった。（生徒） ・床の色が明るくなって、気分も明るくなる。（生徒） ・黒内小学校は、人数が多いために設備が足りず、校庭も狭い。（保護者） 					
担当課	学校教育課					
成果指標	R2(基準値)	R5	R6	R7(見込)	目標値	達成状況
学校施設の老朽化対策として長寿命化計画に基づき改修工事に着手した学校施設の割合	33.3%	64.3%	71.4%	71.4%	100%	C
学校施設の修繕要望に対する対応率	90.7%	82.6%	90.1%	95.0%	95%	B

事業名	1-6-4 部活動指導員配置の推進	決算額	40,542(46,986)			
目的	中学生のスポーツ、文化、科学等に係る技術の向上につなげるとともに、教職員の負担軽減につなげるため、部活動指導員の配置を推進し、休日の部活動の運営を地域団体等に段階的に移行する。					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・主に平日の部活動（学校管理下）に部活動指導員を配置した。 ・休日の指導及び練習試合・大会等の引率を担う指導者を市スポーツ協会が管理し、育成・活用することで教職員の負担軽減につなげた。 					
課題・対応方向	・国が推進する「部活動地域移行」の実現に向けて、休日の指導及び練習試合・大会等の引率を担うことができる地域指導者を配置する必要がある。					

	・部活動指導員の活動範囲が、学校管理下（学校長の監督及び顧問の指示を受けること）における活動であるため、できる限り早期に、市スポーツ協会が管理する地域指導者に移行させることで、役割や活動範囲を広げ、更なる教職員の負担軽減（働き方改革）につなげる。					
外部からの意見	・部活動指導員と地域指導者を一本化して、活動範囲を統一できないか。（教職員）					
担当課	生涯学習課					
成果指標	R2(基準値)	R5	R6	R7(見込)	目標値	達成状況
部活動指導員の配置人数	10人	14人	14人	14人	20人	C
休日の部活動を地域で行った割合	未実施	23.1%	38.5%	38.5%	100%	D

事業名	1-6-5 交通安全意識の向上及び交通安全施設等の整備	決算額	11,541(10,355)			
目的	登下校時の安全確保や不審者対策、発災時対応の確立等を通して、学校の危機管理体制の強化を図る。					
事業内容	<p>通学路安全点検や通学補助員による立哨指導、災害時引渡し訓練等を実施し、児童生徒を始め、教職員・保護者に危機管理意識を持ってもらう。</p> <p>【令和6年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学補助員による立哨指導の継続実施、通学補助員を対象とする交通安全に関する講習会開催 ・交通防災課防犯指導員による通学補助員立哨箇所の安全確認（毎月1回）継続 ・通学路危険個所の合同安全点検の継続実施 ・青色防犯パトロール車（各校1台配備）を利用した教職員・ボランティアによるパトロールの継続実施 					
課題・対応方向	取手警察などの関係各署との連携を強化し、合同安全点検や通学補助員対象講習会を継続するほか、地域との協力体制による防犯防災対策についても検討し、児童生徒の更なる安全確保を図っていく。					
外部からの意見	・危険箇所や児童の交通量が多い箇所に、通学補助員を置いてほしい（保護者）					
担当課	学校教育課					
成果指標	R2(基準値)	R5	R6	R7(見込)	目標値	達成状況
合同安全点検での指摘危険箇所対応率	70.0%	84.6%	77.8%	90%	90%	C
講習会が役に立ったと回答した通学補助員の割合	—	90%	100	100	100%	A

議案	頁数
7号	40

2 生涯学習の推進

(1) 自主的な学習活動の支援と機会・場の提供

単位：千円(前年度)

事業名	2-1-1 学習機会と交流の場の提供	決算額	141,084(137,540)				
目的	<p>市民が健康で心豊かな生活を送り、生きがいづくりや生活に必要な知識、技術を習得するだけでなく、地域課題や社会的課題の解決につなげるため、各公民館で幅広い分野の講座を実施する。</p> <p>生涯学習に関連するサークル・団体の自主的な活動を継続するため、支援を行う。</p>						
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・学ぶことへの気付きや楽しさ、市民の交流の場を提供するため、アンケート等により聞き取った意見を取り入れた講座・イベント等を提供した。 ・サークル・団体の活動を支援し、同じ趣味・志向を持つ市民相互の交流と仲間づくりの場を提供した。 ・趣味・教養に関する公民館講座のほか、家庭教育講座（年8回）・講演会、人権啓発研修会（年1回）など、ライフステージに必要な学習の場を提供した。 ・公民館の指定管理期間を10年間に設定し、令和7年度以降の指定管理者選定を行った。 						
課題・対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケートによると、この1年間に、月に1日以上どのような生涯学習に取り組んだかについて、「取り組んでいない」が39.5%と最も多く、次いで、「健康やスポーツに関すること」が24.9%、「仕事に必要な知識・技能や資格に関すること」が23.5%となった。 ・公民館等の定期使用団体の声は届くが、施設を使用しない層の声を聞き取ることが難しい。地域住民が気軽に訪れることができる機会を設けながら、できるだけ多くの声を施設運営に取り入れ、サービス向上を図る。 ・指定管理者の自主事業による利益創出を見込んだ提案を受け入れ、指定管理料の削減を目指す。 						
外部からの意見	<ul style="list-style-type: none"> ・オンラインや録画配信の講座など参加しやすいようにしてほしい。(市民アンケート：女性・年代不明) ・広報もりやに載っているイベントや市民講座に興味があっても、開催日は平日の昼間ばかり。働いている人は参加できません。生涯学習と言われても・・・。(市民アンケート：女性・40歳代) ・大人の趣味活動が無さ過ぎて、結局全て都内に出て済ませています。老後はどうしたものかと思案しております。(市民アンケート：女性・50歳代) ・公民館講座「筋トレ・ストレッチ」に参加しています。ほどよい運動で健康を維持できていると感じています。これからも長く続けてほしい講座です。(中央公民館講座参加者) ・みんなで馴染みの歌を歌える「なつかしの音楽の時間」が大好きです。同じ趣味の仲間と出会えるのも楽しみです。(中央公民館講座参加者) 						
担当課	生涯学習課						
	成果指標	R2(基準値)	R5	R6	R7(見込)	目標値	達成状況
	直近1年間で生涯学習に取り組んだ市民の割合	37.4%	38.6% (※)	59.2%	59.2%	45.0%	A

議案	頁数
7号	41

公民館が主催する講座実施回数(延回数)	48回	98回	85回	85回	80回	A
公民館講座参加者の満足度	96.7%	98.4%	98.0%	98.0%	98.0%	A
公民館平均稼働率	23.3%	39.0%	38.6%	42.0%	45.0%	B

※公民館(中央・郷州・高野・北守谷)の市内在住者利用率を代用

事業名	2-1-2 学びと活動を支える人材の確保		決算額	0(0)		
目的	<p>市民の学習成果を発表する機会の提供に取り組むとともに、生涯学習で身に付けた知識・技能や経験を生かそうとする人と、支援を求めている人や場をつなげるコーディネートを行う。</p> <p>公民館の学習活動の企画や運営等に市民が参加し、意見交換や交流をすることで地域人材の活用を図る。</p>					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな知識や技能、経験等を生かし、地域で活躍してもらえよう、生涯学習人材バンク(以下「人材バンク」という。)登録更新を行い、最新情報を周知した。(市ホームページのほか、市政モニターを活用) ・人材バンク利用パンフレットを更新し、公民館等の公共施設で配布した。 ・公民館におけるサークル活動体験事業の支援やサークル・団体による成果発表の場を提供した。 					
課題・対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・人材バンク登録者、図書館ボランティア等が高齢化しており、新たな人材を発掘・養成する必要がある。 ・公民館講座及び各種体験教室等で、人材バンク登録者を活用する。 ・新たな人材を養成するための講座の開催や活動の場を提供する。 					
外部からの意見	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化社会に向け準備をしてほしい。デジタルに強い若者が高齢者にスマホの機能を教える。逆に高齢者が、昔ながらの知恵袋で何かを教える。相互協力した場合、デジタルコイン(モコバスなどで使える)を対価としてもらう。また若者にはボランティアを行った証明などを渡す仕組みがあると良い。(市民アンケート:男性・20歳代) ・人材バンクに登録されている指導者にも人柄が分からないので悩ましい。公民館などでお試し講座があるとうれしい。(サークル代表者) 					
担当課	生涯学習課、中央図書館					
成果指標	R2(基準値)	R5	R6	R7(見込)	目標値	達成状況
生涯学習人材バンク登録者数	77人	55人	69人	70人	60人	A
図書館ボランティア登録団体数	22団体	19団体	19団体	20団体	19団体	A

事業名	2-1-3 図書館サービスの充実		決算額	34,141(34,244)		
目的	市民が必要とする図書や情報をいつでも容易に取得できるよう、資料の充実を図る。					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・図書資料 11,962冊、視聴覚資料 354点、雑誌 319タイトル、新聞 53種、電子図書 221タイトルを収集・提供するとともに、電子雑誌閲覧サービス 					

議案	頁数
7号	42

	<p>の提供を継続した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ADEAC（もりやデジタルミュージアム）においては、『もりやの自然誌』を公開した。 ・郷州公民館図書室のリニューアルにおいては、高書架の割合を増やすことで収容力を高めたり、閲覧席を設置したり、資料提供及び閲覧環境の向上を図ることにより、利用促進に努めた。 ・北守谷公民館の改修工事による休館に伴い、10月から文化会館内に図書室の臨時窓口を開設し、予約資料の受渡し等のサービスに努めた。 					
課題・対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年8月25日から中央図書館が大規模改修工事による休館を予定しており、工事期間中は約26万点の資料を外部倉庫に保管するため、提供できる資料が大幅に減少する。 ・中央図書館休館中は、公民館図書室の利用拡充や中央図書館の臨時窓口開設等により、市民サービスの維持に努める。また、茨城県立図書館の遠隔地貸出サービスや県内公共図書館等の相互貸借サービスを十分活用し、市民への資料提供に努める。 					
外部からの意見	<ul style="list-style-type: none"> ・図書室がリニューアルされ、利用しやすくなった。 ・文化会館に臨時窓口を設置してくれて、助かっている。 					
担当課	中央図書館					
成果指標	R2(基準値)	R5	R6	R7(見込)	目標値	達成状況
図書館の貸出資料点数(個人全館合計)	856,382点	934,207点	897,007点	810,000点	1,000,000点	B

事業名	2-1-4 子どもの読書活動の推進	決算額	5,792(5,942)
目的	生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するために、子ども一人ひとりの発達や読書経験に応じて、楽しむ、学ぶ、調べる等多様な目的に応じた幅広い読書活動の機会を提供する。		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・初めての絵本との出会いを提供するブックスタートを、3・4か月児健康診査時に、年間24回実施し、494名の参加があり、参加率100%であった。 ・幼児期の子どもに良書を届けるため、幼稚（保）園、保育所（園）に対し、年間11施設にブックパックの貸出を実施した。 ・ボランティアと協働の下、中央図書館及び子育て支援施設等において、年間218回おはなし会を実施し、4,313名の参加があった。 ・委託業務により、児童フロアへ育児コンシェルジュを配置し、読み聞かせや本の紹介・相談を884件行った。 ・委託業務により、読書応援タイム（育児コンシェルジュによる図書館託児）を年間34日実施し、391人の利用があった。 ・全ての子どもに対する読書活動推進の取組の一つとして、リーディングトラッカー（読書補助具）が未配置の関係施設に対し、図書館が作成したリーディングトラッカーを配布したことにより、配置数が全小・中学校を含む19施設となった。 		

議案	頁数
7号	43

課題・対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年8月25日から中央図書館が大規模改修工事による休館を予定しており、工事期間中は図書館において、おはなし会やイベントが実施できなくなる。おはなし会については、他の公共施設において実施できるように調整を図った。また、令和7年度におけるイベントについては、休館までの期間に集中して実施することに努めた。 						
外部からの意見	<ul style="list-style-type: none"> 図書館から借りたブックパックの図書を、クラスの読み聞かせに活用している。(市内保育所職員) 						
担当課	中央図書館						
	成果指標	R2(基準値)	R5	R6	R7(見込)	目標値	達成状況
	おはなし会の開催施設数	5施設	19施設	29施設	30施設	20施設	A
	団体貸出利用施設率	23%	26%	44%	45%	50%	B

事業名	2-1-5 計画的な生涯学習関連施設の整備	決算額	563,250(183,268)				
目的	生涯学習関連施設の管理や整備、有効活用など、市民が安全に学習活動を行うことができる環境を提供する。						
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 郷州公民館改修工事(令和5~6年度継続) 北守谷公民館改修工事(令和6~7年度継続) 中央図書館大規模改修工事基本設計・実施設計業務(令和6年3月21日~令和7年3月31日)(工事施工:令和7~8年度) ※高野公民館:令和8年度 実施設計、令和9~10年度 工事施工(予定) 						
課題・対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 市民のニーズに配慮した安全で快適な施設の整備を進める必要がある。 中央図書館大規模改修工事期間中に読書活動や学習活動が継続できるよう、可能な範囲で他施設における代替場所が確保できるよう検討する。 公民館改修工事に当たっては、利用者の活動状況に配慮した設備、備品の整備に努める。 						
外部からの意見	<ul style="list-style-type: none"> もりりん中央にひとりで静かに勉強できる自習スペースができれば嬉しいです。1階の窓側スペースは4人がけテーブルかイスのみで、お年寄りか子供たちのくつろぐような空間になっているので、別の場所にあつたらいいなあと思います。(市民アンケート:女性・30歳代) もりりん郷州がリニューアルして快適に趣味活動をしています。新設されたエレベーターで道具を運べるようになったので助かっています。(郷州公民館使用者) 						
担当課	生涯学習課、中央図書館						
	成果指標	R2(基準値)	R5	R6	R7(見込)	目標値	達成状況
	大規模改修済の生涯学習施設の割合	20%	20%	40%	40%	80.0%	C

事業名	2-1-6 安心できる子どもの居場所提供	決算額	358,813(326,803)				
目的	子どもたちにとって安心・安全な活動拠点を設け、地域の方々の協力を得て、「放課後子ども教室」と「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)」を一体的に実施し、遊び、勉強やスポーツ・文化活動を通して交流を図る。						

議案	頁数
7号	44

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 各小学校敷地内及び近接地に放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）を開設し、保護者が就労等により、昼間留守家庭となる小学生を対象に、遊びや集団生活の場を提供した。 黒内小学校区の児童数増に伴う対応策として、令和6年4月に学区内に開所した民設民営児童クラブ2施設（定員全81人）に補助金を交付し、運営に必要な支援を行った。 ※【年度末時点の部屋数・定員】公設児童クラブ：全34室・定員1,370人、民設民営児童クラブ：全4室117人 コロナ禍の影響により令和2年度から中止していた放課後子ども教室について、対象学年を1～3年生、活動時間を下校後から16時20分までとし9月から再開した。
課題・対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの小学校入学を機に共働き世帯が増える傾向にあるため、新1年生の入所希望者数を見積もることに苦慮している。前年度の利用割合より多めに見積もって、部屋の確保や支援員の増員を行い、待機児童ゼロの継続に努める。 放課後子ども教室の実施に当たっては、放課後の学校施設使用が必須であるため、学校の理解・協力を得て、円滑な事業実施に努める。 今後、児童クラブ専用棟の老朽化に伴う改修が必要になる。学校施設の改修を機に、校舎内に児童クラブ室を設置できるよう調整したり、放課後に特別教室（図工室・家庭科室等）を活用して、タイムシェア型の児童クラブを開設するなど、学校施設の活用を検討する。 保護者の出勤より登校時間が遅いなどにより「朝の小1の壁」の解消が課題になったり、放課後に学習支援・スポーツ等の付加的サービス（習い事）の導入を求める声があることから、学校や地域との連携に加えて、民間の資源を活用するなど実証事業の実施を検討し、必要な支援策に取り組む。 令和9年度から松並青葉地区の児童数がピーク期間に入り、現状の対応では追いつかない見込みであるため、学校施設のタイムシェアを基本に、駅周辺への施設創設や民設民営児童クラブの増設など、クラブ数増の方策を検討する。
外部からの意見	<ul style="list-style-type: none"> 小学校の児童クラブが放課後だけでなく、授業前も開放してもらえると助かります。出勤が早い場合、登校班で登校する前に出ないといけなときもあるので。（市民アンケート：女性・30歳代） 子供の預かり先を増やしてほしい。学童を拡充して、夜まで預かってくれる所を作ってほしいと思います。（市民アンケート：女性・30歳代） 先生（支援員）は分からないことがあっても助けてくれるし、相談をちゃんと聞いてくれる。（児童クラブ利用児童・低学年） 児童クラブでは、家にいるときより宿題や読書に進んで取り組めてすごくはかどる。（児童クラブ利用児童・中学年） 決まりごとが多く自由な時間がない。自分の部屋や席を自分で決めたい。（児童クラブ利用児童・高学年）
担当課	生涯学習課

議案	頁数
7号	45

成果指標	R2(基準値)	R5	R6	R7(見込)	目標値	達成状況
児童クラブの待機児童数	0人	0人	0人	0人	0人	A
放課後子どもプラン利用率 ※R3/R4は、子ども教室未実施	33.0%	35.9%	37.3%	38.0%	35.0%	A

(2) スポーツを楽しむ環境づくり

単位:千円(前年度)

事業名	2-2-1 スポーツを気軽に楽しめる機会の創出		決算額	675(688)		
目的	子どもから高齢者まで、また、障がいのある人もない人も、これまでスポーツをしなかった人も、より多くの市民が日常的にスポーツを楽しむことができる機会・場を提供する。					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ月間(10月)に、「あそびバ! in 守谷」を開催し、運動・遊びを通して運動の基礎を学び、親子でボール遊びを楽しむイベントを開催したことで、比較的参加が少ない子育て世代(働き世代30歳代・40歳代)に運動体験の場を提供した。 ・学校体育館やグラウンドを学校教育に支障のない範囲で開放し、市民のスポーツ・レクリエーション活動及び体力づくりの場を提供した。 					
課題・対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケートによると、この1年間に何日くらい運動やスポーツを実施したかについて、「実施していない」が24.2%と最も多く、次いで、「月に1~3日(年12日~50日)」が15.1%、「週に1日以上(年51日~100日)」が14.2%となった。 ・市民アンケートによると、子育て世代(働き世代30歳代・40歳代)以上に、50歳代・60歳代女性の運動・スポーツ実施率が低く、約3分の1が、1年間に全く実施していないことが分かった。 ・生涯にわたって継続的に運動・スポーツに親しめるよう、市スポーツ協会、企業等と連携して市民の運動・スポーツの習慣化を促進する必要がある。 ・引き続き、運動遊びを通じて、楽しみながら自然と身体活動が行える取組を推進し、親子で参加できるイベント等の実施に取り組む。 					
外部からの意見	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設の充実をお願いしたい。(市民アンケート:男性・40歳代) ・スポーツ施設の前予約がなかなか取れない。学校体育施設を使用したくてもいつも定期使用で埋まっている。限られた団体のみ使用できる施設になっているようなので、市民が公平に使用できるよう改善してほしい。(学校体育施設使用希望者) ・子どもといっしょにできる運動遊びを体験して、家庭でできることがたくさんあると思った。これからも子どもとたくさん遊びます!(「あそびバ! in 守谷」参加保護者) 					
担当課	生涯学習課					
成果指標	R2(基準値)	R5	R6	R7(見込)	目標値	達成状況
成人の週1回以上のスポーツ実施率	31.3%	45.8% (※)	45.6%	48.0%	50.0%	B

※ 令和5年度スポーツ関係行事アンケート結果

議案	頁数
7号	46

事業名	2-2-2 子どものスポーツ活動の推進	決算額	3,171(2,084)
目的	子どもたちの健やかな成長に向けて、スポーツによる青少年の健全育成を支援する。子どもが運動・遊び等を通じてスポーツに親しむ習慣や意欲を養い、体力の向上を図る機会を提供する。		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ少年団活動の周知や指導者の資質向上研修（年1回）を奨励し、活動を支援した。 ・スポーツ少年団が守谷市の代表として出場する全国大会等の遠征費を助成し、活動を奨励した。 《全国大会出場チーム》 <ul style="list-style-type: none"> ・松ヶ丘エーススポーツ少年団（ソフトボール男子） ・スポーツ少年団守谷クラブ（ハンドボール女子） ・大野ミニバススポーツ少年団（ミニバスケットボール女子） ・就学前及び小学校低学年児童を対象に、正しい走り方を身に付ける「走り方教室」、ボールを遠くに投げられるコツを学ぶ「投げ方教室」を開催し、子どもの体力・運動能力向上を図る機会を提供した。 ・ヤクルト球団による出前授業「投げ方教室」を小学校3校（大野小学校、御所ヶ丘小学校、松前台小学校）で実施した。講師からボールの持ち方、遠投のコツのみならず、たくさんチャレンジすること、人の話をしっかり聞くことなどのアドバイスが送られた。他、NEC グリーンロケッツによるタグラグビー教室、日本ブラインドサッカー協会によるブラインドサッカー体験教室を実施した。 		
課題・対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境が便利になったこと、遊ぶために必要な時間や遊べる場所が少なくなったこと等により子どもたちの体力低下を招いており、子どもたちを成長させるために社会全体で見直しを行う必要がある。 ・学校の授業だけでなく、行政や民間主催のスポーツイベントを通して、子どもたちがバリエーションに富んだ運動を体験し、スポーツの楽しさを実感することができるよう必要な情報発信を行う。 		
外部からの意見	<ul style="list-style-type: none"> ・子供たちがボールなどを使って思い切り遊べるところがなく、小学校高学年～中学生、高校生などには魅力が足りないように思う。スケボーパークやバスケットコート、フットサルコートなど、遊びが身近な地域になってほしい。防犯や安全面で課題はあると思うが、学校のグラウンドの自由な利用機会や時間があってもいいと思う。（市民アンケート：女性・40歳代） ・夏の暑い日は外で遊ばず、室内遊びばかりになりがちですが、夏休みに合わせて「走り方教室」を開催していただけたのは嬉しいかぎりです。（走り方教室参加児童保護者） ・投げ方のコツが少し分かった。みんなからフォームがかっこよくなったと言われてうれしい。（ヤクルト球団出前授業受講児童） ・一緒に頑張ってきたみんなと全国大会に出られてうれしい。一つでも多く勝ち上がるよう頑張ります！（スポーツ少年団全国大会出場児童） 		

担当課	生涯学習課					
成果指標	R2(基準値)	R5	R6	R7(見込)	目標値	達成状況
スポーツ少年団の団員数	547人	490人	539人	600人	650人	B

事業名	2-2-3 スポーツにかかわる組織の育成と連携・協働の推進	決算額	20,491(19,518)			
目的	スポーツ推進を担う人材の発掘・育成・活用を進めるとともに、市スポーツ協会との連携・協働により、総合型地域スポーツクラブの創設を促進するなど、スポーツを取りまく様々な資源を有効に活用する。					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ推進委員の指導により、学校行事、児童クラブ、自治会・町内会等に、だれもが気軽に楽しめるスポーツ（ボッチャ・モルック）を提供した。 ・市スポーツ協会が、スポーツ振興施策を総合的に推進するためのパートナーとして成長できるよう、市職員1名を派遣し、組織の基盤整備及び運営体制の強化を図った。 					
課題・対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・市スポーツ協会が、収益事業による安定した自主財源の確保や、更なる運営基盤の強化が図れるよう、自立を促進し、支援を継続する。 ・スポーツボランティアは、若年層の申し込みが増加傾向にある。年間を通じた参加を促進するため、定期的な情報発信を行う。 					
外部からの意見	<ul style="list-style-type: none"> ・こんなに寒かった大会は久しぶり。すごく大変だったけど、達成感でいっぱいです。来年の大会も頑張ります。お天気が良くなるといいなあ。(守谷ハーフマラソン運営委員) ・参加しようかどうしようか迷いましたが、ボランティアスタッフの皆さんと一緒に、実りある時間を過ごすことができました。ありがとうございました。(ハーフマラソンボランティアスタッフ) 					
担当課	生涯学習課					
成果指標	R2(基準値)	R5	R6	R7(見込)	目標値	達成状況
スポーツ協会の会員数	1,484人	1,696人	1,748人	1,850人	1,900人	B
スポーツボランティア登録数	50人	45人	45人	50人	75人	C
スポーツ推進事業に関わったボランティアスタッフの人数	10人	1,011人	793人	1,000人	1,100人	C

事業名	2-2-4 スポーツを活用した地域活性化	決算額	10,085(5,758)			
目的	スポーツを他の様々な資源と結びつけることで、地域の魅力づくりの核とし、地域経済の活性化など地方創生につなげる。					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市のイメージアップや、関係人口・交流人口の増加につながる「第41回守谷ハーフマラソン」を開催した。市スポーツ協会・市・市教育委員会の共催事業とすることで、独立行政法人日本スポーツ振興センター（toto）の助成事業を活用することが可能となるため、財源確保に向けて、大会実行委員会組織の再編を図った。 					

議案	頁数
7号	48

	<ul style="list-style-type: none"> ・「守谷ハーフマラソン」に新たに1マイルレース(1.6km)を設け、小中学生の部を復活させたことにより、マラソンを通じた世代間交流が図られた。 ・道路環境の変化により、日本陸上競技連盟が定める規定に基づくコース距離の誤差が生じたため、計測作業を行い、普段は走ることができない守谷トンネルやつくばエクスプレスと並走できる解放感あふれるコースを維持することができた。 ・スポーツ月間(10月)に、「MORIYA リレーマラソン」(市スポーツ協会共催)を開催し、市内外から集まったあらゆる年代構成のランニングチームがレースを楽しみ、大会を通じて参加者相互の交流が図られた。 ・参加者相互の交流と親睦を図る機会を提供するため、市スポーツ協会競技専門部の運営により、軟式野球大会、バドミントン大会、バレーボール大会、バスケットボール大会、ソフトテニス大会、テニス大会、ソフトボール大会、グラウンドゴルフ大会及び卓球大会を開催した。(一部の競技で市外からの参加者受入可) 																		
<p>課題・ 対応方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ関連の専門知識やスキルを持つ人材が不足しており、市民の関心を高め、持続可能なイベントや事業を構築することが難しくなっている。 ・スポーツを活用した地域活性化は、地域経済の活性化、観光振興、市民の健康増進など多くのメリットがある。実現するためには、資金調達、人材育成、地域との連携や市民の関心など様々な課題を解決していく必要がある。 ・スポーツ教室、スポーツボランティア、スポーツイベントへの参加を通して、市民が地域活性化を実感できるような仕組みを作る。 																		
<p>外部からの 意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・守谷ハーフマラソンは素晴らしいイベントだと思っており、市内・市外に在住する旧友が守谷に集まる機会となっております。さて、その参加資格についてなのですが、制限時間が少々厳しい設定のように感じます。制限時間を多少ゆるめてもよいのではないかと思います。(市民アンケート：男性・30歳代) ・守谷マラソンのTシャツが毎年オシャレで良いと思う。他のマラソン大会にも出るが、守谷は毎年格好良いと思うデザインです。他より群を抜いています。(市民アンケート：女性・30歳代) ・悪天候の中開催いただいた運営の皆様、足元の悪い中応援くださった近隣の皆様に感謝いたします。とにかく寒かったです。ゴール後の味噌汁がホント染みました。参加料が程よいにも関わらず、ホスピタリティの高い大会で、アクセスやスタート時間からも参加しやすいので、もっと評価されて良い大会だと思います。(守谷ハーフマラソン参加者) 																		
<p>担当課</p>	<p>生涯学習課</p>																		
<p>成果指標</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>R2(基準値)</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7(見込)</th> <th>目標値</th> <th>達成状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未実施</td> <td>4,285人</td> <td>5,197人</td> <td>5,000人</td> <td>5,000人</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>326人</td> <td>2,677人</td> <td>2,743人</td> <td>2,800人</td> <td>3,000人</td> <td>B</td> </tr> </tbody> </table>	R2(基準値)	R5	R6	R7(見込)	目標値	達成状況	未実施	4,285人	5,197人	5,000人	5,000人	A	326人	2,677人	2,743人	2,800人	3,000人	B
R2(基準値)	R5	R6	R7(見込)	目標値	達成状況														
未実施	4,285人	5,197人	5,000人	5,000人	A														
326人	2,677人	2,743人	2,800人	3,000人	B														
<p>守谷ハーフマラソンエントリー数</p>																			
<p>スポーツ振興事業参加者数(守谷ハーフマラソン除く)</p>																			

(3) 心の豊かさを育む芸術・文化の振興

単位:千円(前年度)

事業名	2-3-1 芸術・文化に触れる機会の充実	決算額	5,356(4,602)
目的	公共施設の設備や特色を生かした事業展開を行うとともに、多様な芸術・文化を紹介し、気軽に参加できる活動や芸術・文化に触れる機会を提供する。		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・第40回を迎えた「守谷市美術作家展」を通して、郷土に根付く美術作家の優れた作品を多くの市民が鑑賞した。また、会期中の各部門によるギャラリートークを通して、作家と来場者及び作家同士のコミュニケーションが図られた。 ・中央公民館ホールを活用し、指定管理者による会場参加型音楽イベントや公益財団法人による音楽コンサートを開催し、多くの市民に気軽に楽しく音楽を体験できる場を提供した。 ・中央公民館ギャラリーを開放し、市民アーティストによる個展等を鑑賞できる機会を提供した。 ・アークスプロジェクトの活動をPRするとともに、国内外の若手アーティストとの交流や現代アートを知る機会を提供した。 ・市の芸術文化振興に関する新たな方向性を見出すため、市民2,000人(無作為抽出)及び公民館利用者に向けて意識調査を行った。(回答者数:973人) 		
課題・対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケートによると、この1年間に芸術・文化に触れる機会があったかについて、「機会がなかった」が50.3%と最も多く、次いで、「演劇やコンサートなどの芸術鑑賞に足を運んだ」が32.6%、「絵画、写真や工芸などの展覧会に足を運んだ」が20.1%となった。 ・市民の芸術文化の創造拠点として市民文化ホールの建設要望がある。 ・これまで挙げられた施設建設等のハード面及び事業運営等のソフト面での要望を踏まえ、社会教育委員等の意見を聴きながら、市の芸術文化振興に関する新たな方向性を検討する。 ・既存施設の改修に合わせて、芸術作品を展示できるスペースを設けるなど、実現可能なことから検討し、市内各所で芸術文化に触れる環境づくりを進める。 		
外部からの意見	<ul style="list-style-type: none"> ・守谷市はボランティアでの演奏家登録なため、少し残念です。楽器や音楽を体験したい子供たちと、教えたい私たちが繋がれるような取り組みがあると嬉しいなと思います。(市民アンケート:女性・20歳代) ・コンサートや演劇など鑑賞できる施設がなく、市外で過ごす機会が多い。音楽ホールがほしい。人を集める場所、イベントが少なすぎる。ただのベッドタウンではなく、人を集めるコンテンツを増やしてほしい。(市民アンケート:女性・40歳代) ・70~80年後にも残る守谷ならではの文化やアート、歴史、建造物があるのであれば、より魅力的な街になり、70~80年後もここにいたいと思えるかもしれません。(市民アンケート:女性・20歳代) ・普段あまり芸術に触れる機会がないので心が洗われた感覚を持ちました。 		

絵って良いですね。いつか自分も描いてみたいと思いました。(守谷市美術作家展来場者)

- ・年に3～5回だけですが、このような場所へ来ています。今回は何故かどの作品も、感じるものが多かった。ふだん私は音楽から生きる勇氣、生きる力をいただいています、今回は各作品から生きる力、勇氣をいただきました。(守谷市美術作家展来場者)
- ・1か月に1回は東京の美術館を訪れますが、守谷の美術展は皆さん魅力的な作品で楽しませていただきました。(守谷市美術作家展来場者)
- ・守谷市内にこんなすばらしい才能の方々がいらっしゃるのを知りました。写真、陶芸とても感動しました。(守谷市美術作家展来場者)

担当課	生涯学習課					
成果指標	R2(基準値)	R5	R6	R7(見込)	目標値	達成状況
直近1年間に芸術・文化に親しんでいる市民の割合	34.1%	33.3% (※1)	48.6%	50%	57%	C
中央公民館ホールを活用した芸術・文化事業開催数	15回	50回	58回	58回	50回 (※2)	A

※1 中央公民館ホール芸術・文化事業入場者数、美術作家展・芸術祭来場者数／人口(各年.3.1現在)

※2 当初設定した成果指標の目標値(R8)は、基準値(R2・コロナ禍)の数値をもとに、当初「24回」を見込んだが、R4及びR5の実績に鑑みて50回に修正する。

事業名	2-3-2 芸術・文化活動の支援	決算額	1,700(1,485)
目的	芸術・文化活動は人々に安らぎや生きがいを与え、連帯感やコミュニケーションにつながることから、守谷市文化協会やサークルの自主的な芸術・文化活動を支援する。		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各種サークル・団体を統括する守谷市文化協会(以下、「市文化協会」という。)を支援し、芸術・文化の振興と普及、活動の推進を図った。 ・芸術文化活動団体のそれぞれの特性を生かした活動が活性化し、その成果を多くの市民に提供できるよう、基準を満たした事業に関して後援承認し、必要な情報発信を行った。 		
課題・対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・多くのシニア層が活発に活動する一方で、将来の芸術・文化活動を担う若い世代や子どもたちの活動が少ない。 ・中学校部活動地域移行推進事業と連携し、市文化協会や公民館等で活動するサークルが子どもたちの活動の受け皿になるなどの仕組みづくりを検討する。 		
外部からの意見	<ul style="list-style-type: none"> ・文化の中心拠点である中央公民館が新しくなったのは気持ちが良いものですが、改めて、中身となるソフトコンテンツ(民謡や踊りばかりでなく、市民オーケストラや市民バンドの結成、支援など)の充実を図っていくことが望ましいと思います。(市民アンケート：男性・65～69歳) ・設立50周年を機に、若い世代(小中学生・高校生)の作品を取り入れた美術展を企画している。たくさんの人に鑑賞してもらえる展覧会にしたい。(文化協会会員) 		
担当課	生涯学習課		

議案	頁数
7号	51

成果指標	R2(基準値)	R5	R6	R7(見込)	目標値	達成状況
文化協会事業開催数	8回	28回	27回	28回	30回	B

(4) 歴史・文化資産の継承

単位:千円(前年度)

事業名	2-4-1 歴史・文化財を知る機会の提供	決算額	10,492(7,159)
目的	積み重ねてきた歴史・文化を尊重するため、子どもたちをはじめ市民が市の歴史・文化や文化財を知るとともに、保存・活用しようとする意識の高揚を図る。		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・守谷市の歴史・文化を網羅的に閲覧できるデジタルミュージアムにキッズページを開設した。 ※キッズページ:「見て、歩いて、もっと知ろう 守谷市文化財イラストマップ」(アニメーション仕様)、特定テーマ・紹介(守谷城址、八坂神社祇園祭、平将門と相馬氏、明治～平成の守谷、守谷の七不思議)等 ・市の歴史や文化財を知る機会を提供するため、ウォーキングやランニングで地図をもとに時間内に指定文化財所在地等を回り、得点を集める「守谷の歴史満喫ロゲイニング(ナビゲーションスポーツ)」を開催し、市内外から参加者が集まった。 ・「はにわ作り教室」を開催し、作るだけでなく、その由来を学ぶ機会を提供し、幅広い年代が参加した。 ・市内の寺社が所有する文化財の調査を有識者に依頼した。調査報告書をもとに指定候補を絞り込み、教育委員会から文化財保護審議会に指定の可否について諮問した。 		
課題・対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケートによると、市内の文化財を知っているかについて、「知っている」が52%に対し、「知らない」が47%となった。(無回答1%) ・市民アンケートによると、市指定文化財のうち知っているものは、「八坂神社祇園祭」が80.9%と最も多く、次いで、「守谷城址」が79.6%、「八坂神社『絵馬』」が33.0%となった。 ・文化財は市民が歴史から守谷らしさを感じられるインナープロモーション資源の一つであり、今後の中長期的な文化財の保存には、若年層の認知度・関心や関わりを高めていく必要がある。 ・現状で文化財を見るには現地に訪れるしかない一方で、個人所有の文化財であったり、寺社に申し出るなど、見るために適した環境にない状況にある。所有者の許可によらず文化財を見ることができ環境構築のため、デジタルミュージアムのコンテンツを整理し拡大していく必要がある。 		
外部からの意見	<ul style="list-style-type: none"> ・守谷市が運営する「デジタルミュージアム」がとても興味深いです。ここで調べて実際に現地に行ってみるといのは地元を再発見する楽しい方法の一つです。身近にあるのに知らなかった場所がちょっと変わった歴史や伝説を持っているかもしれません。(デジタルミュージアム口コミ) ・守谷市は住民の多くが他地域から移住してきているので、地域独自の文化をリーフレットや広報、場合によっては文化財の探訪ツアーを企画して知ってもらえる機会を増やした方が良いと思う。(市民アンケート:男性・70歳) 		

	代)						
担当課	生涯学習課						
成果指標	R2(基準値)	R5	R6	R7(見込)	目標値	達成状況	
市内の指定文化財の件数	21件	21件	21件	24件	22件	B	

事業名	2-4-2 歴史的資源を活用したまちづくりの推進	決算額	0(0)				
目的	地域の文化財の特徴を周辺環境も含めて学び、理解し、共有するとともに、都心近接でありながら自然豊かな環境を持ち合わせる市の魅力を生かし、郷土の誇るべき資源を次世代に継承するとともに、ひとづくり、まちづくりに活用する。						
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市民団体等が行う自然環境・文化資源の活用による地域づくり（守谷城址の整備、立沢里山の保全、高野公民館山百合の生育など）の活動を支援した。 ・市指定文化財「守谷城址」の保存・活用のため、土地所有者の申出により3筆（435㎡）の取得手続きを行った。 ・守谷野鳥のみちの「新城址ルート」が完成し、守谷城址直結が実現したことに伴い、開業式（会場：愛宕中学校）の開催を支援した。 						
課題・対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・守谷城址の文化財指定範囲を特定し、市全体で保護に取り組むことを求める声がある。当該エリアには、個人所有の土地が混在しているが、文化財（史跡）の保存のため、指定範囲の公有地化（買取・寄付等）について検討する。 ・引き続き、守谷市観光協会の協力により、範囲特定の調査・研究を進める。 						
外部からの意見	<ul style="list-style-type: none"> ・守谷市には守谷城跡という立派な城跡がのこされています。より多くの人に守谷市の文化や歴史を知ってもらうのに、御城印などを作り、販売してもよいのではと思います。（市民アンケート：男性・40歳代） ・北条式の土の城の雰囲気すごく出ています。空堀や馬出しなどコンパクトながらエッセンスが凝縮されています。遺構の残りも良く整備されている。案内板もたくさん設置していてとてもわかりやすい。（守谷城址来訪者） ・城を分かる人が整備しています。土塁、堀切、虎口はとてもきれいに整備されてとても見やすくなりました。関東でも指折りの素晴らしさです。（守谷城址来訪者） 						
担当課	生涯学習課						
成果指標	R2(基準値)	R5	R6	R7(見込)	目標値	達成状況	
歴史・文化の伝承に連携・協力する団体数	1団体	1団体	1団体	1団体	2団体	C	
野鳥のみち・守谷城址を訪れた人数	113,444人	80,376人	112,000人	112,000人	67,100人	A	

議案	頁数
7号	53

◇施策実現のための主な取組に対する点検評価委員の意見

Ⅰ 教育改革の推進

(1) 確かな学力の育成

- ・教育長の「テーマは、学力の向上と働き方改革の両立です。」という言葉が示すように、教職員の働き方改革と児童生徒の学力の向上、中学校の部活動改革等を一体的に捉え、児童生徒と教職員の両方にとって、ためになる、役に立つ改革を進めているところが素晴らしい。他市町と比べ、群を抜いて成果が上がっていることが分かった。
- ・「学習支援ティーチャーの配置」「市費負担教科担任の配置」は守谷市独自の素晴らしい取組である。個に応じたきめ細かな指導や専門的な指導を行うことで、児童生徒の学力の向上につながっている。同時に教職員の働き方改革にもつながる取組であるため、これからもさらに充実させてほしい。
- ・「サタデー学習支援教室の実施」は、学習指導だけでなく、子どもの居場所づくりや地域で子どもを育てるという視点からも、素晴らしい取組である。「サタデー教室に参加して、勉強する時間が増えた」という児童が87.5%となっており、着実に成果が上がっていると感じる。
- ・守谷型カリキュラム・マネジメントの継続により、教職員が業務に専念できる環境づくりや児童生徒と向き合う時間の確保など、働き方を改善することが、全国学力調査の結果等に成果となって現れている。児童生徒の学びの質を向上させていると言える。
- ・配慮を要する児童に対して、複数人で個に応じ、きめ細やかに学習支援ができています。守谷市では、学習支援ティーチャーを積極的、計画的に配置していることが、学力向上につながっている。

(2) 豊かな心を育む教育の推進

- ・いじめ防止対策、不登校対策推進へ向けて、保幼小中高一貫教育シートの作成、活用により、継続した生徒理解を元に指導や支援が実践されていると推察できる。また、校内フリースペースの増設、支援員の配置により、校内に温かな居場所が設置され、さらには、スクールソーシャルワーカーの中学校区1名配置によって、効果的に家庭訪問等が実施され、不登校対策に効果を上げている。

(3) 健康と体力を育む教育の推進

- ・「学力の向上」「豊かな心の育成」に加えて、「健康と体力を育む教育」にもしっかりと取り組んでおり素晴らしい。「知・徳・体」というが、さらに、心と体のバランスのとれた子どもの育成をお願いしたい。
- ・各校での集団での外遊びの推奨やロング昼休みの時間確保により、体を動かすことが好きになり、友人と協力しながら楽しく運動する子どもが育つことにつ

ながることを期待する。また、体カテストで劣る内容について分析し、体育の授業内で計画的に工夫した実践を展開して欲しい。

(6) 学びを支える環境づくり

- ・学校における働き方改革として、適切なスクールロイヤーの活用があり素晴らしい。スクールサポートスタッフの配置も行われ、現場の教職員を支援する体制が構築されている。今後は、地域で学校を支える地域ボランティアの有効な活用を検討することが必要である。
- ・「部活動指導員配置の推進」について、県からの予算に市の予算を加え、中学校1校あたり5名の配置（他市町村は1校あたり2名）を目指すことは、守谷市独自の取組と考える。このような取組が、中学校教員の平均超過勤務時間が月平均36時間という守谷市の中学校教職員の働き方改革につながっていると感じた。
- ・部活動指導員を平日の部活動に18名配置し、休日の指導、練習試合や大会引率を担う指導者を市スポーツ協会が管理し、活用していく方向で推進されていることは、他の市町村のモデルとなる取組である。「部活動地域移行」に向け、さらに計画的、継続的に推進していくことを期待する。

〈点検評価委員会委員 総括意見〉

令和6年度守谷市教育委員会の活動に対する全体評価として、点検評価委員の皆様からいただいた総括意見は以下のとおりです（掲出は50音順となっています）。

元取手市立藤代南中学校校長

取手市教育委員会スポーツ振興課 学校教育指導員

黒羽 勉

説明をお聞きする中で、「もりやビジョン2024ニューノーマル2」もさらに充実・発展の段階に入っていると感じました。「9年間を見通したつながりの教育」「子どもたちと向き合うための働きがい改革」等一つ一つの課題に対し、教育長のリーダーシップのもと、教育委員会と学校現場が一体となって、丁寧にかつ迅速に取り組まれていることがよく分かりました。

説明の中で、教育長から「テーマは、学力の向上と働き方改革の両立です。」の言葉がありました。まさにそのとおりと思います。働き方改革は、教職員のためだけではなく、「子どもたちのためになる」ことが第一と考えます。守谷市では、それが全ての教育関係者に共有・浸透されており、全ての施策が、子どもファーストで行われているので、市全体での共通理解・共通実践が図られ、それぞれに素晴らしい成果を上げられているのだと思います。守谷市の場合は、土台がしっかりしていて、さらに丁寧に水やりをするので、きれいな花が咲くんだなあと思いました。

現状に満足することなく、将来を見据えて、子どもたちのためにさらによいものを作っていこうと、独自の施策を積極的進めていく守谷市の教育に、深い感銘を受けました。たいへん勉強になりました。ありがとうございました。

元常総市立水海道中学校 校長

守谷市総合教育支援センター「はばたき」相談員

増田 徹

守谷市では、「わくわく子育て王国もりや」という子育て支援を推進する中、未来へつなぐ教育・子育てを実現するために、積極的に予算を投入し教育改革や生涯学習の推進に取り組まれていることが素晴らしいです。

その中で、学校教育においては、教育ニーズの多様化やいじめ、不登校問題の対応、学習意欲や学力の低下等の様々な喫緊の課題が山積しているのが現状です。

様々な課題解決を目指し、教育委員会では「もりやビジョン2024」のもと、素晴らしい取組、実践が推進されています。中でも、いじめ・不登校対策「ゼロパック+」による居場所づくり、スクールソーシャルワーカーの4人体制配置、中学校部活動の地域移行推進及びデジタル技術を活用した教育の充実等を重点施策に掲げて邁進していることに注目しています。

議案	頁数
7号	56

ICT 活用等、教育の先進的な取組を推進していきながら、教育の原点ともいえる丁寧な指導を守りつつ、現状に即してアナログ部分の改善を図って欲しいと願っています。不確実な時代、未来を担う子どもたち一人ひとりを大切にする教育を継続し、日ごろから学校教育を全力で支えている教育委員会の方々、益々のご活躍を期待しております。

守谷市立大井沢小学校 PTA 会長

吉澤 寛子

これまで「守谷の教育は先進的で充実している。」と聞いてきましたし、育児中に恵まれていると感じることはたくさんありましたが、今回の説明を伺い、守谷型カリキュラム・マネジメントに始まった教育改革の成果であることを理解することができました。

御所ヶ丘中学校区コミュニティ・スクールなどで守谷市や先生方に感じている、熱意がありながら柔軟な姿勢も、環境とムードが良くて生まれてくるのだろうと感じました。

議案	頁数
7号	57

令和 7 年度（令和 6 年度対象）
教育委員会の点検・評価結果報告書

令和 8 年 3 月発行



守谷市教育委員会 事務局 学校教育課

議案	頁数
7号	58

議案第8号

令和8年度（令和7年度対象）守谷市教育委員会「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」実施方針について

令和8年度（令和7年度対象）守谷市教育委員会「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」実施方針を別紙のとおり決定する。

令和8年3月25日 提出
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正
令和8年3月 日原案 決

提案理由

本案は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づく令和8年度（令和7年度対象）守谷市教育委員会「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」の実施方針を決定するものです。

議案	頁数
8号	1

令和8年度（令和7年度対象）

守谷市教育委員会「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」実施方針（案）

1 趣 旨

守谷市教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、毎年、主要な施策や事務事業の取組状況について点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の推進を図るとともに、市民に対する説明責任を果たす。

2 実施方法

- (1) 市の教育目標である「新しい時代をたくましく生きぬく人づくりを目指して」を具現化するために位置付けた事業の内、守谷市教育大綱において「あるべき未来の姿」を実現するための重点的取組を対象として点検評価を行う。また、令和7年度に教育委員会事務局各課が実施した個々の事務事業については、守谷市が行う行政評価（施策・事務事業評価）で実施する。
- (2) 点検及び評価は、当該年度の施策・重点事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。
- (3) 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、教育委員会が委嘱する「点検評価に関する有識者」（点検評価委員）を置き、その意見を聴取した上で、教育委員会において点検及び評価を行う。

3 点検・評価の対象

- (1) 教育委員会の活動状況
教育委員会の予算・決算の状況のほか、会議開催状況、会議以外の活動状況など
- (2) 令和7年度重点事業
各課が特に重点的に取り組んだ事業（施策体系別）
- (3) 施策実現のための主な取組
施策実現のために令和7年度に各課が取り組んだ主な事業（施策体系別）

4 評価方法

指標・数値により具体的な進捗状況を示しつつ、以下項目を明らかにして教育委員会内で自己評価を行った後、点検評価委員の十分な審議を経て、教育に関する知見に基づく評価をいただく。

- ・目的
事業を実施することで達成させたい目標を記載
- ・事業内容（取組・成果）
令和7年度に所管課が取り組んだ事業内容について、実績が分かるように記載
- ・課題
令和7年度の実績を分析し、目的達成における課題を記載
- ・対応方向
課題を克服し、実績向上を図るために取り組んでいく今後の方向性を記載
- ・外部からの意見
保護者や児童生徒、各種委員会等の構成員等から寄せられた意見や指摘等を記載
- ・成果指標
教育大綱最終年度となる令和8年度の目標値を設定し、令和7年度の実績値について目標値に対する達成状況を、AからDの4段階で評価。

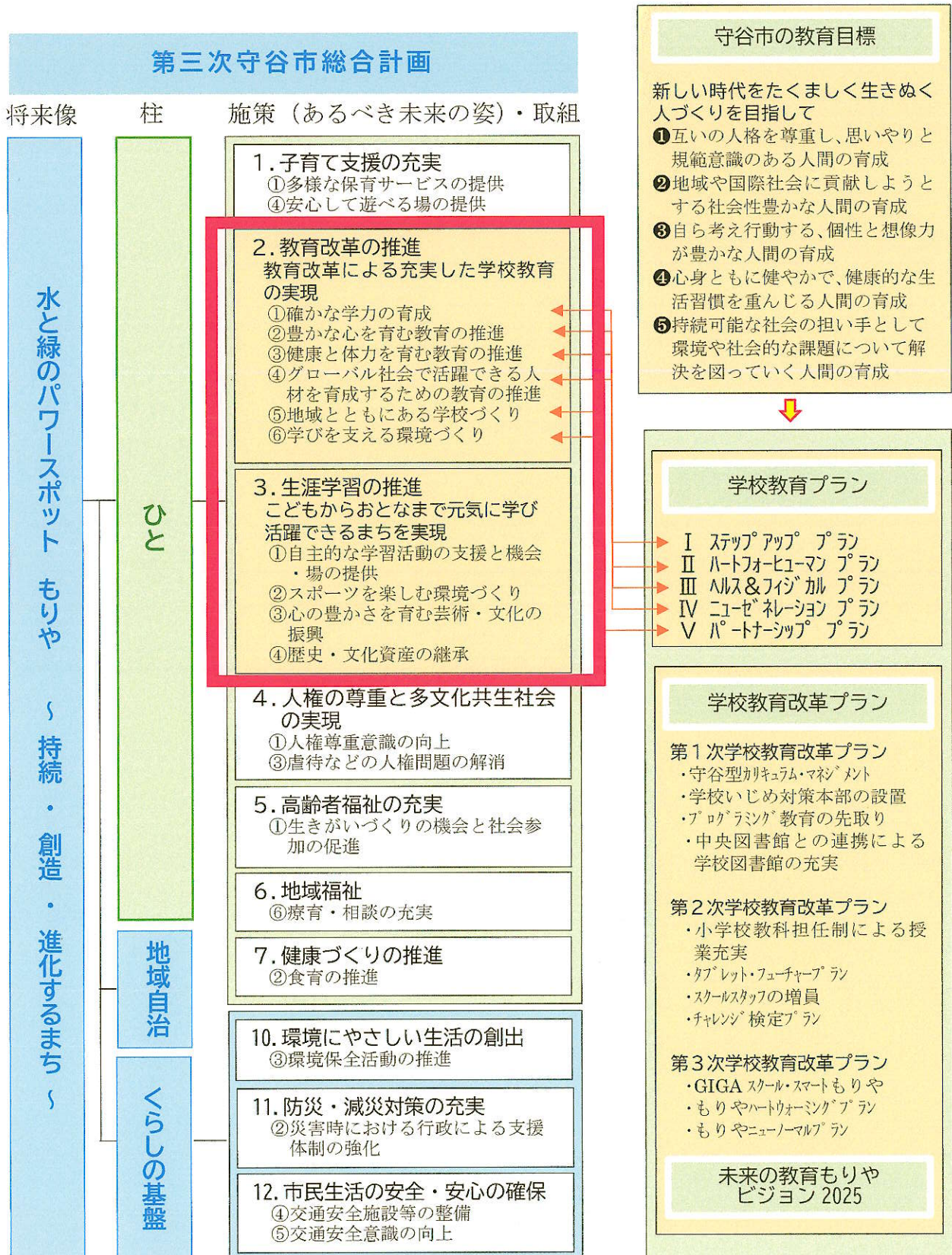
5 評価結果の報告及び公表

点検評価結果報告書は、守谷市議会に報告するとともに、守谷市公式ホームページ掲載により広く市民に公表する。

議案	頁数
8号	2

守谷市の教育体系

守谷市の教育行政は、第三次守谷市総合計画で定めた守谷市が目指す将来像の実現のため、教育改革による充実した学校教育の実現に向け、教育改革の推進に取り組みます。



議案第9号

学校医の委嘱校変更について

次の者の委嘱校を変更するため、守谷市教育委員会事務委任規則第2条第7号の規定により議決を求める。

委嘱校変更対象者

変更前学校名	変更後学校名	氏名	病院名等
御所ヶ丘中学校	守谷中学校	原健	はら内科クリニック

委嘱期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

令和8年3月25日 提出
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正
令和8年3月 日原案 決

提案理由

本案は、令和8年度の生徒数推計の結果、以下の通り配置人数に変更が生じることとなったため、守谷市立中学校学校医の委嘱校を変更するものです。

学校名	現在の人数	令和8年度の人数	調整内容
守谷市立 守谷中学校	1	2	生徒数500名超過に伴い、現在の1名から2名体制へ増員（御所ヶ丘中学校担当医師1名による増員）。
守谷市立 御所ヶ丘中学校	2	1	生徒数500名未満に伴い、現在の2名体制から1名体制へ減員（生徒数減に伴う1名体制への移行）。

議案第10号

学校歯科医の委嘱校変更について

次の者の委嘱校を変更するため、守谷市教育委員会事務委任規則第2条第7号の規定により議決を求める。

委嘱校変更対象者

変更前学校名	変更後学校名	氏名	病院名等
御所ヶ丘中学校	守谷中学校	長田 慶太	風と星デンタルクリニック守谷

委嘱期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

令和8年3月25日 提出
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正
令和8年3月 日原案 決

提案理由

本案は、令和8年度の生徒数推計の結果、以下の通り配置人数に変更が生じることとなったため、守谷市立中学校学校歯科医の委嘱校を変更するものです。

学校名	現在の人数	令和8年度の人数	調整内容
守谷市立 守谷中学校	1	2	生徒数500名超過に伴い、現在の1名から2名体制へ増員（御所ヶ丘中学校担当歯科医1名による増員）。
守谷市立 御所ヶ丘中学校	2	1	生徒数500名未満に伴い、現在の2名体制から1名体制へ減員（生徒数減に伴う1名体制への移行）。

議案	頁数
10号	1

議案第11号

守谷市立学校産業医の選任について

守谷市立学校教職員労働安全衛生管理に関する規則（平成4年規則第2号）第12条第1項及び第2項の規定により選任するものです。

氏名	病院名	主勤務校
しもむら しげる 下村 滋	下村医院	黒内小学校
ながせ ゆい 永瀬 惟	永瀬内科	守谷小学校

任期 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

令和8年3月25日 提出
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正
令和8年3月 日原案 決

提案理由

本案は、市内小学校において労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条第1項で規定による産業医を選任する必要があるため、守谷市立学校教職員労働安全衛生管理に関する規則第12条第1項及び第2項の規定に基づき、選任するものです。

議案	頁数
11号	1

議案第12号

守谷市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

守谷市教育委員会事務局組織規則（平成2年守谷町教育委員会規則第5号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年3月25日 提出
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正
令和 年 月 日 決

提案理由

本案は、令和8年度の組織改編に伴い、学校教育課及び生涯学習課のグループを再編するため、また生涯学習課及び教育指導課の事務分掌を変更するため、規則の一部を改正するものです。

議案	頁数
12号	1

守谷市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月 日

守谷市教育委員会教育長

守谷市教育委員会規則第 号

守谷市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

守谷市教育委員会事務局組織規則（平成2年守谷町教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表学校教育課の項中「総務・企画グループ」を「総務グループ、企画グループ」に改め、同表生涯学習課の項中「生涯学習グループ、スポーツ推進室」を「文化・社会教育グループ、放課後活動支援グループ、スポーツ推進グループ」に改める。

第5条第1項中「、スポーツ推進室長」を削る。

第5条第2項の表スポーツ推進室長の項を削る。

別表生涯学習課の項中「8 社会同和教育に関すること。」を「8 人権教育及び啓発に関すること。」に、「13 市民ギャラリーに関すること。」を「13 学校・家庭・地域の連携協力に関すること。」に、教育指導課の項中「23 守谷市任期付市費負担教職員事業に関すること。」を「23 教科担任として任用するフルタイム会計年度任用職員の採用及び活用に関すること。」に改め、24の次に「25 学びの多様化学校に関すること。」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案	頁数
12号	2

守谷市教育委員会事務局組織規則新旧対照表

改 正	現 行																																								
<p>(課等の設置)</p> <p>第2条 事務局に、次の表の左欄に掲げる課を置き、それらの課に同表右欄に掲げるグループ等を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課</th> <th>グループ等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校教育課</td> <td>学務グループ、<u>総務グループ</u>、<u>企画グループ</u>、<u>施設管理グループ</u></td> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td><u>文化・社会教育グループ</u>、<u>放課後活動支援グループ</u>、<u>スポーツ推進グループ</u></td> </tr> <tr> <td>教育指導課</td> <td>指導グループ、ICT教育推進グループ</td> </tr> </tbody> </table> <p>(職制及び職務)</p> <p>第5条 事務局に必要な応じ参事、教育部次長、参事補、課長、副参事、技正、課長補佐、主査、技佐、<u> </u>、係長、主任、主事、技師、主事補、技師補、指導主事、社会教育主事及び教諭を置く。</p> <p>2 職務は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>組織</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">~~~~~</td> </tr> <tr> <td>社会教育主事</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(削除)</td> </tr> </tbody> </table>	課	グループ等	学校教育課	学務グループ、 <u>総務グループ</u> 、 <u>企画グループ</u> 、 <u>施設管理グループ</u>	生涯学習課	<u>文化・社会教育グループ</u> 、 <u>放課後活動支援グループ</u> 、 <u>スポーツ推進グループ</u>	教育指導課	指導グループ、ICT教育推進グループ	職	組織	職務	~~~~~			社会教育主事	(略)	(略)	(削除)			<p>(課等の設置)</p> <p>第2条 事務局に、次の表の左欄に掲げる課を置き、それらの課に同表右欄に掲げるグループ等を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課</th> <th>グループ等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校教育課</td> <td>学務グループ、<u>総務・企画グループ</u>、<u>施設管理グループ</u></td> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td><u>生涯学習グループ</u>、<u>スポーツ推進室</u></td> </tr> <tr> <td>教育指導課</td> <td>指導グループ、ICT教育推進グループ</td> </tr> </tbody> </table> <p>(職制及び職務)</p> <p>第5条 事務局に必要な応じ参事、教育部次長、参事補、課長、副参事、技正、課長補佐、主査、技佐、<u>スポーツ推進室長</u>、係長、主任、主事、技師、主事補、技師補、指導主事、社会教育主事及び教諭を置く。</p> <p>2 職務は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>組織</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">~~~~~</td> </tr> <tr> <td>社会教育主事</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>スポーツ推進室長</td> <td><u>グループ等</u></td> <td><u>スポーツ推進室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</u></td> </tr> </tbody> </table>	課	グループ等	学校教育課	学務グループ、 <u>総務・企画グループ</u> 、 <u>施設管理グループ</u>	生涯学習課	<u>生涯学習グループ</u> 、 <u>スポーツ推進室</u>	教育指導課	指導グループ、ICT教育推進グループ	職	組織	職務	~~~~~			社会教育主事	(略)	(略)	スポーツ推進室長	<u>グループ等</u>	<u>スポーツ推進室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</u>
課	グループ等																																								
学校教育課	学務グループ、 <u>総務グループ</u> 、 <u>企画グループ</u> 、 <u>施設管理グループ</u>																																								
生涯学習課	<u>文化・社会教育グループ</u> 、 <u>放課後活動支援グループ</u> 、 <u>スポーツ推進グループ</u>																																								
教育指導課	指導グループ、ICT教育推進グループ																																								
職	組織	職務																																							
~~~~~																																									
社会教育主事	(略)	(略)																																							
(削除)																																									
課	グループ等																																								
学校教育課	学務グループ、 <u>総務・企画グループ</u> 、 <u>施設管理グループ</u>																																								
生涯学習課	<u>生涯学習グループ</u> 、 <u>スポーツ推進室</u>																																								
教育指導課	指導グループ、ICT教育推進グループ																																								
職	組織	職務																																							
~~~~~																																									
社会教育主事	(略)	(略)																																							
スポーツ推進室長	<u>グループ等</u>	<u>スポーツ推進室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</u>																																							

主任	(略)	(略)
指導主事	(略)	(略)
教諭	(略)	(略)

別表（第3条関係）

課名	事務分掌
生涯学習課	1 から 7 まで (略) 8 <u>人権教育及び啓発に関すること。</u> 9 から 1 2 まで (略) 1 3 <u>学校・家庭・地域の連携協力に関すること。</u> 1 4 から 3 5 まで (略)
教育指導課	1 から 2 2 まで (略) 2 3 <u>教科担任として任用するフルタイム会計年度任用職員の採用及び活用に関すること。</u> 2 4 (略) 2 5 <u>学びの多様化学校に関すること。</u>

主任	(略)	(略)
指導主事	(略)	(略)
教諭	(略)	(略)

別表（第3条関係）

課名	事務分掌
生涯学習課	1 から 7 まで (略) 8 <u>社会同和教育に関すること。</u> 9 から 1 2 まで (略) 1 3 <u>市民ギャラリーに関すること。</u> 1 4 から 3 5 まで (略)
教育指導課	1 から 2 2 まで (略) 2 3 <u>守谷市任期付市費負担教職員事業に関すること。</u> 2 4 (略)

議案第13号

守谷市立学校働き方改革推進会議設置に関する要綱の制定について

守谷市立学校働き方改革推進会議設置に関する要綱を別紙のとおり制定する

。

令和8年3月25日 提出
守谷市教育委員会
教育長 奈 幡 正
令和 年 月 日 原案 決

提案理由

教職員の勤務状況を抜本的に改善し、心身ともに健康な状態で児童生徒の教育に邁進できる環境を構築するために、業務量管理・健康確保措置実施計画を策定することになりました。本計画の全体の推進と進捗状況の管理を目的とし、推進会議を設置します。

議案	頁数
13号	1

守谷市教育委員会告示第 号

守谷市立学校働き方改革推進会議設置に関する要綱を次のように定める。

令和8年 月 日

守谷市教育委員会教育長 奈 幡 正

守谷市立学校働き方改革推進会議設置に関する要綱

(設置)

第1条 守谷市立学校の教育職員（以下「教職員」という。）に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（以下「実施計画」という。）の計画的かつ効果的な推進及び進捗状況の管理を行うため、守谷市立学校働き方改革推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議し、その結果を守谷市総合教育会議に報告する。

- (1) 実施計画の進捗管理に関する事項。
- (2) 教職員の働き方改革の推進に関する事項。
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項。

(組織)

第3条 推進会議は、10人以内の委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 教育部長
- (2) 教育部参事
- (3) 教育部次長
- (4) 教育委員会事務局の課長職にある者
- (5) 守谷市立小学校長会の会長又は当該会長が推薦する者 1名
- (6) 守谷市立中学校長会の会長又は当該会長が推薦する者 1名
- (7) 守谷市立小学校教頭会の会長又は当該会長が推薦する者 1名
- (8) 守谷市立中学校教頭会の会長又は当該会長が推薦する者 1名
- (9) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、実施計画の期間とする。

(委員長)

第5条 推進会議に委員長を置き、委員長は教育部長をもって充てる。

2 委員長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が

議案	頁数
13号	2

指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、委員長が招集する。

2 推進会議の議長は、委員長とする。

3 推進会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 推進会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参考意見の聴取)

第7条 推進会議は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を推進会議に出席させ、その意見を聞き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、教育委員会事務局内の学校総務担当課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

議案	頁数
13号	3

議案第14号

守谷市立小中学校の就学指定校の変更に関する取扱要綱の全部の改正について

守谷市立小中学校の就学指定校の変更に関する取扱要綱の全部を別紙のとおり改正する。

令和8年3月25日 提出
守谷市教育委員会
教育長 奈 幡 正
令和 年 月 日 原案 決

提案理由

就学事務システム標準化に伴う様式の変更及びこれまで「就学校変更」と「区域外就学」は同一の要綱で扱ってきたが、それぞれ別の要綱に分けることで内容をより分かりやすくするため、守谷市立小中学校の就学指定校の変更に関する取扱要綱の全部を改正するものである。

議案	頁数
14号	1

守谷市教育委員会告示第 号

守谷市立小中学校の就学指定校の変更に関する取扱要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

守谷市教育委員会教育長 奈 幡 正

守谷市立小中学校の就学指定校の変更に関する取扱要綱

守谷市立小中学校の就学指定校の変更に関する取扱要綱（平成19年守谷市教育委員会告示第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第8条及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第33条の規定に基づき、守谷市教育委員会（以下「委員会」という。）が指定した就学すべき学校（以下「就学指定校」という。）を変更することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）児童生徒 学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。
- （2）就学予定者 学校教育法施行令第5条第1項に規定する就学予定者をいう。
- （3）児童生徒等 児童生徒及び就学予定者をいう。
- （4）保護者 学校教育法第16条に規定する保護者をいう。
- （5）通学区域 守谷市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成16年守谷市教育委員会規則第1号）第2条に規定する通学区域をいう。

（就学指定校変更基準）

第3条 就学指定校の変更ができる要件、申請に必要な書類及び変更許可期間は、別表に定めるとおりとする。

（就学指定校の変更申請）

第4条 就学指定校以外の市立小中学校のいずれかに児童生徒等を就学させようとする保護者は、就学校変更申請書（様式第1号）に別表に掲げる必要書類を添えて委員会に申請しなければならない。

（保護者の遵守事項）

第5条 保護者は、前条の申請をするにあたっては、次に掲げる事項を遵守す

議案	頁数
14号	2

るよう努めなければならない。

- (1) 児童生徒等の通学の安全確保に責任をもって対応すること。
- (2) 学校の教育方針に賛同し、児童生徒等が学習活動を続けられるようにすること。
- (3) 学校の行事やPTA活動に協力し、参加すること。

(就学指定校の変更許可等)

第6条 委員会は、第4条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、就学指定校の変更を適当と認めるときは就学校変更許可通知書(様式第2号)により、当該申請をした保護者に通知するものとする。

2 委員会は次の各号のいずれかに該当するときは、就学指定校の変更を許可しない。

- (1) 児童生徒等の通学上の安全が確認できないと認められるとき。
- (2) 災害の発生及び児童生徒等の病気、けがその他の緊急時に保護者への引き渡しに困難と認められるとき。
- (3) その他教育長が許可が不相当と認めるとき。

(許可の取消し)

第7条 委員会は、保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、就学指定校の変更の許可を取り消すことができる。

- (1) 申請の内容が事実と相違しているとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (3) 申請の事由が変更又は消滅したと認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が許可を取り消す事由があると認めるとき。

2 委員会は、前項の規定により許可を取り消したときは、当該保護者に通知するものとする。

(変更の届出)

第8条 就学指定校変更の許可を受けた保護者は、申請の内容に変更が生じたときは、速やかに委員会に届け出なければならない。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前にこの告示による改正前の守谷市立小中学校の就学指定校の変更に関する取扱要綱の規定によりなされた申請及び決定(区域外就学に係るものを除く。)は、この告示による改正後の守谷市立小中学校の就学指定校変更に関する取扱要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

議案	頁数
14号	3

様式第1号（第4条関係）

就学校変更申請書

守谷市教育委員会 宛て

保護者氏名
(申請者)
連絡先

下記児童・生徒について、次の理由により、指定学校の変更をお願いいたします。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
現住所 (住所登録地)			
()住所			
保護者氏名			
指定学校		学年	
希望就学校		学年	
希望変更期間			
申請理由			

様式第2号（第6条関係）

第 年 月 日
号 日

様

守谷市教育委員会

就学校変更許可通知書

学校教育法施行令第8条の規定によって下記のとおり学区外就学に関するお知らせをいたします。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
現住所			
保護者氏名			
指定学校		学年	
希望就学校		学年	
変更期間			
申請理由			
備考			

別表 就学指定校変更基準（第3条、第4条関係）

変 更 要 件		必 要 書 類	変 更 許 可 期 間
1	転居の場合（学年途中）		卒業まで ただし、過大規模校については学年末まで
2	1年以内に予定する転居予定地の学校への学年、学期当初からの転校を希望する場合	転居予定を確認できる書類（土地・建物売買契約書等）	適当と認められる期間
3	1年以内に予定する住宅の建て替え等による一時的な転居	一時的な転居を確認できる書類（賃貸契約書等）	適当と認められる期間
4	公共事業による移転等		卒業まで
5	災害等による一時的な転居		適当と認められる期間
6	父母の勤務場所や自営業地等の就学指定校に就学を希望する場合	父母の就労証明書または自営地を証明できるもの	学年末まで
7	父母の就労により養育する祖父母宅等の住所地の就学指定校に就学を希望する場合	父母就労証明書 養育する祖父母等の同意書	学年末まで
8	実際の生活拠点のある住所地の就学指定校への就学	居住を証明できる書類	学年末まで
9	住民登録以外の学区の町内会又は子供会に既に参加していて、希望学区の地区活動に密接な関係がある場合	町内会の加入証明等	卒業まで ただし、町内会又は子供会を脱会した場合は、当該脱会をした日まで
10	就学指定校に対応する特別支援学級が無い場合や心身上の理由による就学への配慮が必要な場合		卒業まで
11	いじめ・不登校の解消のために転校を希望する場合		卒業まで
12	学校区の変更に伴い就学指定校が変更になってしまったため、学校区変更前の就学指定校に就学する場合		卒業まで
13	学校区の変更に伴い就学指定校が別になってしまった兄弟姉妹が就学する学校への就学		卒業まで

14	就学指定校である中学校に希望する部活動が無い、又は大会に参加できる状況に無い場合の希望する部のある隣接する学区の中学校への転校	入部希望届	適当と認められる期間
15	児童生徒の保護を要すると思われる逃避等の場合		適当と認められる期間
16	過大規模校の通学区域に住民票がある児童が保有普通教室数に余裕がある学校への就学を希望する場合 (新入学児童のみ)		卒業まで
17	16による就学指定校変更の変更前の指定中学校への就学		卒業まで
18	その他教育委員会が妥当と認める場合	委員会が求める書類	適当と認められる期間

- 注意
- 1 上記に定める必要書類のほか、必要に応じ、提示又は提出を求める場合がある。
 - 2 過大規模校の学級数は、31学級以上とする。
 - 3 過大規模校への就学については、9から11までの要件による変更は認めない。
 - 4 16の要件により就学校を変更した場合、中学校は原則、変更先の通学区域の中学校に就学するものとする。
 - 5 6及び7の要件により就学先を変更した場合、変更後の就学先での児童クラブの使用は、原則不可とする。
 - 6 就学を希望する小学校又は中学校の施設、設備及び学級状況に応じ、受入れ可能な児童生徒数の範囲でなければ認めない場合がある。
 - 7 許可期間終了後は、児童生徒の住所の存する通学区域の小学校又は中学校に就学すること。
 - 8 1から7までにかかわらず、守谷市教育委員会が特別に認める場合には、この限りではない。

議案第15号

守谷市立小中学校への区域外就学に関する取扱要綱の制定について

守谷市立小中学校への区域外就学に関する取扱要綱を別紙のとおり制定する

。

令和8年3月25日 提出
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正
令和 年 月 日 原案 決

提案理由

就学事務システム標準化に伴う様式の変更及びこれまで「就学校変更」と「区域外就学」は同一の要綱で扱ってきたが、それぞれ別の要綱に分けることで内容をより分かりやすくするため、守谷市立小中学校への区域外就学に関する取扱要綱を制定するものである。

議案	頁数
15号	1

守谷市教育委員会告示第 号

守谷市立小中学校への区域外就学に関する取扱要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

守谷市教育委員会 奈 幡 正

守谷市立小中学校への区域外就学に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第9条の規定に基づく、市内に住所を有しない児童生徒の守谷市立小中学校への就学(以下「区域外就学」という。)の取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 委員会 守谷市教育委員会をいう。
- (2) 児童生徒 学校教育法(昭和22年法律第26号)第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。
- (3) 保護者 学校教育法第16条に規定する保護者をいう。
- (4) 通学区域 守谷市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則(平成16年守谷市教育委員会規則第1号)第2条に規定する通学区域をいう。

(区域外就学変の要件等)

第3条 区域外就学の要件等は、別表のとおりとする。

(区域外就学の申請)

第4条 区域外就学をさせようとする保護者は、区域外就学申請書(様式第1号)に別表に掲げる必要書類を添えて委員会に申請しなければならない。

(保護者の遵守事項)

第5条 保護者は、前条の申請をするにあたっては、次に掲げる事項を遵守するよう努めなくてはならない。

- (1) 児童生徒の通学の安全確保に責任をもって対応すること。
- (2) 学校の教育方針に賛同し、児童生徒が学習活動を続けられるようにすること。
- (3) 学校の行事やPTA活動に協力し、参加すること。

(区域外就学の許可等)

第6条 委員会は、第4条の規定による申請があったときは、第3条の区域外就学の要件に照らして審査の上、当該児童生徒の住所に存する市区町村の教

議案	頁数
15号	2

育委員会と協議をするものとする。

2 委員会は、前項の協議の結果、当該区域外就学を認めるときは、区域外就学許可通知書（様式第2号）により、当該申請をした保護者に通知するものとする。

3 委員会は次のいずれかに該当するときは区域外就学を許可しない。

(1) 児童生徒等の通学上の安全が確認できないと認められるとき。

(2) 災害の発生及び児童生徒等の病気、けがその他の緊急時に保護者への引き渡しが困難と認められるとき。

(3) その他教育長が許可が不相当と認めるとき。

(許可の取り消し)

第7条 委員会は、保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、区域外就学の許可を取り消すことができる。

(1) 申請の内容が事実と相違していると認められるとき。

(2) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(3) 申請の事由が変更又は消滅したと認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が許可を取り消す事由があると認められるとき。

2 委員会は、前項の規定により許可を取り消したときは、当該保護者に通知するものとする。

(変更の届出)

第8条 区域外就学の許可を受けた保護者は、申請の内容に変更が生じたときは、速やかに委員会に届けなければならない。

2 委員会は、前項の規定による届出があったときは、当該届出をした保護者に必要な指示を行うものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に守谷市立小中学校の就学指定校の変更に関する取扱要綱（平成19年守谷市教育委員会告示第1号）の規定によりなされた区域外就学に係る申請及び決定は、この告示による相当規定によりなされたものとみなす。

議案	頁数
15号	3

様式第1号（第4条関係）

区域外就学申請書

守谷市教育委員会 宛て

保護者氏名
（申請者）
連絡先

下記児童・生徒について、次の理由により、区域外就学の承認をお願いいたします。

記

児童生徒氏名			
生 年 月 日			
現 住 所 （住所登録地）			
（ ）住所			
保 護 者 氏 名			
指 定 学 校	学 年		
希 望 就 学 校	学 年		
希 望 変 更 期 間			
申 請 理 由			

様

守谷市教育委員会

区域外就学許可通知書

申請のあった区域外就学変更申請に対し審査した結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
現住所			
保護者氏名			
指定学校		学年	
希望就学校		学年	
変更期間			
申請理由			
備考			

別表 区域外就学基準（第3条、第4条関係）

	区域外就学の要件	必要書類	許可期間
1	転出		学年末まで
2	転入 1年以内に転入予定地の学校への学年、学期当初からの転校を希望する場合	転居予定を確認できる書類（土地・建物売買契約書等）	適当と認められる期間
3	一時的な転出 1年以内に予定する住宅の建て替え等による一時的な転出	一時的な転出を確認できる書類（賃貸契約書等）	適当と認められる期間
4	公共事業による移転等		卒業まで
5	災害等による一時的な転居		適当と認められる期間
6	父母の勤務場所や自営業地等の就学指定校に就学を希望する場合	父母の就労証明書または自営地を証明できるもの	学年末まで
7	父母の就労により養育する祖父母宅等の住所地の就学指定校に就学を希望する場合	父母の就労証明書 養育する祖父母等の同意書	学年末まで
8	実際の生活拠点のある住所地指定校への就学	居住を証明できる書類	学年末まで
9	いじめ・不登校により市内の指定校以外の学校でも解消されないため、市外の学校への就学を希望する場合	委員会が求める書類	卒業まで
10	児童生徒の保護を要すると思われる逃避等の場合		適当と認められる期間
11	その他教育委員会が妥当と認める場合	委員会が求める書類	適当と認められる期間

- 注意
- 1 上記に定める必要書類のほか、必要に応じ、提示又は提出を求める場合がある。
 - 2 6及び7の要件により区域外就学をした場合、就学先での児童クラブの使用は、原則不可とする。
 - 3 就学を希望する小学校又は中学校の施設、設備及び学級状況に応じ、受入れ可能な児童生徒数の範囲でなければ認めない場合がある。
 - 4 許可期間終了後は、児童生徒の住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校に就学すること。
 - 5 区域外就学の許可は、距離的に通学可能と認められる児童生徒等についてのみ許可する。

議案第16号

守谷市英語検定料補助金交付要綱の廃止について

守谷市英語検定料補助金交付要綱を別紙のとおり廃止する。

令和8年3月25日 提出
守谷市教育委員会
教育長 奈 幡 正
令和8年3月 日 原案 決

提案理由

児童生徒の学習意欲の向上を図ることを目的に実施される検定等の受検料に係る負担軽減また、補助金の交付対象となる検定の拡大のため、守谷市各種検定料補助金交付要綱に関する要綱を制定に伴い、守谷市英語検定料補助金交付要綱を廃止するものである。

議案	頁数
16号	1

守谷市教育委員会告示第 号

守谷市英語検定料補助金交付要綱（令和2年守谷市教育委員会告示第4号）は、令和8年3月31日限り廃止する。ただし、同日までに受検した検定に係る守谷市英語検定料補助金交付要綱の規定は、なお効力を有する。

令和8年 月 日

守谷市教育委員会教育長 奈幡 正

議案	頁数
16号	2

議案第17号

守谷市教育委員会が任用するフルタイム会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則について

守谷市教育委員会が任用するフルタイム会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則について別紙のとおり制定する。

令和8年3月25日提出
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正
令和 年 月 日 原案 決

提案理由

本案は、守谷市教育委員会が任用するフルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例第5条及び第19条の規定に基づき、フルタイム会計年度任用職員の給与を決定する場合基準及び給与の支給等に関する規則を制定するものです。

。

議案	頁数
17号	1

守谷市教育委員会告示第 号

守谷市教育委員会が任用するフルタイム会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則を次のように定める。

令和8年 月 日

守谷市教育委員会教育長 奈 幡 正

守谷市教育委員会が任用するフルタイム会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則

令和 年 月 日
教育委員会規則第 号

(趣旨)

第1条 この規則は、守谷市教育委員会が任用するフルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例（令和 年守谷市条例 号。以下「条例」という。）第5条及び第19条の規定に基づき、フルタイム会計年度任用職員の給与を決定する場合の基準及び給与の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(職務の級及び号給の決定)

第3条 フルタイム会計年度任用職員となった者の職務の級及び号給は、別表に定める職務別級号給基準表の基礎級号給の欄に定められている級及び号給とする。

2 次条に定める経験年数を有するフルタイム会計年度任用職員の級及び号給については、前項の規定に関わらず、職務別級号給基準表の基礎級号給欄に定める級及び号給よりも上位の級及び号給とすることができる。

3 前項の規定による級及び号給は、職務別級号給基準表の上限欄に定められている級及び号給を超えることはできない。

(経験年数を有する者の号給)

第4条 フルタイム会計年度任用職員となった者のうち、経験年数を有する者の号給は、守谷市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和34年守谷町規則第31号）の規定を準用する。

(給料の支給)

第5条 条例第6条の規定により準用する守谷市職員の給与に関する条例（昭和31年守谷町条例第41号。以下「給与条例」という。）第7条に規定する

議案	頁数
17号	2

市規則で定める期日は、守谷市職員の給与に関する規則（昭和32年守谷町規則第18号。以下「給与規則」という。）第2条の規定を準用する。

（地域手当の支給）

第6条 条例第7条の規定により準用する給与条例第12条の7に規定する地域手当の支給は、給与規則第6条の4の規定を準用する。

（通勤手当の支給）

第7条 条例第8条の規定により準用する給与条例第12条の3に規定する通勤手当の支給は、給与規則第12条から第12条の6までの規定を準用する。

（時間外勤務手当の支給）

第8条 条例第9条の規定により準用する給与条例第14条に規定する時間外勤務手当の支給は、給与規則第16条、第16条の2及び第19条並びに第20条の規定を準用する。

（時間外勤務手当）

第9条 条例第9条の規定により準用する給与条例第14条に規定する勤務の区分に応じた割合は、給与規則第16条の2の規定を準用する。

（休日勤務手当の支給）

第10条 条例第10条の規定により準用する給与条例第15条に規定する休日勤務手当の支給は、給与規則第16条、第16条の2及び第19条の規定を準用する。

（期末手当）

第11条 条例第13条の規定により準用する給与条例第20条から第20条の3までに規定する期末手当を支給される職員の範囲、期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、給与規則第22条から第23条の8及び第26条の2の2から第26条の4までの規定を準用する。

（勤勉手当）

第12条 条例第14条の規定により準用する給与条例第21条に規定する勤勉手当を支給される職員の範囲、勤勉手当の支給額その他勤勉手当の支給に関し必要な事項については、給与規則第24条及び第25条の規定を準用する。

（委任）

第13条 この規則の施行に関し、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この規則は令和8年4月1日から施行する。

議案	頁数
17号	3

議案第18号

教育委員会職員の人事異動について

教育委員会職員の人事異動について、別紙のとおり承認したいので、教育委員会の意見を求める。

令和8年 3 月 2 5 日 提 出
守 谷 市 教 育 委 員 会
教 育 長 奈 幡 正
令和 年 月 日 認

提案理由

本案は、令和8年度（4月1日付け）の定期人事異動について内示があったので、教育委員会で承認するにあたり委員の意見を求めるものです。

議案	頁数
18号	1

協議第5号

守谷市各種検定料補助金交付要綱の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき補助執行する市長の権限に属する事務である補助金の交付事業において、児童生徒の学習意欲の向上を図ることを目的に実施される検定等の受検に係る負担軽減また、補助金の交付対象となる検定の拡大のため、守谷市各種検定料補助金交付要綱に関する要綱を制定することについて協議を求める。

令和8年3月25日 提出
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正

協 議	頁 数
5 号	1

守谷市各種検定料補助金交付要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

守谷市長 松丸修久

守谷市各種検定料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、守谷市に住所を有する児童生徒の保護者に対し、児童生徒の学習意欲の向上を図ることを目的に実施される検定等の受検に係る負担を軽減するため、予算の範囲内において守谷市各種検定料補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する児童生徒（以下「対象児童生徒」という。）の保護者（当該対象児童生徒に対して、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）とする。

- (1) 守谷市に住所を有し、小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在籍している児童生徒
- (2) その他市長が必要と認める児童生徒

(補助対象検定)

第3条 補助金の交付対象となる検定（以下「補助対象検定」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 英語検定 公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定
- (2) TOEIC 一般社団法人国際ビジネスコミュニケーション協会が実施するTOEIC Listening & Reading Test
- (3) GTEC 株式会社ベネッセコーポレーションが実施するGlobal Test of English Communication
- (4) 公益財団法人日本漢字能力検定協会が実施する日本漢字能力検定
- (5) 公益財団法人日本数学検定協会が実施する実用数学技能検定及び算数検定

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、対象児童生徒が受検する補助対象検定の検定料に2分の1を乗じた金額（その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とする。この場合において、会場又は形式等により異なる検定料がある場合は、もっとも低額の検定料とする。

協議	頁数
5号	2

- 2 前項の規定にかかわらず、守谷市立小中学校就学援助費交付要綱（平成19年守谷市教育委員会告示第5号）第2条に規定する要保護者又は準要保護者の世帯の児童生徒については、補助対象検定の検定料の全額とする。
- 3 補助金の交付は、同一の対象児童生徒につき、前条各号に規定する検定（以下「検定等」という。）のいずれかにおいて、1会計年度内に1回限りとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、補助対象者が検定等を受検した会計年度内に守谷市各種検定料補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、検定等を受検した会計年度内に検定結果が確認できない場合にあっては、翌年度4月30日までに検定結果が確認できるものを提出するものとする。

- (1) 対象児童生徒が受検した補助対象検定の結果等を証する書類の写し
(2) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し補助金の交付を決定したときは、申請のあった口座への振り込みにより、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返金）

第7条 市長は、申請者が虚偽の申請その他の不正の手段により補助金の交付を受けたときは、当該補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。この場合において、市長は、守谷市各種検定料補助金交付決定取消・返還命令書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（補則）

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

協 議	頁 数
5 号	3

守谷市長 宛て

申請者（保護者） 住 所
氏 名
電話番号

守谷市各種検定料補助金交付申請書兼請求書

守谷市各種検定料補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。なお、守谷市各種検定料補助金の交付を受けるに当たり、守谷市教育委員会教育長が対象児童生徒の住民基本台帳等の調査を行うことに同意します。

対象 児童 生徒	氏名				
	住所				
	学校名		学年		
申込 検定等	受験検定	英語検定等（英語検定・TOEIC・GTEC） 漢字検定 ・ 数学検定			
	検定日		申込み級	級	
検定料		円			
補助金交付請求額		円			
振 込 先	金融機関名		支店名等		
	金融機関コード		店舗コード		
	預金種別	普通・当座	口座番号		
	口座名義人	フリガナ			

※振込先には、申請者名義の金融機関口座を御記入ください。

※補助金交付請求額は検定料の2分の1を乗じた金額（100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）を御記入ください。

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

守谷市長

守谷市各種検定料補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のありました補助金の交付について、下記のとおり決定いたしましたので通知します。

記

- 1 補助金の交付を決定する。

交付決定額

円

- 2 補助金の不交付を決定する。

（不交付の理由）

協議	頁数
5号	5

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

守谷市長

守谷市各種検定料補助金交付取消・返還命令書

年 月 日付で請求のあった守谷市各種検定料補助金の交付について、下記のとおり取り消したので、守谷市各種検定料補助金交付要綱の規定により通知します。

また、既に交付した補助金の返還を命じます。

記

- 1 返還対象検定名
- 2 受験者名
- 3 取消理由
- 4 返還額

円

協 議	頁 数
5 号	6

協議第6号

守谷市立中学校自転車通学用ヘルメット購入補助金交付要綱の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき補助執行する市長の権限に属する事務である補助金の交付事業において、令和5年4月に道路交通法（昭和35年法律第105号）が改正されたことに伴い、自転車乗車時のヘルメットの着用が努力義務となったため、守谷市立中学校に在籍する生徒が安全に自転車通学でき、購入に係る負担軽減を図るため、守谷市立中学校自転車通学用ヘルメット購入補助金交付要綱を制定することについて協議を求める。

令和8年3月25日 提出
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正

協議	頁数
6号	1

守谷市告示第〇〇号

守谷市立中学校自転車通学用ヘルメット購入補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年〇月〇日

守谷市長 松丸修久

守谷市立中学校自転車通学用ヘルメット購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、守谷市に住所を有し守谷市立中学校に通学している生徒の自転車乗車時における安全を確保するため及び保護者の経済的な負担軽減を図るため、自転車通学用ヘルメット（自転車乗車時の頭部保護を目的として製造されたものであって、市が指定した品番の新品であるもの又は市長が別に定めるものという。以下単に「ヘルメット」という。）の購入に要する経費の一部に対し、守谷市立中学校自転車通学用ヘルメット購入補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、守谷市補助金等交付規則（昭和56年守谷町規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けすることができる者（以下「補助対象者」という。）は、生徒の保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）とし、次に掲げる各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 守谷市内に住所を有し、当該生徒が守谷市立中学校に在籍していること。
- (2) 当該生徒が中学校への自転車通学を学校から許可されており、通学時及びその他学校行事に自転車を利用していること。
- (3) ヘルメットを購入する上で他の補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、ヘルメット本体の購入に要した費用及び送料のうち、補助対象者が現金、クレジットカード、電子マネー等により実質的に自己負担した額とする。ただし、付属品その他の購入に係る費用及びポイント、クーポン、割引券その他これらに類するものにより減額された額は、補助対象経費から除くものとする。

(補助金の額)

協議	頁数
6号	2

第4条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1に相当する額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、2,000円を上限とする。

2 補助金の交付は生徒1人につき1回限りとする。
（交付申請等）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、守谷市立中学校自転車通学用ヘルメット購入補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に必要事項を記入の上、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) ヘルメットの購入費用に係る領収書その他の支払いを証する書類の写し
- (2) ヘルメットの型番が分かる資料
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請期限は原則として、ヘルメットを購入した日の属する会計年度の翌会計年度の12月末と当該生徒が卒業する日のいずれか早い日までとする。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、補助金の交付を決定したときは、申請者が指定する口座への振込をもって交付決定の通知に代えるものとし、補助金を交付しないことを決定したときは、守谷市立中学校自転車通学用ヘルメット購入補助金不交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第7条 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けた場合には、当該補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。この場合において、市長は、守谷市立中学校自転車通学用ヘルメット購入補助金交付決定取消・返還命令書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（補足）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行し、令和7年4月1日以降に購入したヘルメットについて適用する。

守谷市長 宛て

申請者 (保護者) 住所
氏名
電話番号

守谷市立中学校自転車通学用ヘルメット購入補助金交付申請書兼請求書

守谷市立中学校自転車通学用ヘルメット購入補助金交付要綱の規定により、下記のとおり申請及び請求します。

記

生徒氏名	
学校名	学校 年 組
購入金額	円 (税込) ※補助対象の金額のみを記入すること
申請額	円 ※購入金額×1/2 (100円未満切り捨て) 上限 2,000円

振込先 (※申請者本人の口座に限ります。)

金融機関名	銀行 金庫 農協 組合	本店 支店 出張所
口座種別	普通・当座	口座番号
口座名義人 (フリガナ)		
口座名義人 (漢字)		

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

様

守谷市長

守谷市立中学校自転車通学用ヘルメット購入補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった守谷市立中学校自転車通学用ヘルメット購入補助金については、下記のとおり交付しないことを決定しましたので通知します。

記

生徒氏名	
申請年月日	
不交付理由	
備考	

様式第3号(第8条関係)

第 年 月 日 号

様

守谷市長

守谷市立中学校自転車通学用ヘルメット購入補助金交付決定取消・返還命令書

年 月 日付で交付した守谷市立中学校自転車通学用ヘルメット購入補助金について、下記のとおり取り消したので、守谷市立中学校自転車通学用ヘルメット購入補助金交付要綱の規定により通知します。
また、既に交付した補助金の返還を命じます。

記

1 申請者名

2 生徒氏名

3 取消理由

4 返還額 円

協議	頁数
6号	6

協議第7号

守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき補助執行する市長の権限に属する事務である児童クラブ運営事業において、守谷市内児童クラブの待機児童対策による施設の増減に伴い、児童クラブ名称及び定員の加除を行うとともに、保育料の滞納者に対する措置に関する規定を加えることについて協議を求める。

令和8年3月25日 提出
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正

協議	頁数
7号	1

守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 月 日

守谷市長

守谷市規則第 号

守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年守谷市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中第28号を削り、同条第27号中「30人」を「40人」に改め、同号を同条第28号とし、同条中第19号から第26号までを1号ずつ繰り下げ、第18号の次に次の1号を加える。

(19) 郷州小学校第4児童クラブ 40人

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(保育料等滞納者に対する処置)

第12条 市長は、第4条第1項の申込時において申込者が条例第8条に規定する保育料（以下単に「保育料」という。）又は第6条第1項に規定する傷害保険の加入に係る保険料（以下単に「保険料」という。）を滞納していると認められる場合には、児童クラブの利用を許可しないことができる。

2 市長は、申込者が正当な理由なく保育料を3月分以上滞納したとき又は保険料を納付期限までに納付しないときは、納付の督促を行い、なお納入されない場合には、利用許可を取り消すことができる。

3 市長は、前項の規定により利用許可の取消しを決定したときは、児童クラブ利用許可取消決定通知書（様式第10号）により、当該申込者に通知するものとする。

様式第9号の次に次の1様式を加える。

協議	頁数
7号	2

年 月 日

様

守谷市長

児童クラブ利用許可取消決定通知書

このことについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

児 童 名	
児童クラブ名	
退所予告日	年 月 日
退所決定理由	

※ ただし、年 月 日までに保育料及び保険料を完納した場合は、その限りではありません。

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則新旧対照表

改 正	現 行
<p>(定員)</p> <p>第2条 各児童クラブの定員は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) から (18) まで (略)</p> <p><u>(19) 郷州小学校第4児童クラブ 40人</u></p> <p><u>(20) (略)</u></p> <p><u>(21) (略)</u></p> <p><u>(22) (略)</u></p> <p><u>(23) (略)</u></p> <p><u>(24) (略)</u></p> <p><u>(25) (略)</u></p> <p><u>(26) (略)</u></p> <p><u>(27) (略)</u></p> <p><u>(28) 黒内小学校第9児童クラブ 40人</u></p> <p>(削除)</p> <p>(29) から (38) まで (略)</p> <p>(保育料等滞納者に対する処置)</p> <p><u>第12条 市長は、第4条第1項の申請時において申込者が守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例第8条に規定する保育料 (以下単に「保育料」という。</u></p>	<p>(定員)</p> <p>第2条 各児童クラブの定員は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) から (18) まで (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(19) (略)</u></p> <p><u>(20) (略)</u></p> <p><u>(21) (略)</u></p> <p><u>(22) (略)</u></p> <p><u>(23) (略)</u></p> <p><u>(24) (略)</u></p> <p><u>(25) (略)</u></p> <p><u>(26) (略)</u></p> <p><u>(27) 黒内小学校第9児童クラブ 30人</u></p> <p><u>(28) 黒内小学校第10児童クラブ 30人</u></p> <p>(29) から (38) まで (略)</p> <p>(新設)</p>

）又は第6条第1項に規定する傷害保険の加入に係る保険料（以下単に「保険料」という。）を滞納していると認められる場合には、児童クラブの利用を許可しないことができる。

2 市長は、申込者が正当な理由なく保育料を3月分以上滞納したとき又は保険料を納付期限までに納付しないときは、納付の督促を行い、なお納入されない場合には、利用許可を取り消すことができる。

3 市長は、前項の規定により利用許可の取消しを決定したときは、児童クラブ利用許可取消決定通知書（様式第7号）により、当該申込者に通知するものとする。

（補足）

第13条（略）

様式第10号（第12条関係）

【別記1 参照】

（補足）

第12条（略）

（新設）

7	協
号	議
6	頁
	数

様式第 10 号(第 12 条関係)

年 月 日

様

守谷市長

児童クラブ利用許可取消決定通知書

このことについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

児 童 名	
児童クラブ名	
退所予告日	年 月 日
退所決定理由	

※ ただし、年 月 日までに保育料及び保険料を完納した場合は、その限りではありません。

協議第8号

守谷市学校給食費及び学校給食の提供等に関する規則の一部を改正する規則について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき補助執行する市長の権限に属する事務である学校給食に関する事業について、以下の事項について、標記規則の一部改正について協議を求める。

- ・国及び県からの「給食費負担軽減交付金」の活用による学校給食費の改正
- ・夏季休業日の改正に伴う給食提供月の改正

令和8年3月25日 提出
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正

協議	頁数
8号	1

守谷市学校給食費及び学校給食の提供等に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和8年3月 日

守谷市長

守谷市規則第 号

守谷市学校給食費及び学校給食の提供等に関する規則の一部を改正する
規則

守谷市学校給食費及び学校給食の提供等に関する規則（令和5年守谷市規則
第37号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「ただし、7月分及び8月分は1月分として扱うものとする
。」を「ただし、8月分を除く。」に、同項第1号中「4,200円」を「1
,000円」に、同項第2号中「4,500円」を「2,000円」に、同項
第3号中「5,300円」を「6,000円」に改め、同条中第2項を削り、
第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第9条表中「7月及び8月」を「7月」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

協 議	頁 数
8 号	2

守谷市学校給食費及び学校給食の提供等に関する規則新旧対照表

改正	現 行
<p>(学校給食費の額)</p> <p>第7条 学校給食費の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、<u>8月分を除く。</u></p> <p>(1) 守谷市立小学校の児童 月額<u>1,000円</u></p> <p>(2) 守谷市立中学校の生徒 月額<u>2,000円</u></p> <p>(3) 教職員等 月額<u>6,000円</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2 削除</p>	<p>(学校給食費の額)</p> <p>第7条 学校給食費の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、<u>7月分及び8月分は1月分として扱うものとする。</u></p> <p>(1) 守谷市立小学校の児童 月額<u>4,200円</u></p> <p>(2) 守谷市立中学校の生徒 月額<u>4,500円</u></p> <p>(3) 教職員等 月額<u>5,300円</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2 市長は、次のいずれかに該当する場合は、前項に規定する学校給食費の額に代えて、各号に定める方法で計算するものとする。この場合において、学校給食費1食当たりの単価は、前項に定める月額に11を乗じ、当該年度の提供日数で除して得た額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。)とする。</p> <p>(1) 児童又は生徒及び教職員等が転入転出その他の理由により月の中途から給食の提供を受けた又は受けなかった場合 学校給食費1食当たりの単価に、喫食した日数を乗じて得た額。ただし、前項に定める月額を超える場合は、前項の額を適用するものとする。</p> <p>(2) 児童又は生徒及び教職員等が月の途中で給食の提供を受けることを停止した日数が月のうち引き続き5</p>

日以上あった場合 学校給食費 1 食当たりの単価に、喫食した日数を乗じて得た額。ただし、前項に定める月額を超える場合は、前項の額を適用するものとする。

(3) 児童又は生徒が体質改善等を理由として、変更等届により継続して牛乳の飲用を止め、月を通じて牛乳を飲用しなかった場合 当該年度の牛乳の契約単価に当該年度の提供日数を乗じて得た額を 11 で除した額を前項に定める月額から差し引いた額 (10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。)

2 略

3 略

第 8 条 略

第 9 条 略

【別記参照】

3 略

4 略

第 8 条 略

第 9 条 略

【別記参照】

【別記】

(改正)

給食提供月	納入期限	給食提供月	納入期限
4月	6月末日	11月	12月25日
5月	7月末日	12月	1月末日
6月	8月末日	1月	2月末日
7月	9月末日	2月	3月29日
9月	10月末日	3月	
10月	11月末日		

(現行)

給食提供月	納入期限	給食提供月	納入期限
4月	6月末日	11月	12月25日
5月	7月末日	12月	1月末日
6月	8月末日	1月	2月末日
7月及び8月	9月末日	2月	3月29日
9月	10月末日	3月	
10月	11月末日		

○守谷市学校給食費及び学校給食の提供等に関する規則

令和5年12月19日

規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、法令その他別に定めがあるもののほか、学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項の規定に基づき、守谷市立小学校及び中学校における学校給食費に関する取扱い及び学校給食の提供等に関し必要な事項を定めるものとする。

(学校給食の提供日数)

第2条 学校給食（学校給食法第3条第1項に規定する学校給食をいう。以下同じ。）の提供日数は、年間200日を基準として、市長が別に定める。

(学校給食費の納入義務者)

第3条 学校給食費の納入義務者（以下「納入義務者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 守谷市立小学校及び中学校に在籍する児童又は生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下単に「保護者」という。）

(2) 学校教職員及び他の職員並びにその他定例的に学校給食の提供を受ける者（給食業務受託事業者を含む。以下「教職員等」という。）

(3) 試食会等により、臨時的に学校給食を喫食する者（以下「その他喫食者」という。）

(学校給食の申込等)

第4条 学校給食の提供を受けようとする保護者は、守谷市学校給食提供申請書（様式第1号。以下「給食申請書」という。）を守谷市立小学校又は中学校の校長（以下「学校長」という。）を通じて市長に提出しなければならない。

2 学校給食の提供を受けようとする教職員等は、守谷市学校給食提供申請書（職員等申込）（様式第2号）を、学校長を通じて市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合においては、これを省略することができる。

3 学校給食の提供を受けようとするその他喫食者は、守谷市学校給食臨時提供申請書（様式第3号）を、市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合においては、これを省略することができる。

4 学校長は、自校に所属する児童又は生徒及び教職員等の給食申込状況を取りまとめるものとする。

(給食申請内容の変更)

第5条 前条第1項の規定による申請をした保護者は、申請内容に変更が生じたときは、守谷市学校給食提供変更等届（様式第4号。以下「変更等届」と

いう。)を市長に提出しなければならない。

- 2 前条第2項の規定による申請をした教職員等は、申請内容に変更が生じたときは、守谷市学校給食提供申請書(職員等変更)(様式第5号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合においては、これを省略することができる。

(給食受給人員の報告)

第6条 学校長は、学校給食の実施月における給食の提供を受ける児童又は生徒及び教職員等の喫食予定数について、月別給食実施人員報告書・行事予定報告書(様式第6号)を作成し、当該月の前月5日までに市長に報告しなければならない。

- 2 学校長は、給食提供月において変更等届の提出により、申込内容に変更があった当該児童又は生徒の給食確定数を、学校給食喫食状況報告書(様式第7号)により、当該月の翌月5日までに市長に報告しなければならない。

(学校給食費の額)

第7条 学校給食費の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、7月分及び8月分は1月分として扱うものとする。

- (1) 守谷市立小学校の児童 月額4,200円
- (2) 守谷市立中学校の生徒 月額4,500円
- (3) 教職員等 月額5,300円
- (4) その他喫食者 1食あたり300円

2 市長は、次のいずれかに該当する場合は、前項に規定する学校給食費の額に代えて、各号に定める方法で計算するものとする。この場合において、学校給食費1食当たりの単価は、前項に定める月額に11を乗じ、当該年度の提供日数で除して得た額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。)とする。

- (1) 児童又は生徒及び教職員等が転入転出その他の理由により月の中途から給食の提供を受けた又は受けなかった場合 学校給食費1食当たりの単価に、喫食した日数を乗じて得た額。ただし、前項に定める月額を超える場合は、前項の額を適用するものとする。
- (2) 児童又は生徒及び教職員等が月の途中で給食の提供を受けることを停止した日数が月のうち引き続き5日以上あった場合 学校給食費1食当たりの単価に、喫食した日数を乗じて得た額。ただし、前項に定める月額を超える場合は、前項の額を適用するものとする。
- (3) 児童又は生徒が体質改善等を理由として、変更等届により継続して牛乳の飲用を止め、月を通じて牛乳を飲用しなかった場合 当該年度の牛乳の契約単価に当該年度の提供日数を乗じて得た額を11で除した額を前項に定める月額から差し引いた額(10円未満の端数が生じたときは、これを

切り捨てた額。)

- 3 前項の規定にかかわらず、市長が認める場合には、別に定める方法で計算する。
- 4 変更等届の提出があり、相当と認めるときは、その旨を守谷市学校給食提供変更による給食費の決定通知書（様式第8号）により保護者に通知するものとする。

（学校給食費の納付方法）

第8条 児童又は生徒の学校給食費は、口座振替の方法により納付するものとする。ただし、これにより難いと市長が認めるときは、納付書その他の市長が認める方法により納付することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、保護者が学校教育法第19条の規定による援助又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助を受けている場合における学校給食費の納付方法については、市長が別に定める。

- 3 教職員等及びその他喫食者の学校給食費は、市長が定める方法により納付するものとする。

（学校給食費の納入期限）

第9条 学校給食費の納入期限（以下「納入期限」という。）は、次の表に掲げる給食提供月の区分に応じ、同表に掲げる納入期限とする。

給食提供月	納入期限	給食提供月	納入期限
4月	6月末日	11月	12月25日
5月	7月末日	12月	1月末日
6月	8月末日	1月	2月末日
7月及び8月	9月末日	2月	3月29日
9月	10月末日	3月	
10月	11月末日		

- 2 前項に掲げる納入期限が守谷市の休日を定める条例（平成元年守谷町条例第35号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日以後最初の平日を納入期限とする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、市長は、納入期限までに納入することが困難であると認めるときは、別に納入期限を定めることができる。

（督促）

第10条 市長は、納入義務者が納入期限までに学校給食費を納入しないときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による督促によっても、相当の期間、当該学校給食費が納付されないときは、学校給食の適正な運営を確保するため、児童手当法（昭和46年法律第73号）第21条の規定による児童手当から保護者の申

出により徴収することができる。

(還付及び充当)

第11条 市長は、学校給食費につき過誤納金がある場合において、当該納入義務者に、未納の学校給食費があるときは当該過誤納金を当該未納の学校給食費に充当し、未納の学校給食費がないときは当該過誤納金を当該納入義務者に還付する。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則の施行日前においても、施行の日以後における給食費の徴収に関して、給食の申込及び口座振替等の必要な準備行為を行うことができる。

協 議	頁 数
8 号	9

守谷市長 宛て

守谷市学校給食提供申請書

下記の児童又は生徒について、守谷市学校給食費に関する規則の規定により、学校給食を次のとおり申し込みます。

※ 1又は2のいずれかに「○」を付けてください。

児童生徒	ふりがな			
	児童生徒氏名			
	学校名		学年	
(申込者) 保護者	ふりがな			
	保護者氏名			
	続柄			
	住所 (送付先)			
	連絡先			

- 1 学校給食の提供を申し込みます。なお、学校給食費は市が定める期日までに納入することを確約いたします。

希望する給食の内容（いずれかに「○」を付けてください。）

- | | | |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| [| (1) 完全給食 (提供する内容：主食、おかず、牛乳)
(2) 牛乳の停止 (提供する内容：主食、おかず)
※牛乳の停止は裏面注意事項をお読みください。
(3) 主食副食の停止 (提供する内容：牛乳のみ) |] |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|

- 2 学校給食の提供を申し込みません。

- | | | |
|---|----|---|
| [| 理由 |] |
|---|----|---|

【裏面に続く】

【 注意事項 】

- ・本申請書は、児童又は生徒1名につき1枚ずつ記入し、在籍する学校長に提出してください。
- ・本申請書による学校給食の提供は、特に申し出のない限り、守谷市立小学校に入学時から、守谷市立中学校を卒業し、又は市外の学校等に転校したときまで継続します。
- ・牛乳停止及び食物アレルギー対応が必要な方は、『守谷市学校給食における食物アレルギー対応マニュアル』をお読みの上、「学校給食における食物アレルギー対応申請書」をご提出ください。
- ・学校給食費を滞納し、督促の送達を受けてもなお納付されない場合は、児童手当等からの徴収又は支払い督促の申立て等の法的措置を執ることがあります。

児童手当・特例給付に係る学校給食費の徴収等に関する届出書

(滞納分のみ)

守谷市長 宛て

下記の事項について 同意します 同意しません

- (1) 私は、児童手当法第21条第1項・第2項の規定に基づき、市長から支給を受ける児童手当等(児童手当及び特例給付金)の額から、当該児童手当等の支払期日をもって過年度滞納分の給食費の支払いに充てる旨を申し出ます。

なお、申出の撤退を行わない限りにおいて、本申出に基づき、守谷市立中学校を卒業又は市外の学校等への転校まで、児童手当等から過年度滞納分の給食費の支払いに充てるものとします。

- (2) 上記記入事項に不明な点が生じた場合は、関係部署からの照会に応じることを承諾します。

年 月 日

(自署)

保 護 者

.....

上記の配偶者

.....

※該当者がいない場合には記入不要

協 議	頁 数
8 号	11

様式第2号（第4条関係）

守谷市学校給食提供申請書（職員等申込）

年 月 日

守谷市長 宛て

守谷市学校給食費に関する規則の規定により、別紙名簿の職員等の当該年度の学校給食の提供を申し込みます。

なお、学校給食費は市が定める期日までに納入することを確約いたします。

学校名 (又は所属名)	
代表者名 (校長等)	
連絡担当者	
電話番号	

【注意事項】

- ・この申込書の提出をもって、学校給食の提供を承諾します。
- ・この申込書は当該年度のみ有効とします。
- ・別紙名簿にある申込者に追加・削除が生じたときは、守谷市学校給食提供申込書（職員等変更）（様式第5号）により届出願います。
- ・牛乳減免・食物アレルギー疾患等については対応できませんのでご了承ください。

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

（申込先）
守谷市長 宛て

申込者
住所
氏名
電話番号

守谷市学校給食臨時提供申請書

守谷市学校給食費に関する規則の規定により、下記のとおり学校給食の提供を申し込みます。

提供を受ける者 (氏名または団体名)	
提供希望日	年 月 日 ~ 年 月 日
提供人員数	
提供場所 ※いずれかに○	1 守谷市立 学校 2 学校給食センター
理由	1 試食会 2 その他 ()

備考

- この申込書は、提供を希望する日の10日前（守谷市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）までに提出してください。
- 牛乳減免・食物アレルギー疾患等については対応できませんのでご了承ください。

守谷市長 宛て

守谷市学校給食提供変更等届

対象となる 児童生徒	ふりがな			
	氏名			
	学校名	学校	学年	
(申込者) 保護者	ふりがな			
	氏名			
	続柄			
	住所 (送付先)			
	連絡先	(自宅電話)		
(携帯電話)				
変更内容	1 提供開始 (給食提供の再開) 2 提供停止 (給食提供の一時停止・市外転校等による提供終了) 3 申込内容変更 (市内転校や保護者名義変更等)			
届出事由 ※ 該当するものに○を付けてください	1 転校 (学校より 学校へ) 2 転出 (学校へ) 転出後住所： 3 申込内容変更 変更項目： 4 長期欠席のため 5 その他 (以下に理由を記載) 理由：			
適用期間 ※1	年 月 日から 年 月 日			
学校給食の区分	1 完全給食 (主食・牛乳・副食) 2 牛乳停止 ※2 3 牛乳のみ (牛乳以外停止) 4 喫食なし			

※1 給食を停止できるのは、原則変更等届を受領後2日後 (守谷市の休日を定める条例 (平成元年守谷町条例第35号) 第1条第1項に規定する市の休日を除く。) の給食からです。

※2 牛乳停止及び食物アレルギー対応が必要な方は、『守谷市学校給食における食物アレルギー対応マニュアル』をお読みの上、「学校給食における食物アレルギー対応申請書」をご提出ください。

様式第5号（第5条関係）

年 月 日

守谷市長 宛て

守谷市学校給食提供申請書（職員等変更）

- 1 守谷市学校給食費に関する規則の規定により、下記のとおり学校給食の提供を申し込みます。また、守谷市が定める方法により給食費を納付することを約束します。
- 2 守谷市の学校給食を以下の理由により、（変更・停止）します。

理由等：

記

ふりかな 氏名	
適用期間 (上記2を選んだ場合のみ記入)	年 月 日 ~ 年 月 日
勤務先	
代表者名 (校長等)	
担当者名 (問い合わせ先)	

備考

- 1 この申込書による学校給食の提供は、当該年度のみ有効とします。
- 2 牛乳減免・食物アレルギー疾患等については対応できませんのでご了承ください。

学年		組		児童生徒数	教職員数	給食実施数	牛乳減免数	学年	組	児童生徒数	教職員数	給食実施数	牛乳減免数	
1	1							4	1					
	2								2					
	3								3					
	4								4					
	5								5					
	6								6					
	7								7					
	8								8					
小計								小計						
2	1							5	1					
	2								2					
	3								3					
	4								4					
	5								5					
	6								6					
	7								7					
	8								8					
小計								小計						
3	1							6	1					
	2								2					
	3								3					
	4								4					
	5								5					
	6								6					
	7								7					
	8								8					
小計								小計						
その他の連絡事項								児童生徒数合計						
								教職員数合計						
								職員室教職員数						
								給食実施総数						
								牛乳減免数						

日付	実施調整日	不定期で食べる人員継続する人員は記載しないでください。							合計	給食実施数	職員室合計
		クラス備考	クラス備考	クラス備考	クラス備考	クラス備考	クラス備考	クラス備考			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
31											

欠食行事予定報告			
日付	実施調整日	欠食する学年等	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			

※ 前月の5日までに報告してください。
 ※ 報告内容に変更がある場合は、その都度電話連絡の上、変更内容を明記した変更後の月別給食実施人員報告書を提出してください。

年 月 日

守谷市長 宛て
（学校給食センター扱い）

学校名 _____
 学校長名 _____
 担当者名 _____

学校給食喫食状況報告書

給食費の額の変更について、次のとおり報告します。

年 月分

給食開始日 及び終了日	停止 日数	実食数	学年クラス	氏名	備考
月 日から 月 日まで	日	食	年 組		
月 日から 月 日まで	日	食	年 組		
月 日から 月 日まで	日	食	年 組		
月 日から 月 日まで	日	食	年 組		
月 日から 月 日まで	日	食	年 組		
月 日から 月 日まで	日	食	年 組		
月 日から 月 日まで	日	食	年 組		
月 日から 月 日まで	日	食	年 組		

- ※1 給食費の額に変更があった月の翌月5日までに報告してください。
- 2 停止日数からは、学校等の休業日を除いてください。
- 3 この報告書は、当該月で定額（月額）を徴収してはいけない者についての報告です。（月のうち給食提供を全く受けなかった者、給食を停止した日数が引き続き5日以上あった者、食物アレルギーその他の理由により牛乳を停止している者など）

様

守谷市長

守谷市学校給食提供変更による給食費の決定通知書

先般申し出のありました守谷市学校給食提供変更等届により、下記のとおり給食費の額が変更となりましたので、守谷市学校給食費に関する規則の規定により通知いたします。

学校名	
学年・組	
児童・生徒名	
理 由	
決定日	
期 間	
給食費の額	
その他	

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第4条関係)

様式第4号 (第5条関係)

様式第5号 (第5条関係)

様式第6号 (第6条関係)

様式第7号 (第6条関係)

様式第8号 (第7条関係)

協議	頁数
8号	20

報告第2号

学校給食センター運営委員会からの答申について

令和8年2月26日付け守教委発第1096号にて学校給食センター運営委員会に諮問した件につきまして、同日付けで答申がありましたので、別紙のとおり報告します。

令和8年3月25日 報告
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正

報告	頁数
2号	1

令和8年2月26日

守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正 様

学校給食センター運営委員会
委員長 平山 麻理子



学校給食センター運営委員会への諮問について（答申）

令和8年2月26日付け守教委発第1096号により諮問のあった下記の事項について、意見を付して原案のとおり異議なく答申します。

記

1 諮問事項

守谷市学校給食費の改正について

2 付帯意見

保護者等の理解を得られるよう、守谷市の学校給食の状況や金額設定の根拠などについてわかりやすい資料を提示するなど、周知の方法を工夫すること。

報告	頁数
2号	2

報告第3号

令和8年守谷市議会3月定例会月議会について（教育委員会所管分）

- 1 議案第10号 守谷市教育委員会が任用するフルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例 P2～P6

議決日 令和8年3月 日
議決結果 原案

- 2 議案第21号 守谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 P7～P9

議決日 令和8年3月 日
議決結果 原案

- 3 議案第23号 令和7年度守谷市一般会計補正予算（第5号）
（教育委員会所管分）・・・別紙資料①

議決日 令和8年3月 日
議決結果 原案

- 3 議案第28号 令和8年度守谷市一般会計予算（教育委員会所管分）
・・・別紙資料②

議決日 令和8年3月 日
議決結果 原案

- 4 「市政に関する一般質問」について ・・・別紙資料③

別紙のとおり

令和8年3月25日 報告
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正

議案第10号

守谷市教育委員会が任用するフルタイム会計年度任用職員の給与
に関する条例

守谷市教育委員会が任用するフルタイム会計年度任用職員の給与に関する条
例を別紙のとおり制定する。

令和8年3月2日 提出

守谷市長 松丸修久

令和 年 月 日 原案 決

報告	頁数
3 号	2

守谷市教育委員会が任用するフルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、守谷市教育委員会が教科担任教職員として任用する法第22条の2第1項第2号に規定する職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の職務)

第2条 フルタイム会計年度任用職員は、守谷市内の公立小学校に勤務し、守谷市教育委員会が指定した教科について、学習指導及び評定を担当することを主たる職務とする。

(給与)

第3条 この条例において「給与」とは、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当をいう。

2 給与は、他の条例に規定する場合のほか、現金で支払わなければならない。ただし、フルタイム会計年度任用職員からの申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。

(給料表)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、守谷市職員の給与に関する条例（昭和31年守谷町条例第41号。以下「給与条例」という。）第5条第1項に規定する給料表を準用する。

(職務の級及び号給)

第5条 フルタイム会計年度任用職員の職務の級及び号給は、教育委員会規則に定める基準に従い任命権者が決定する。

(給料の支給)

第6条 給料の支給については、給与条例第7条及び第8条の規定を準用する。この場合において、給与条例第8条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

(地域手当)

第7条 地域手当は、給与条例第12条の7の規定を準用する。

(通勤手当)

第8条 通勤手当は、給与条例第12条の3の規定を準用する。

(時間外勤務手当)

第9条 時間外勤務手当は、給与条例第14条第1項、第3項及び第4項の規

報告	頁数
3号	3

定を準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとするほか、必要な読替えは、教育委員会規則で定める。

（休日勤務手当）

第10条 休日勤務手当は、給与条例第15条の規定を準用する。この場合において、同条中「において、正規の勤務時間」とあるのは、「において、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）」と読み替えるものとするほか、必要な読替えは、教育委員会規則で定める。

（夜間勤務手当）

第11条 夜間勤務手当は、給与条例第16条の規定を準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

（端数処理）

第12条 第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第8条の規定により準用する給与条例第12条の3、第9条の規定により準用する給与条例第14条及び前条の規定により準用する給与条例第16条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（期末手当）

第13条 期末手当は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について、給与条例第20条から第20条の3までの規定を準用する。

2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の一会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

（勤勉手当）

第14条 勤勉手当は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員

報 告	頁 数
3 号	4

について準用する。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第21条第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。

(特殊勤務手当)

第15条 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、守谷市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和63年守谷町条例第20号）の定めるところによる。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第16条 第9条の規定により準用する給与条例第14条、第10条の規定により準用する給与条例第15条及び第11条の規定により準用する給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

- 2 次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を、フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(給与の減額)

第17条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、給与条例第13条の規定を準用する。

(旅費)

第18条 フルタイム会計年度任用職員が職務のため旅行したときは、守谷市職員の旅費に関する条例（昭和53年守谷町条例第4号）の規定を準用する。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し、必要な事項は教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

報 告	頁 数
3 号	5

提案理由（議案第10号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、市内公立小学校高学年を対象に理科・図画工作・音楽の教科指導を行う市費負担教職員の任用形態を、フルタイム会計年度任用職員に変更し、教科担任制度の安定運用を図るため、フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例を制定するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

報告	頁数
3号	6

議案第21号

守谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

守谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年守谷市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第16条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和7年10月1日から適用する。

令和8年3月2日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

報 告	頁 数
3 号	7

提案理由（議案第21号）

提案の理由を申し上げます。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の引用の表記を変更するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

報告	頁数
3号	8

守谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第16条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第16条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10各号</u> _____ に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>